

**大和郡山市**  
**子ども・子育て支援事業計画**  
**(第二期)**

令和2年3月

大和郡山市

# はじめに

大和郡山市ではこれまで「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進して参りました。



しかしながら、少子化が確実に進行する中、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、本市においては、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境を整備していく必要があります。

こうした中、本市における子どもや子育てを取り巻く現状や課題を探り、取り組むべき方向を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、このたび「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定しました。

本計画では、市民・地域の皆様とともに、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様、ご意見やご協力をいただきました大和郡山市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ご支援、ご協力いただいたすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます、あいさつとさせていただきます。

令和2年3月

大和郡山市長 上田 清



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	2
4. 計画の期間 .....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 .....	3
1. 人口や世帯、子どもの状況 .....	3
2. 教育・保育の状況 .....	10
3. 子ども・子育て支援事業の事業実績 .....	12
4. 子育て家庭の状況及び子育て支援ニーズ .....	17
5. 第一期計画の実施状況 .....	41
6. 子ども・子育てを取り巻く主な課題 .....	49
第3章 計画の理念と基本方向 .....	53
1. 基本理念 .....	53
2. 基本方向 .....	54
3. 施策体系 .....	55
第4章 施策の具体的な展開 .....	56
1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進 .....	56
2. 子育て・親育ちができる環境づくり .....	60
3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり .....	66
4. 豊かな感性を育てる教育の推進 .....	70
第5章 事業の実施目標 .....	73
1. 基本的な考え方 .....	73
2. 新制度における事業の体系 .....	76
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	77
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	79

第6章 計画の推進に向けて .....	88
1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割 .....	88
2. 推進体制 .....	89
3. 進捗管理・評価 .....	89
資料編 .....	90
1. 大和郡山市子ども・子育て会議条例 .....	90
2. 大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿 .....	92
3. 策定経過 .....	93

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計においても、現在の傾向が続けば、およそ 30 年後の令和 35 年には、日本の総人口が 1 億人を割るとされています。人口減少の速度は緩和されると予測されているものの、世界と比較するとわが国の年少人口割合は小さくなっています。これらの背景には、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化により、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがえます。

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題のひとつです。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月より開始されました。

平成 28 年 6 月には、「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元年 5 月には、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年 10 月から全面的に実施されています。

大和郡山市では、平成 27 年 3 月に「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定し、「安心して子どもを産み育て子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」を基本理念に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

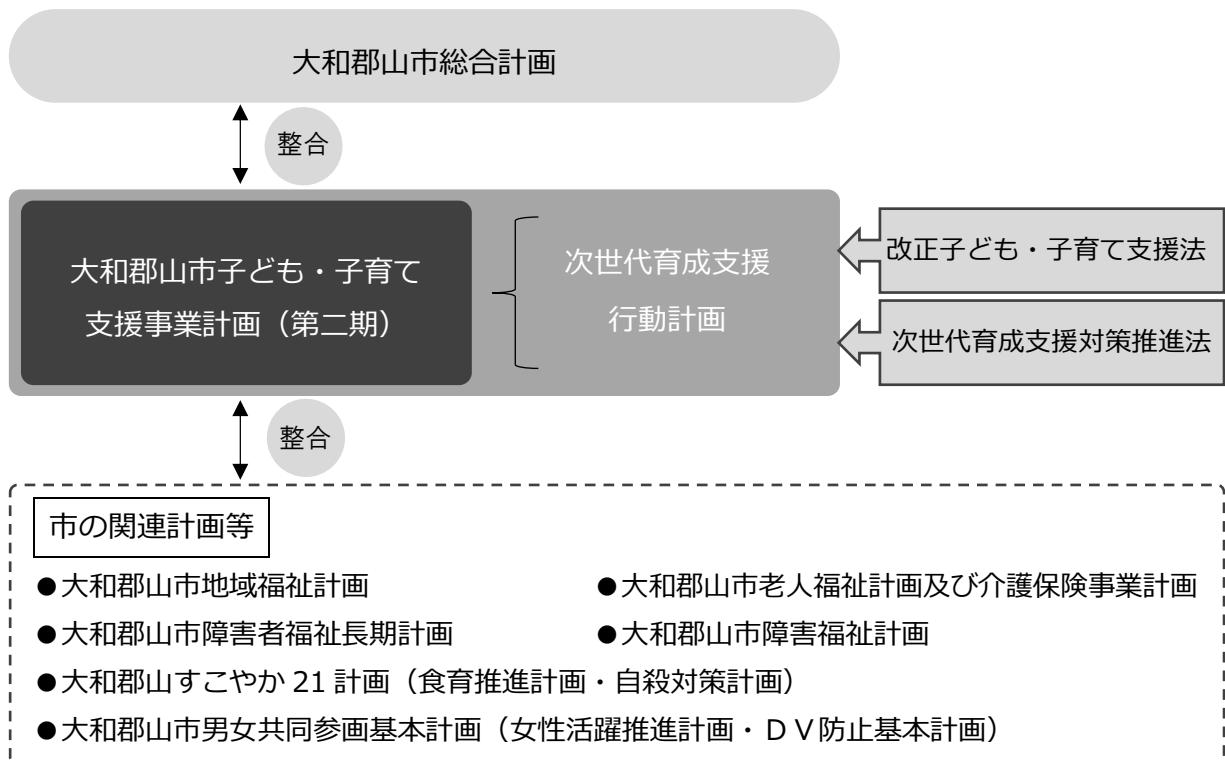
このたび、第一期計画が令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、近年の社会潮流、本市の子どもや子育てを取り巻く現状、第一期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、大和郡山市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、大和郡山市においては「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を、子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画として一体的に策定します。

さらに、本計画の策定にあたっては、「大和郡山市総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



## 3. 計画の対象

本計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5か年とします。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

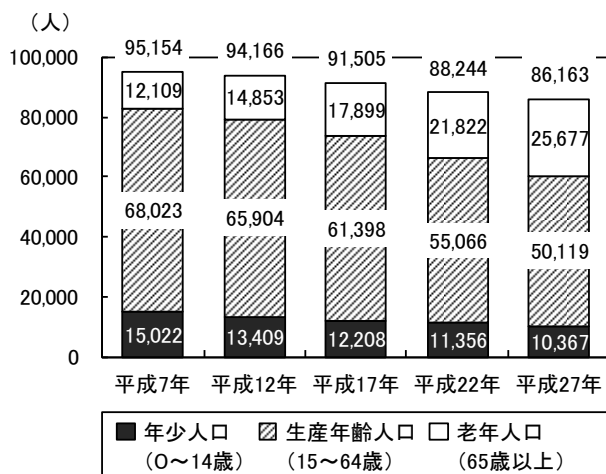
## 1. 人口や世帯、子どもの状況

### (1) 人口の推移

大和郡山市の総人口は平成7年以降減少しており、平成27年には86,163人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

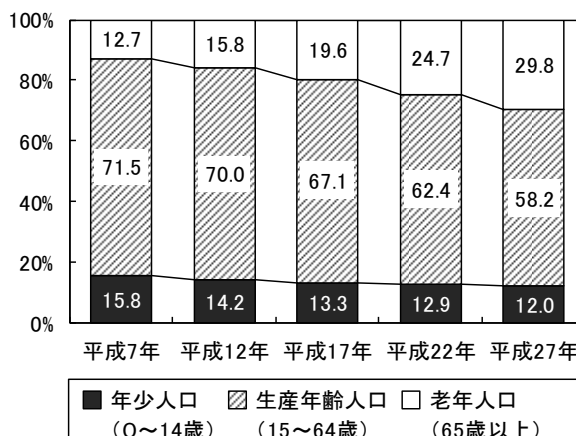
大和郡山市の出生数は平成25年以降概ね減少傾向で推移しています。大和郡山市の出生率を奈良県、全国と比較すると、奈良県、全国よりも低い値で推移しています。

■ 年齢3区分別人口の推移(大和郡山市)



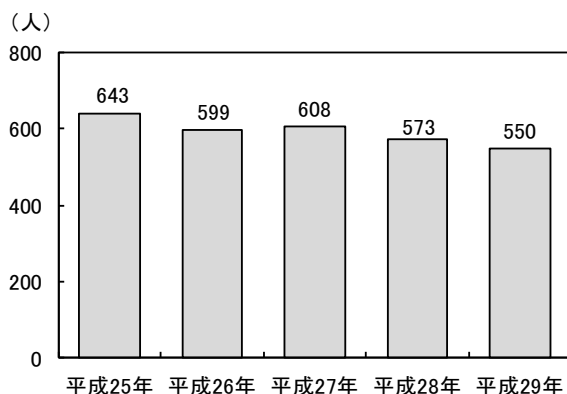
資料：国勢調査  
※年齢不詳を含まない

■ 年齢3区分別人口割合の推移(大和郡山市)



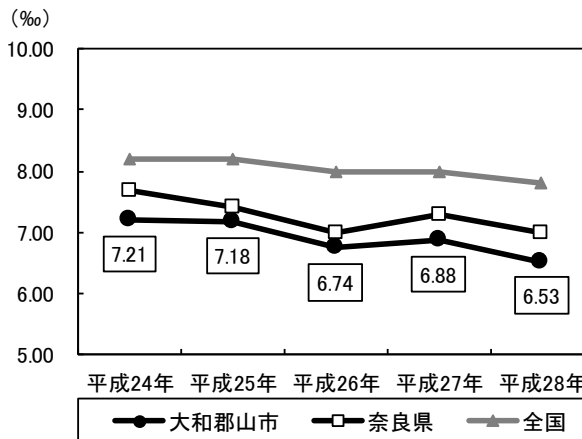
資料：国勢調査  
※年齢不詳を含まない

■ 出生数の推移(大和郡山市)



資料：人口動態統計

■ 出生率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳



## (2) 世帯の状況

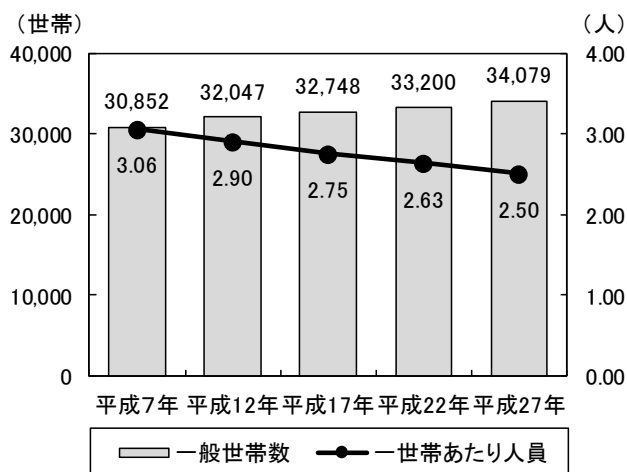
大和郡山市の一般世帯数は平成7年以降増加しており、平成27年には34,079世帯となっています。総人口は減少していることにより、世帯あたり人員は減少し、平成27年には世帯あたり2.50人となっています。

大和郡山市の世帯類型別割合をみると、平成17年から平成27年にかけて核家族世帯、核家族以外の世帯割合（3世代世帯等）が減少し、単独世帯割合が増加しています。また、奈良県、全国と比較すると、大和郡山市は全国より単独世帯割合が低くなっています。

子どものいる世帯割合をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯割合は8.2%、18歳未満世帯員のいる一般世帯割合は22.0%となっています。奈良県、全国と比較すると、6歳未満世帯員のいる一般世帯割合は奈良県、全国よりわずかに低く、18歳未満世帯員のいる一般世帯割合は奈良県よりわずかに低く、全国よりわずかに高くなっていますが、ほぼ平均的な値となっています。

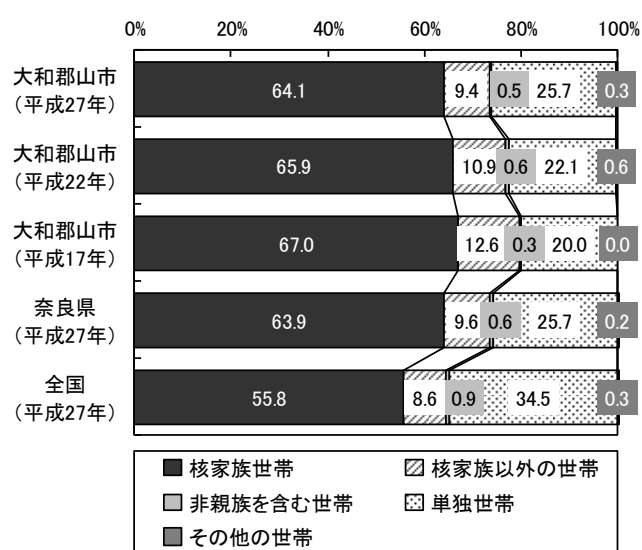
ひとり親家庭世帯の状況をみると、父子世帯数は平成17年以降減少傾向、母子世帯数は平成22年まで増加し、平成27年で減少しています。また、平成27年では父子世帯は奈良県、全国より割合が低い一方で、母子世帯は奈良県、全国より割合が高くなっています。

■ 一般世帯数及び一世帯あたり人員の推移(大和郡山市)



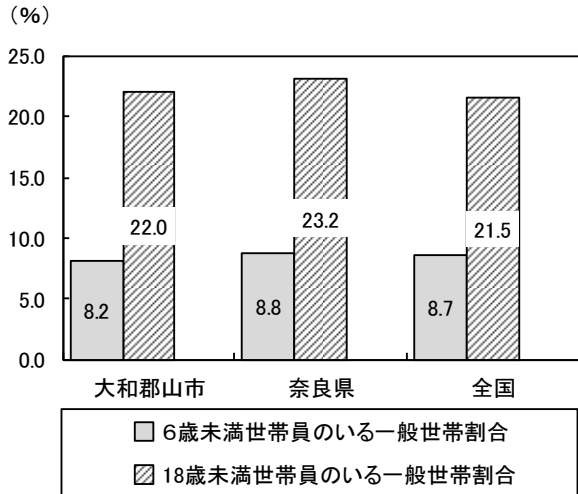
資料：国勢調査

■ 一般世帯における世帯類型別割合の推移



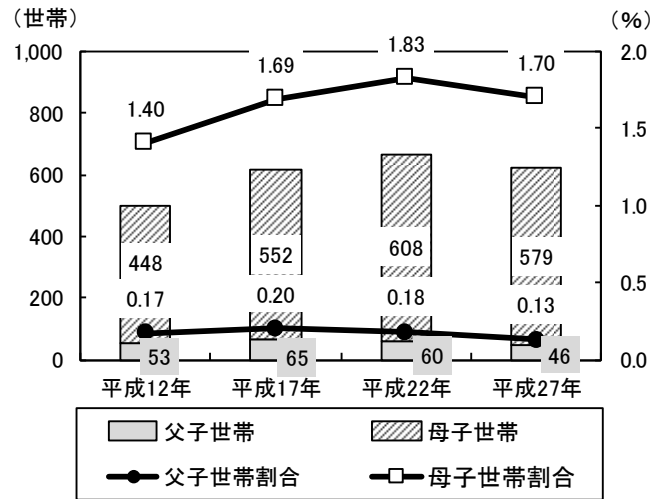
資料：国勢調査

■一般世帯数に占める子どものいる世帯割合の状況



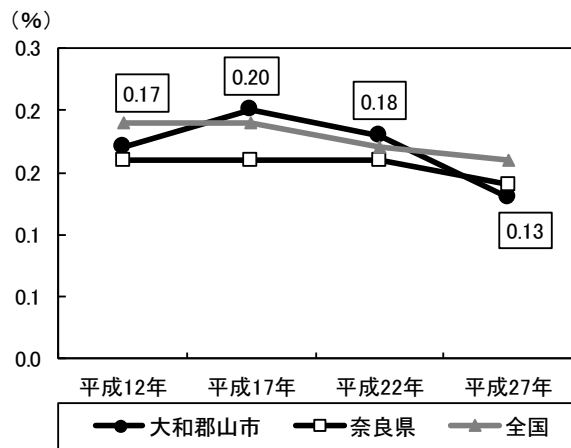
資料：国勢調査（平成27年）

■ひとり親家庭世帯数の推移（大和郡山市）



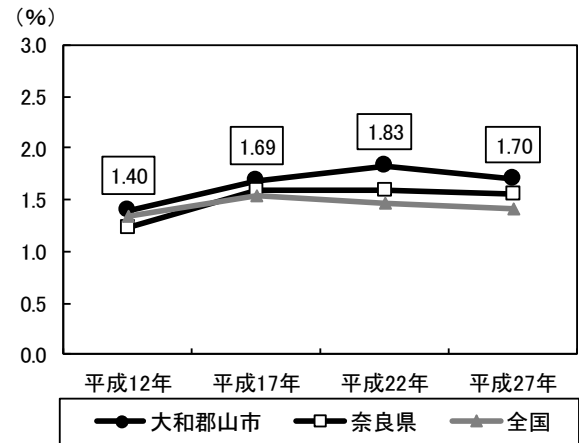
資料：国勢調査

■父子世帯割合の推移



資料：国勢調査

■母子世帯割合の推移



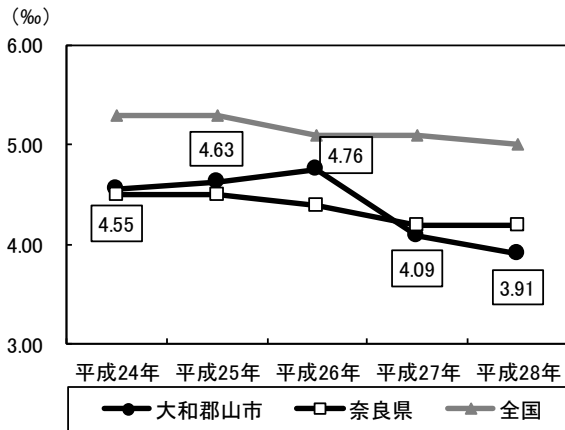
資料：国勢調査

### (3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率の推移をみると、平成24年以降増加傾向となっていたものの、平成26年を境に減少傾向に転じ、平成27年以降は奈良県、全国よりも低い値となっています。

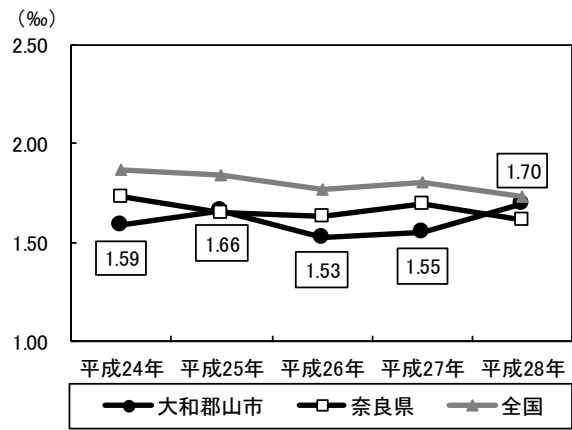
離婚率の推移をみると、平成24年から平成27年にかけて概ね横ばいで推移していたものの、平成28年に増加し、奈良県、全国とほぼ同じ値となっています。

■婚姻率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率(人口千対)の推移

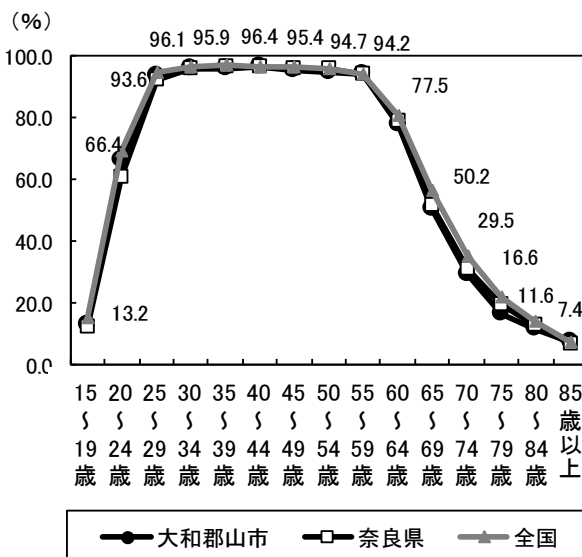


資料：人口動態統計、住民基本台帳

### (4) 就労の状況

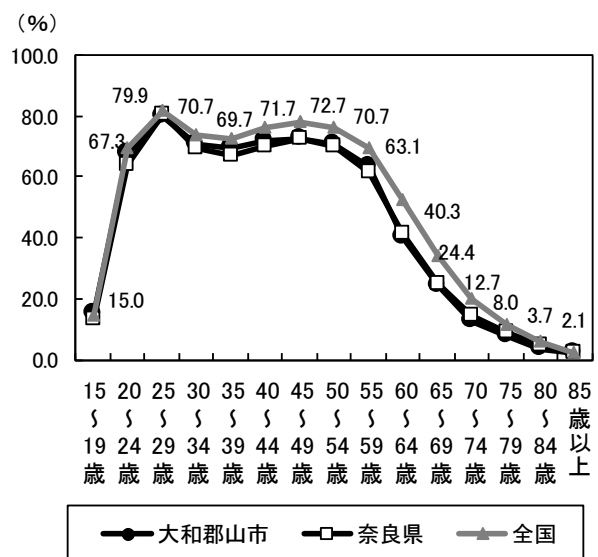
年齢階層別労働力率の状況をみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いています。大和郡山市の女性の労働力率を奈良県、全国と比較すると、労働力率は全国よりも概ね低く奈良県とほぼ同じ値となっていますが、M字カーブの谷は奈良県よりも浅くなっています。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の年齢階層別労働力率の状況

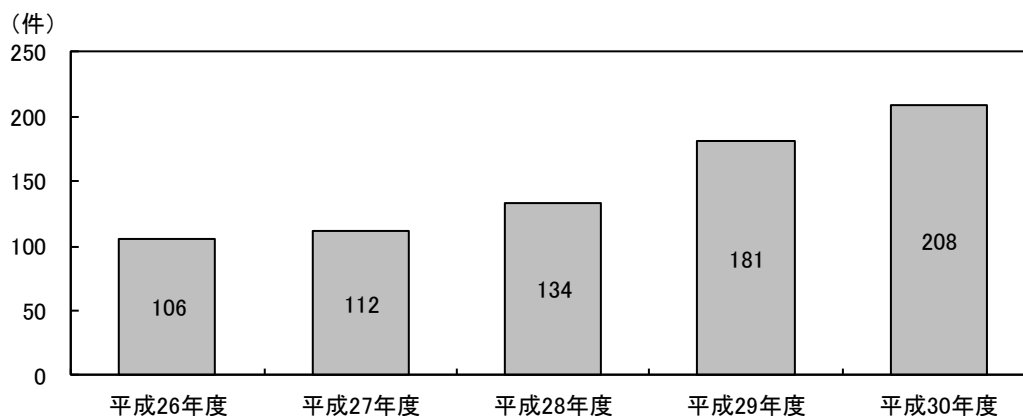


資料：国勢調査（平成27年）

## (5) 児童虐待の状況

児童虐待相談件数の推移をみると、平成26年度以降増加し、平成30年度には208件と、5年間で約2倍に増加しています。

### ■児童虐待相談件数の推移



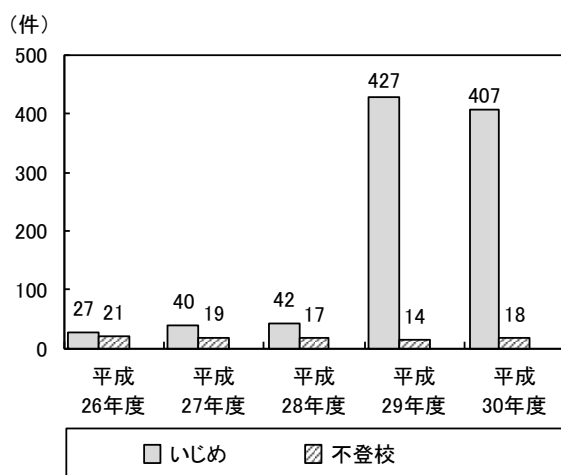
資料：こども福祉課

## (6) いじめ・不登校の状況

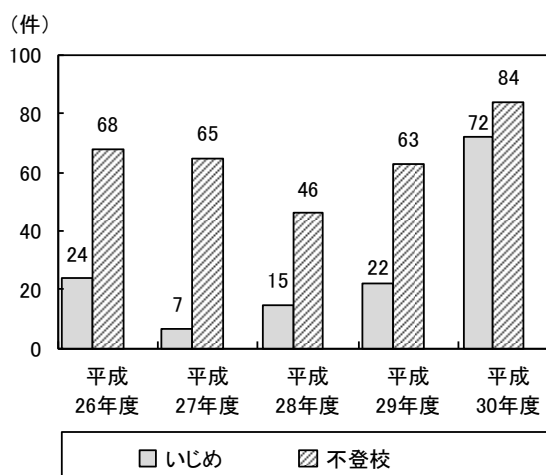
小学生のいじめ・不登校件数の推移をみると、いじめは平成26年度から平成28年度まで概ね横ばいで推移していたものの、平成29年度以降400件台まで急増しています。不登校は平成26年度以降概ね横ばいで推移しています。

中学生のいじめ・不登校件数の推移をみると、いじめは平成27年度以降増加傾向となっており、平成30年度では72件となっています。不登校は平成26年度から平成28年度にかけて減少傾向となっていたものの、平成28年度を境に増加に転じ、平成30年度には84件となっています。

### ■いじめ・不登校件数の推移(小学生)



### ■いじめ・不登校件数の推移(中学生)



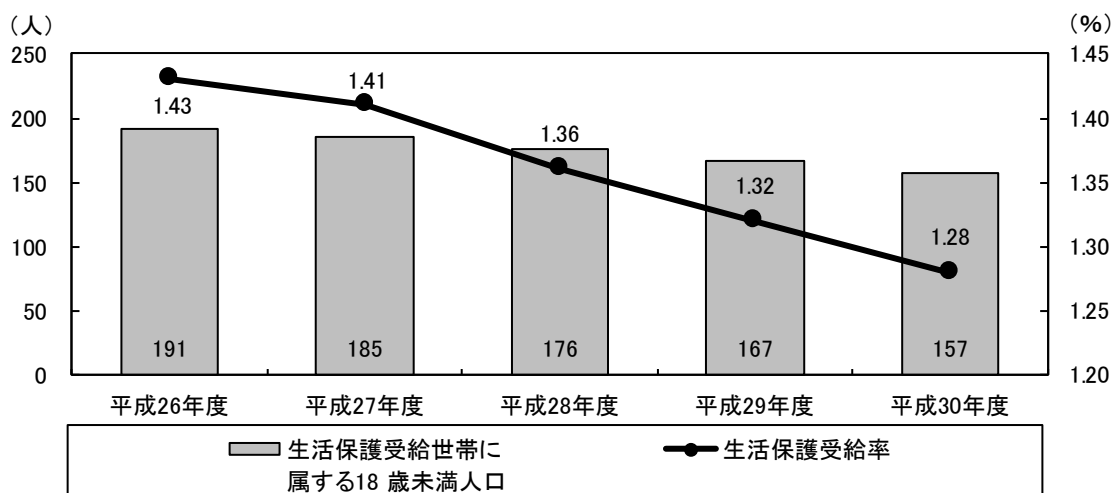
※件数が増加となっているのは各校で積極的な認知が進んだことが要因です。

資料：学校教育課

## (7) 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯に属する18歳未満人口と生活保護受給率の推移をみると、生活保護受給世帯に属する18歳未満人口は減少傾向で推移し、生活保護受給率についても減少傾向で推移しています。

■生活保護受給世帯に属する18歳未満人口と生活保護受給率の推移

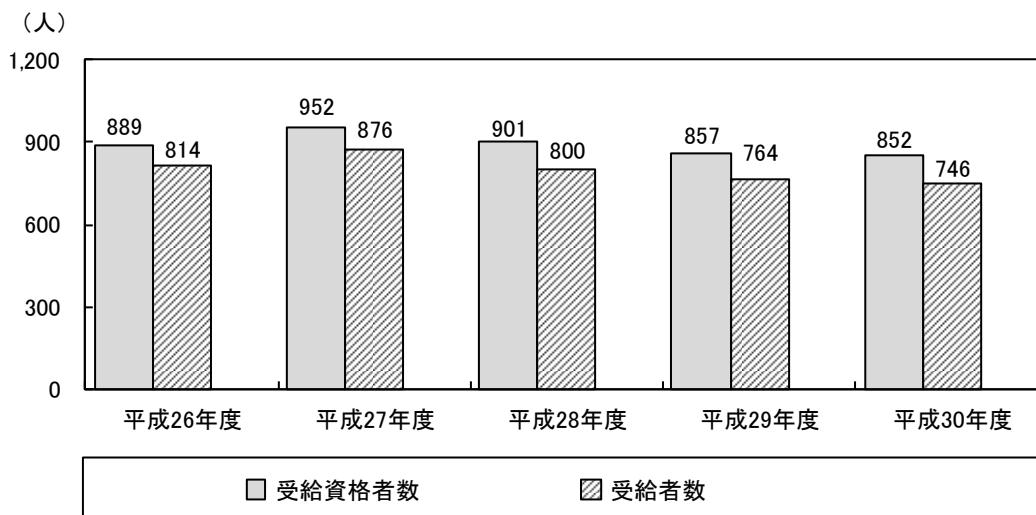


資料：こども福祉課

## (8) 児童扶養手当受給資格者と受給者の状況

児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移をみると、ともに平成27年度以降減少し、平成30年度は受給資格者数が852人、受給者数が746人となっています。

■児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移

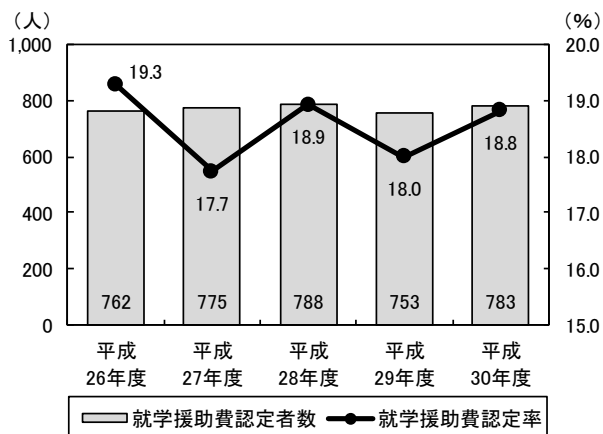


資料：こども福祉課

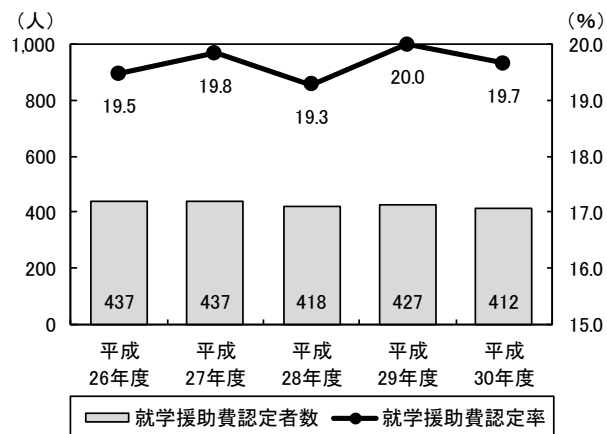
## (9) 就学援助費認定者数と認定率の状況

就学援助費認定者数、就学援助費認定率の推移をみると、就学援助費認定者数は小・中学生ともに概ね横ばいの推移となっています。就学援助費認定率は小・中学生ともに増減を繰り返しており、平成30年度において小学生は18.8%、中学生は19.7%となっています。

■就学援助費認定者数、就学援助費認定率の推移  
(小学生)



■就学援助費認定者数、就学援助費認定率の推移  
(中学生)



資料：学校教育課

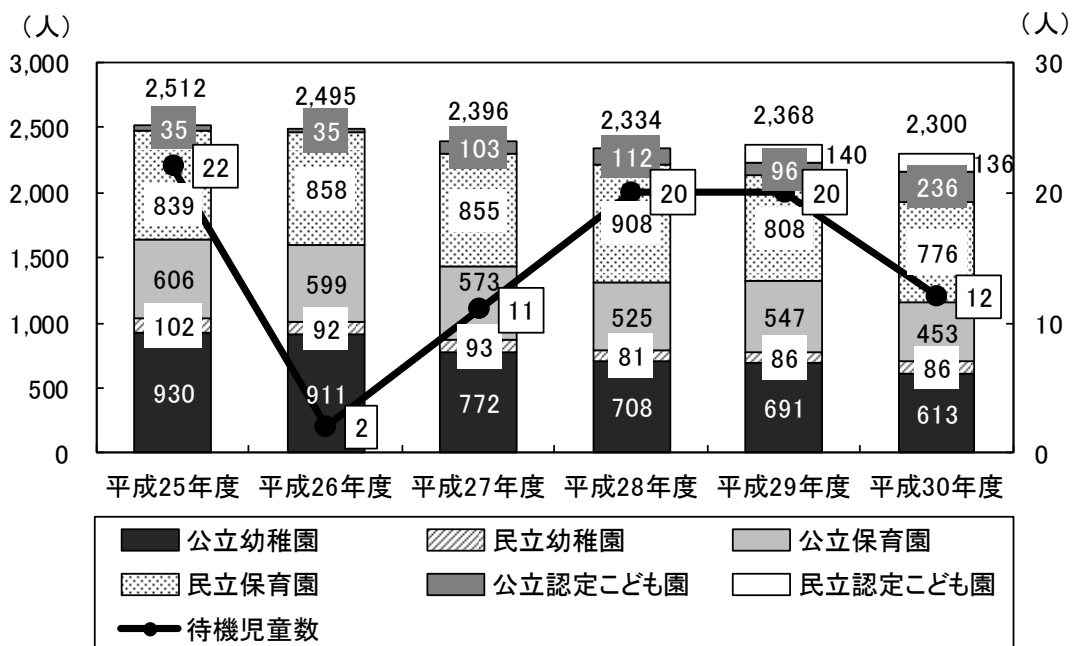
## 2. 教育・保育の状況

### (1) 保育園・幼稚園・認定こども園等の状況

保育園・幼稚園・認定こども園等の入所者総数をみると、2,000人台で概ね減少傾向となっています。待機児童数は平成26年度以降増加傾向で推移していましたが、平成28年度と平成29年度の20人をピークに平成30年度では12人まで減少しています。

待機児童数を年齢別にみると、1・2歳で最も多く発生しています。平成30年度では、0歳が2人、1・2歳が7人、3歳以上が3人となっています。

#### ■入所者数・待機児童数の推移



資料：こども福祉課（各年度4月1日時点）

#### ■年齢別待機児童の推移

(単位：人)

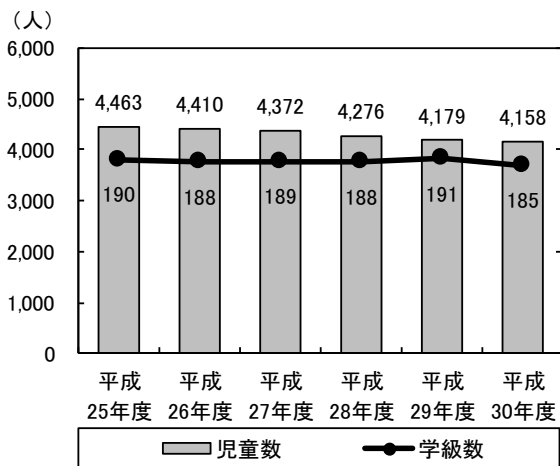
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
待機児童総数	22	2	11	20	20	12
0歳	5	1	1	2	0	2
1・2歳	14	0	9	13	20	7
3歳以上	3	1	1	5	0	3

資料：こども福祉課

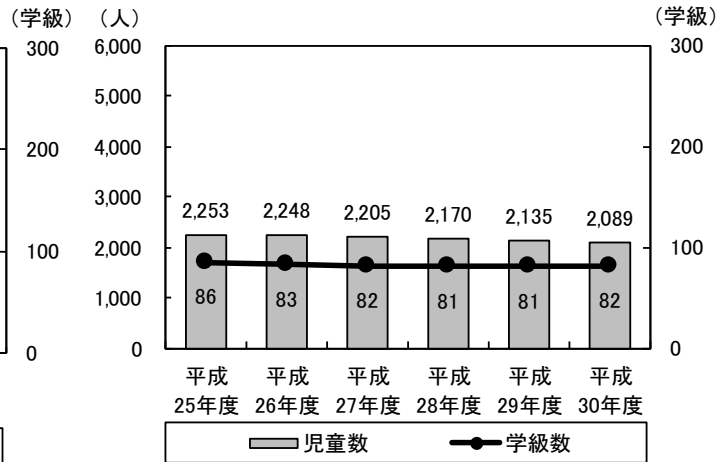
## (2) 小学校、中学校の状況

小学校、中学校の児童数、生徒数の推移をみると、小学生、中学生ともに平成 25 年度以降減少しています。平成 30 年度において、小学生は 4,158 人、中学生は 2,089 人となっています。

■小学校の児童数の推移



■中学校の生徒数の推移



資料：学校教育課

※児童・生徒数、学級数については、4月1日現在の生徒数調査に基づく

※学級数には、特別支援学級を含む



### 3. 子ども・子育て支援事業の事業実績

#### (1) 教育・保育事業

##### ① 1号認定

(単位：人／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,003	962	920	887	845
	確保の内容	1,003	962	920	887	845
実績値		806	740	728	684	-

1号認定の受け入れについて、いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移しています。

##### ② 2号認定

(単位：人／年)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	教育ニーズ	103	118	133	128	122
		保育ニーズ	809	790	772	744	708
	確保の内容		912	908	905	872	830
実績値			952	971	978	973	-
待機児童			1	5	0	3	-

2号認定の受け入れについて、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しており、平成29年度を除き、待機児童が発生しています。児童数に対する2号認定の割合は増加傾向にあり、保育ニーズは高まっています。

##### ③ 3号認定（0歳児）

(単位：人／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	173	168	164	160	157
	確保の内容	166	168	164	160	157
実績値		57	59	79	52	-
待機児童		1	2	0	2	-

3号認定（0歳児）の受け入れについて、いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移していますが、平成29年度を除き、待機児童が発生しています。

#### ④ 3号認定（1・2歳児）

（単位：人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	507	504	500	487	475
	確保の内容	497	504	500	487	475
実績値		534	520	531	522	-
待機児童		9	13	20	7	-

3号認定（1・2歳児）の受け入れについて、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移し、平成 29 年度は待機児童が 20 人となりました。児童数に対する 3号認定（1・2歳児）の割合は増加傾向にあり、保育ニーズは高まっています。

## （2）地域子ども・子育て支援事業

### ①延長保育事業

（単位：人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	557	541	525	509	492
	確保の内容	557	541	525	509	492
実績値		486	510	478	456	-

延長保育事業は、平成 28 年度以降減少し、いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移しています。

### ②放課後児童クラブ事業（学童保育所事業）

（単位：人／年）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1～3年生	279	280	277	274	268
		4～6年生	153	148	145	143	144
	確保の内容	1～3年生	279	280	277	274	268
		4～6年生	153	148	145	143	144
実績値		1～3年生	473	494	519	570	-
		4～6年生	173	198	211	205	-

放課後児童クラブ事業は、平成 27 年度以降増加傾向にあり、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しています。

### ③子育て短期支援事業

(単位：人日／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	126	122	118	114	109
	確保の内容	126	122	118	114	109
実績値		10	22	52	27	-

子育て短期支援事業は、平成 29 年度まで増加し、平成 30 年度では減少しています。いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移しています。

### ④地域子育て支援拠点事業

(単位：人回／月)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,726	1,663	1,599	1,535	1,471
	確保の内容	1,726	1,663	1,599	1,535	1,471
実績値		680	816	3,081	3,032	-

地域子育て支援拠点事業は、平成 29 年度まで増加傾向となっています。平成 28 年度より、6 か所（ひろば型 4 か所、センター型 2 か所）で実施し、平成 29 年度以降は量の見込みを上回る実績で推移しています。

### ⑤一時預かり事業

(単位：人日／年)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1号認定による 定期的利用	4,510	4,275	4,040	3,805	3,569
		2号認定による 定期的利用	15,710	15,383	15,057	14,731	14,404
		その他の 一時預かり	8,483	8,310	8,138	7,966	7,793
	確保の内容	1号認定による 定期的利用	4,510	4,275	4,040	3,805	3,569
		2号認定による 定期的利用	15,710	15,383	15,057	14,731	14,404
		その他の 一時預かり	5,050	8,050	8,100	7,966	7,793
実績値	幼稚園在園者	1,487	1,579	1,433	1,310	-	
	その他の 一時預かり	0	51	68	59	-	

一時預かり事業（幼稚園在園者）は平成 28 年度以降減少傾向、一時預かり事業（その他の一時預かり）は 50 人日前後で推移しています。いずれも量の見込みを大幅に下回る実績で推移しています。

## ⑥病児病後児保育事業

(単位：人日／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	594	571	553	535	519
	確保の内容	594	571	553	535	519
実績値		0	3	0	1	-

病児病後児保育事業は、平成 28 年度と平成 30 年度において利用がみられました。いずれの年度も量の見込みを大幅に下回る実績で推移しています。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

(単位：人日／年)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1～3年生	410	412	407	402	393
		4～6年生	211	204	200	198	198
	確保の内容	1～3年生	410	412	407	402	393
		4～6年生	211	204	200	198	198
実績値		1～3年生	21	36	308	441	-
		4～6年生	263	116	83	147	-

ファミリー・サポート・センター事業（1～3年生）は、平成 27 年度以降増加傾向で推移しており、平成 30 年度には量の見込みを上回る実績となっています。

ファミリー・サポート・センター事業（4～6年生）は、平成 27 年度以降増減を繰り返していますが、平成 28 年度以降は量の見込みを下回る実績で推移しています。

## ⑧利用者支援事業

(単位：か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		0	0	1	1	-

利用者支援事業は、平成 29 年度より事業を開始し、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置しています。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）

（単位：人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	660	655	650	645	640
	確保の内容	[実施体制] 17 人 [実施場所] 対象者宅 [検査項目] 身体測定等 [実施時期] 通年				
実績値		594	573	535	507	-

乳児家庭全戸訪問事業は、いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移しており、出生数の減少に伴い、減少傾向で推移しています。

### ⑩養育支援訪問事業

（単位：人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	10	10	15	20
	確保の内容	[実施体制] 4人 [実施場所] 対象者宅 [実施機関] 保健センター等 [委託団体] 県助産師会（平成 29 年度まで、平成 30 年度以降は直営で実施）				
実績値		15	28	14	29	-

養育支援訪問事業は、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しています。平成 29 年度までは委託団体と連携して支援を実施し、平成 30 年度以降は直営で実施しました。

### ⑪妊婦健康診査

（単位：人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	934	908	883	865	849
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [実施機関] 各医療機関 [委託団体] 県医師会 [検査項目] 基本的な健康診査（問診、診察、計測等） 必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等） [実施時期] 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4週間に1回 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2週間に1回 妊娠 36 週以降分娩まで：1週間に1回				
実績値		975	975	898	883	-

妊婦健康診査は、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移していますが、出生数の減少に伴い、平成 28 年度以降減少傾向で推移しています。

## 4. 子育て家庭の状況及び子育て支援ニーズ

### (1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を行いました。

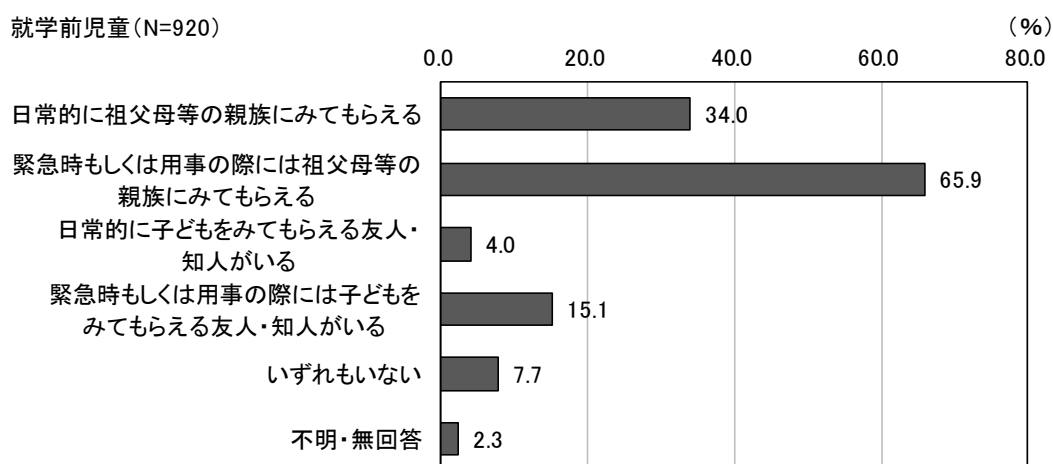
- 調査地域：大和郡山市全域
- 調査対象者：大和郡山市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
大和郡山市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童1,500人、小学生1,500人の合計3,000人を無作為抽出
- 調査期間：令和元年7月13日（土）～令和元年7月26日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	1,500 票	920 票	61.3%
小学生児童	1,500 票	883 票	58.9%
合計	3,000 票	1,803 票	60.1%

## (2) 調査の概要

### ①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉〔就学前児童調査〕

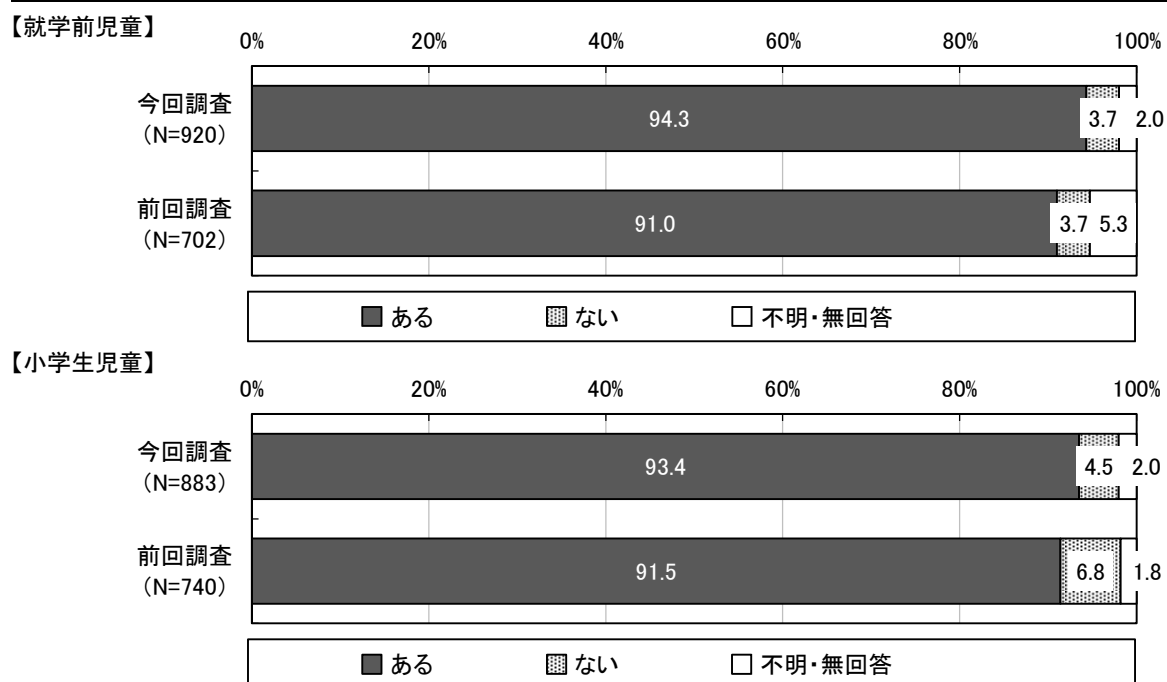
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.0%となっています。



### ②子育てをする上での相談できる人や場所の有無〈単数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

子育てをする上での相談できる人や場所の有無についてみると、「ある」が就学前児童で94.3%、小学生児童で93.4%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに、ほぼ同様の結果となっていますが、「ある」がわずかに増加しています。

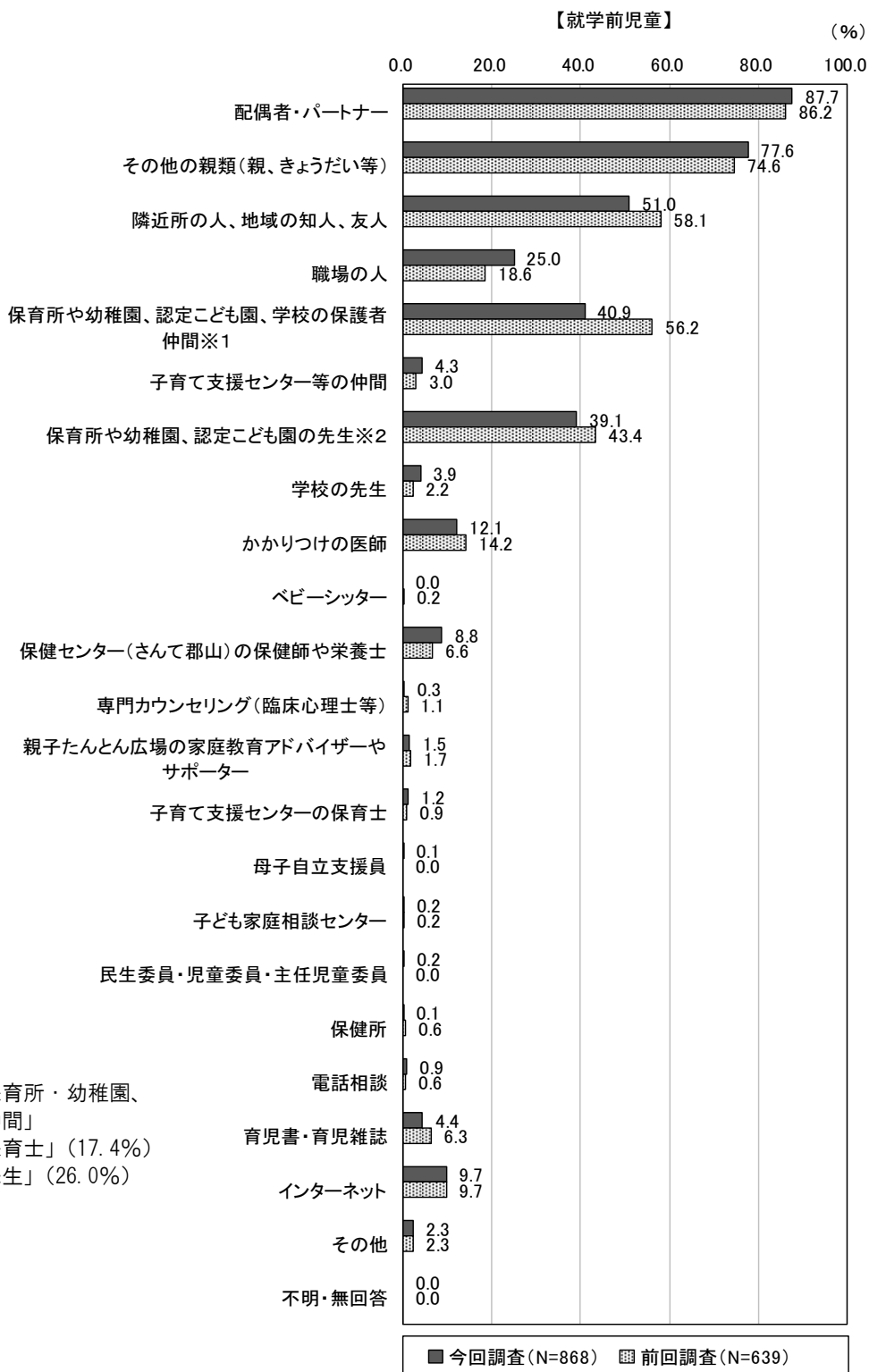


②で「ある」を選んだ方

②- 1 気軽に相談できる先〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「配偶者・パートナー」が87.7%と最も高く、次いで「その他の親類（親、きょうだい等）」が77.6%となっています。

前回調査と比較すると、「保育所や幼稚園、認定こども園、学校の保護者仲間」が15.3ポイント減少しています。

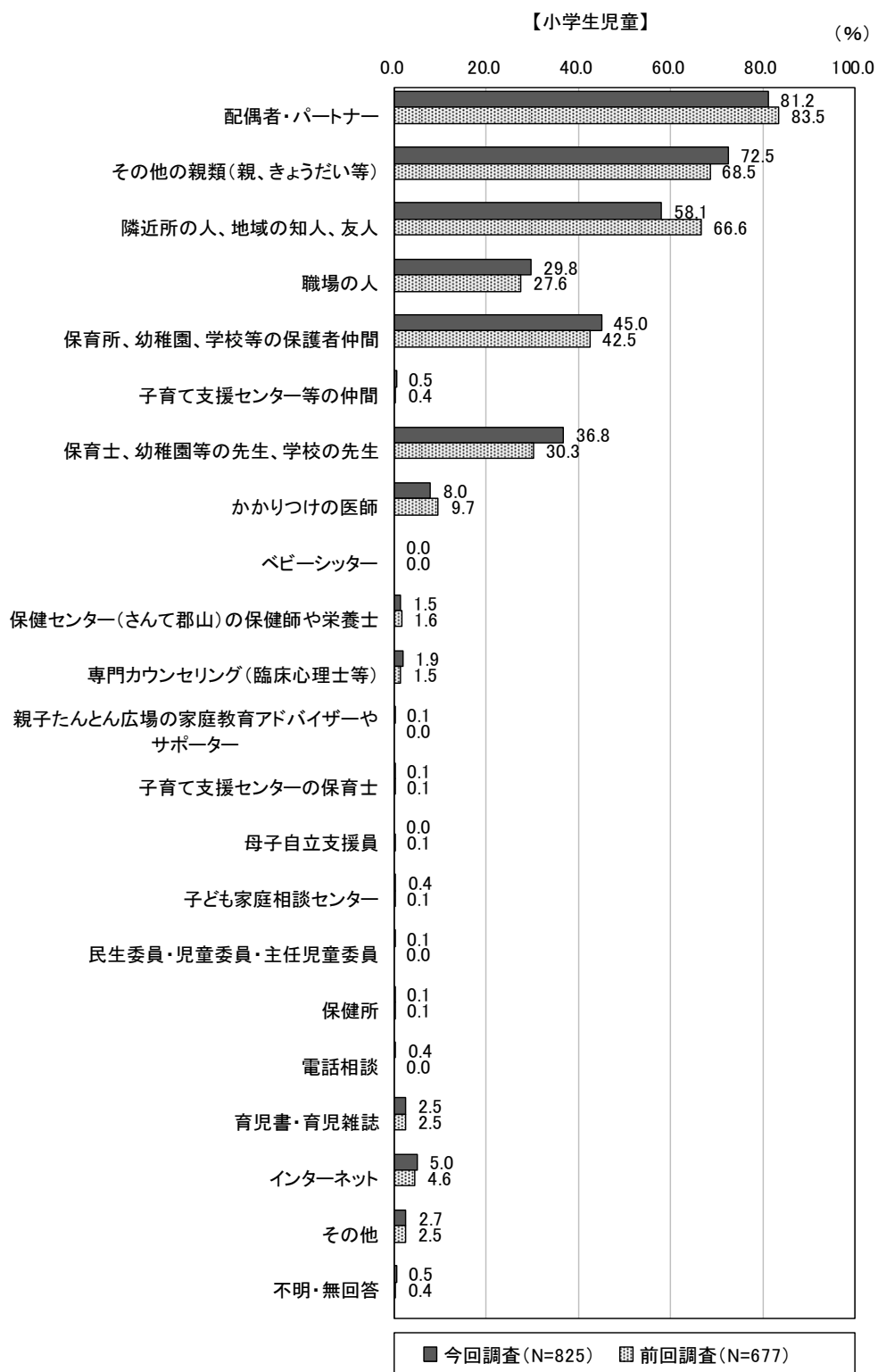


※1 前回調査は「保育所・幼稚園、学校の保護者仲間」  
 ※2 前回調査は「保育士」(17.4%)と「幼稚園の先生」(26.0%)の合計



気軽に相談できる先について、小学生児童では「配偶者・パートナー」が81.2%と最も高く、次いで「その他の親類（親、きょうだい等）」が72.5%となっています。

前回調査と比較すると、「保育士、幼稚園等の先生、学校の先生」が6.5ポイント増加している一方で、「隣近所の人、地域の友人、知人」が8.5ポイント減少しています。



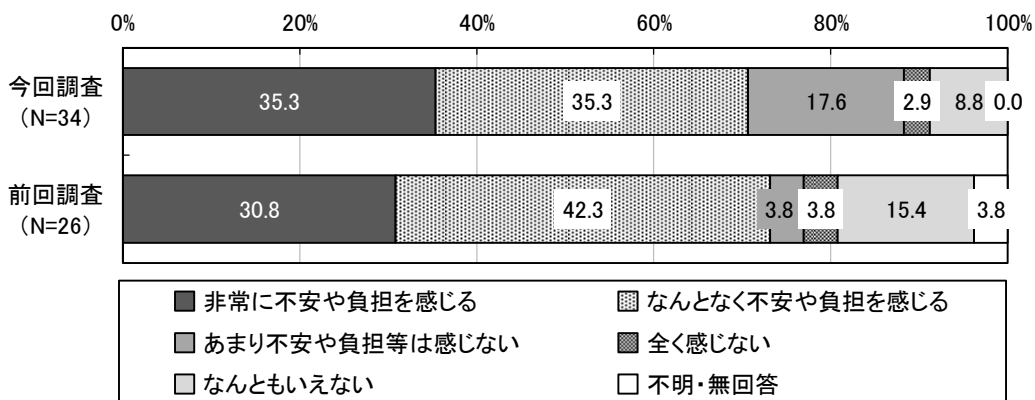
②で「ない」を選んだ方

②-2 子育てに対する負担感や不安感〈単数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

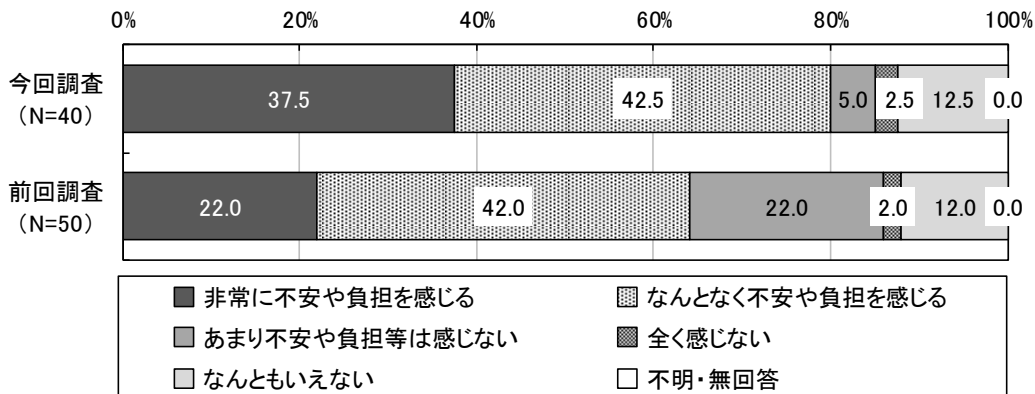
子育てに対する負担感や不安感についてみると、就学前児童では『負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）が70.6%、『負担を感じない』（「あまり不安や負担等は感じない」と「全く感じない」の合計）が20.5%となっています。小学生児童では『負担を感じる』が80.0%、『負担を感じない』が7.5%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童で『負担を感じない』が12.9ポイント増加している一方、小学生児童で『負担を感じる』が16.0ポイント増加しています。

【就学前児童】



【小学生児童】



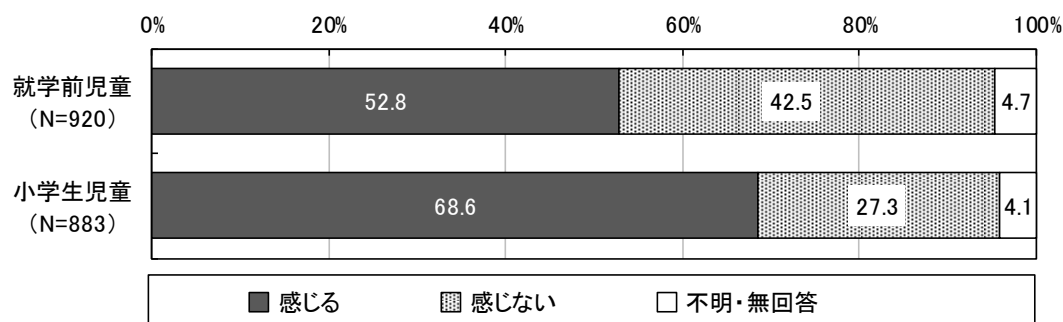
③子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じるか。〈単数回答〉

また、感じる場合は、特に誰に支えられていると感じるか。感じない場合は、特に誰から支えてほしいと感じるか。〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じるかについては、「感じる」が就学前児童で52.8%、小学生児童で68.6%となっています。

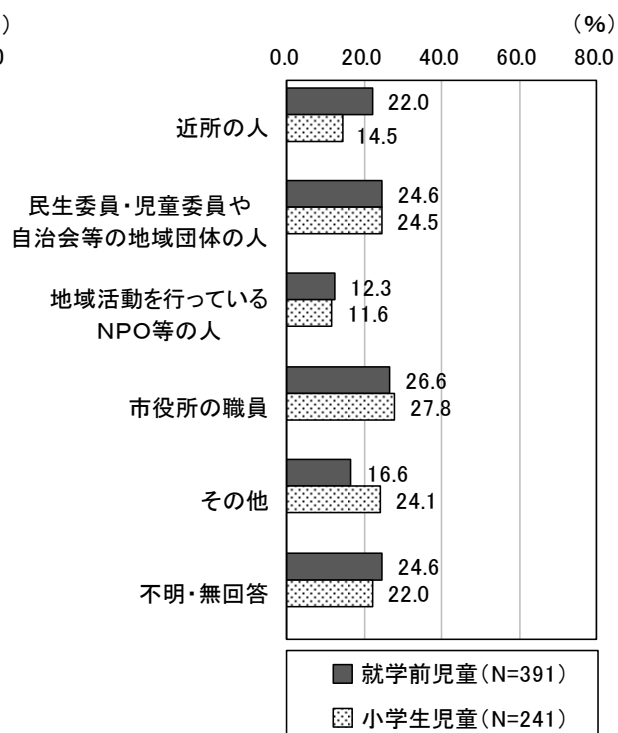
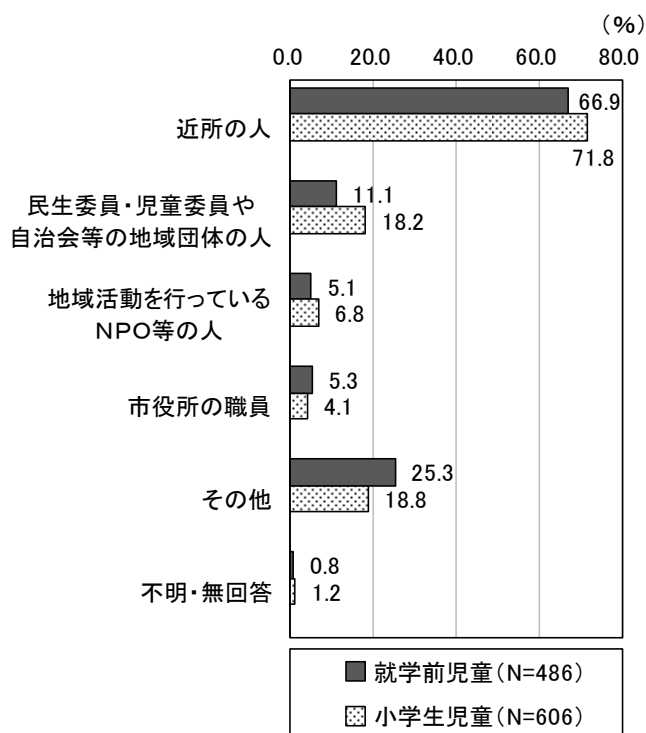
特に誰に支えられていると感じるかについては、「近所の人」が就学前児童で66.9%、小学生児童で71.8%と最も高くなっています。

特に誰から支えてほしいと感じるかについては、「市役所の職員」が就学前児童で26.6%、小学生児童で27.8%と最も高くなっています。



特に誰に支えられていると感じるか

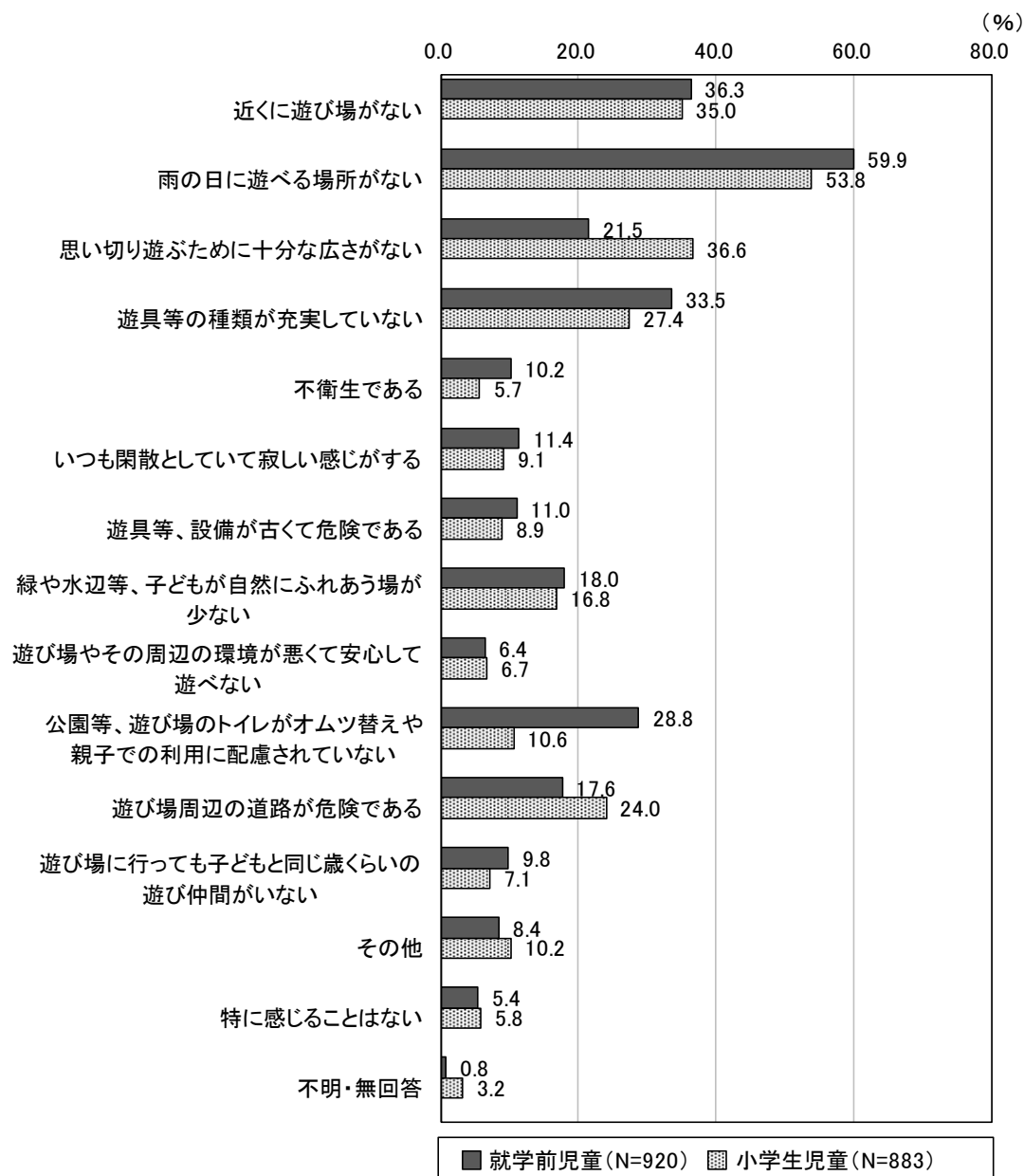
特に誰から支えてほしいと感じるか



#### ④地域の子どもの遊び場について、日頃特に不満に感じていること〈複数回答〉

〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

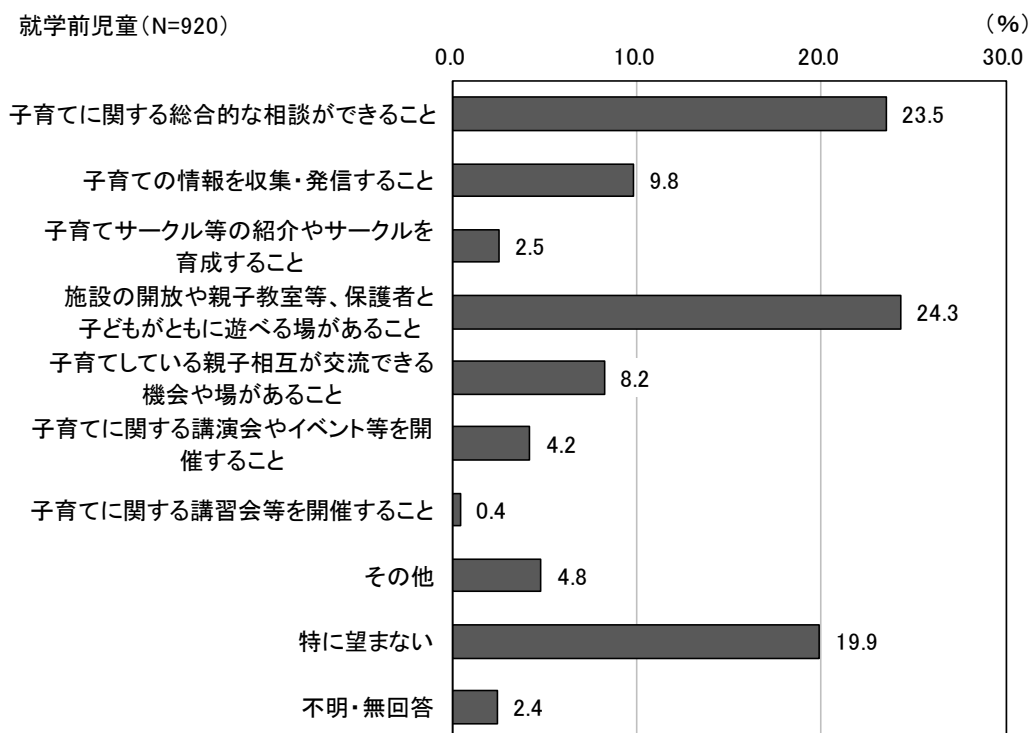
地域の子どもの遊び場について、日頃特に不満に感じていることについてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で 59.9%、小学生児童で 53.8%と最も高く、次いで就学前児童で「近くに遊び場がない」が 36.3%、小学生児童で「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 36.6%となっています。



⑤地域子育て支援センターや親子たんとん広場に対して、必要だと思う事業〈単数回答〉

〔就学前児童調査〕

地域子育て支援センターや親子たんとん広場に対して、必要だと思う事業については、「施設の開放や親子教室等、保護者と子どもがともに遊べる場があること」が24.3%と最も高く、次いで「子育てに関する総合的な相談ができること」が23.5%となっています。

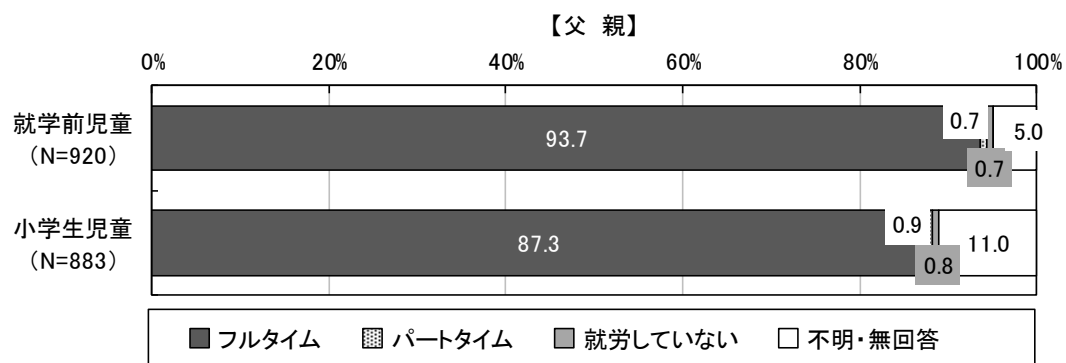
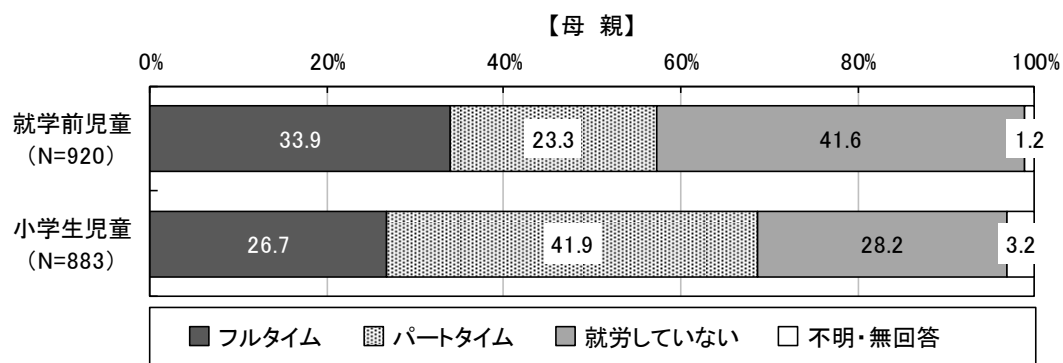


⑥保護者の就労状況〈単数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

現在の就労状況についてみると、母親では就学前児童で「就労していない」が41.6%、小学生児童で「パートタイム」が41.9%と最も高くなっています。

父親では「フルタイム」が就学前児童で93.7%、小学生児童で87.3%と大部分を占めています。

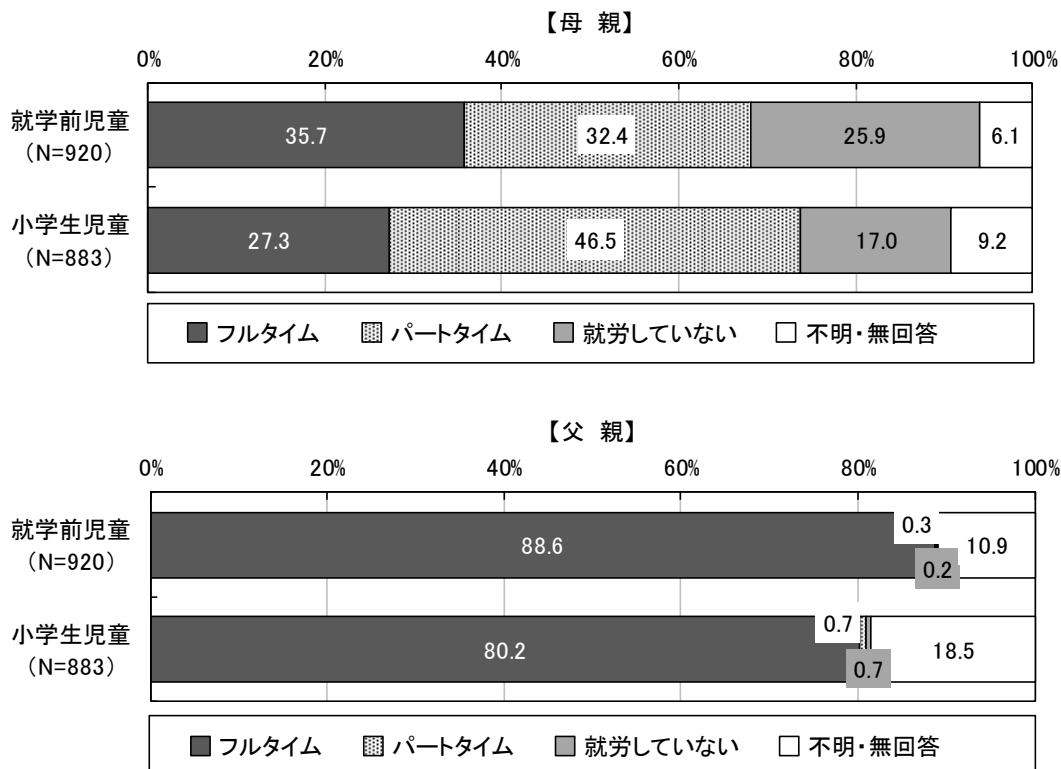
現在の就労状況



希望の就労状況についてみると、母親では就学前児童で「フルタイム」が35.7%、小学生児童で「パートタイム」が46.5%と最も高くなっています。

父親では「フルタイム」が就学前児童で88.6%、小学生児童で80.2%と大部分を占めています。

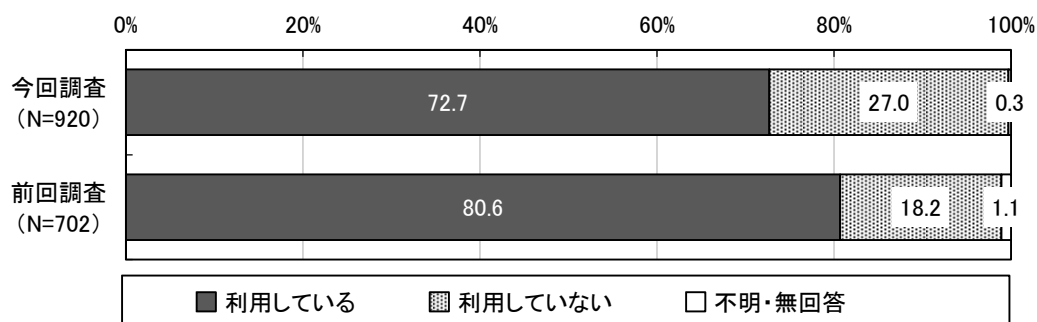
希望の就労状況



⑦現在の「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

現在の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無についてみると、「利用している」が72.7%となっています。

前回調査と比較すると、「利用していない」が8.8ポイント増加しています。

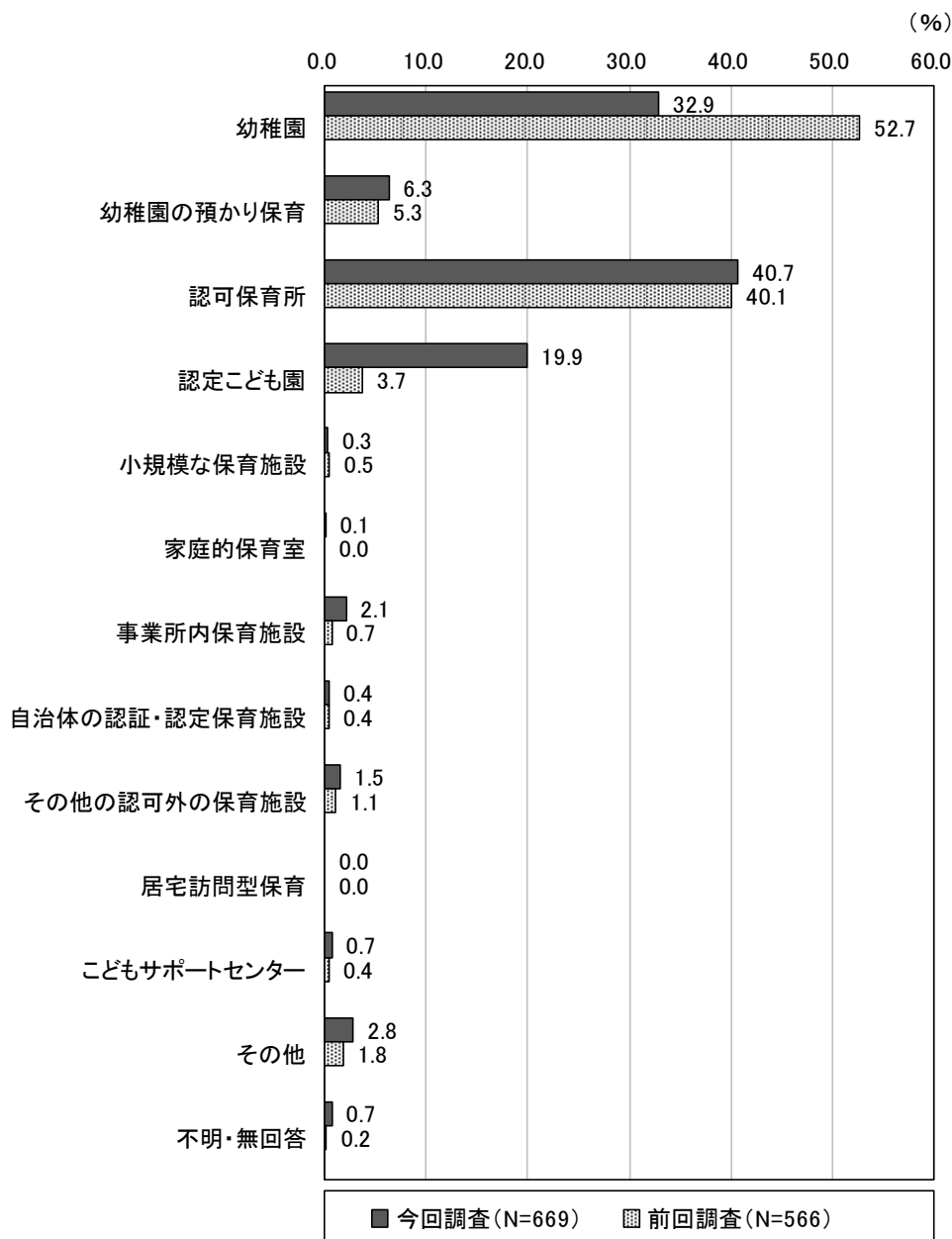


⑦で「利用している」を選んだ方

⑦- 1 平日に利用している教育・保育の事業〈複数回答〉〔就学前児童調査〕

平日に利用している教育・保育の事業についてみると、「認可保育所」が40.7%、「幼稚園」が32.9%、「認定こども園」が19.9%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」が16.2ポイント増加している一方で、「幼稚園」が19.8ポイント減少しています。

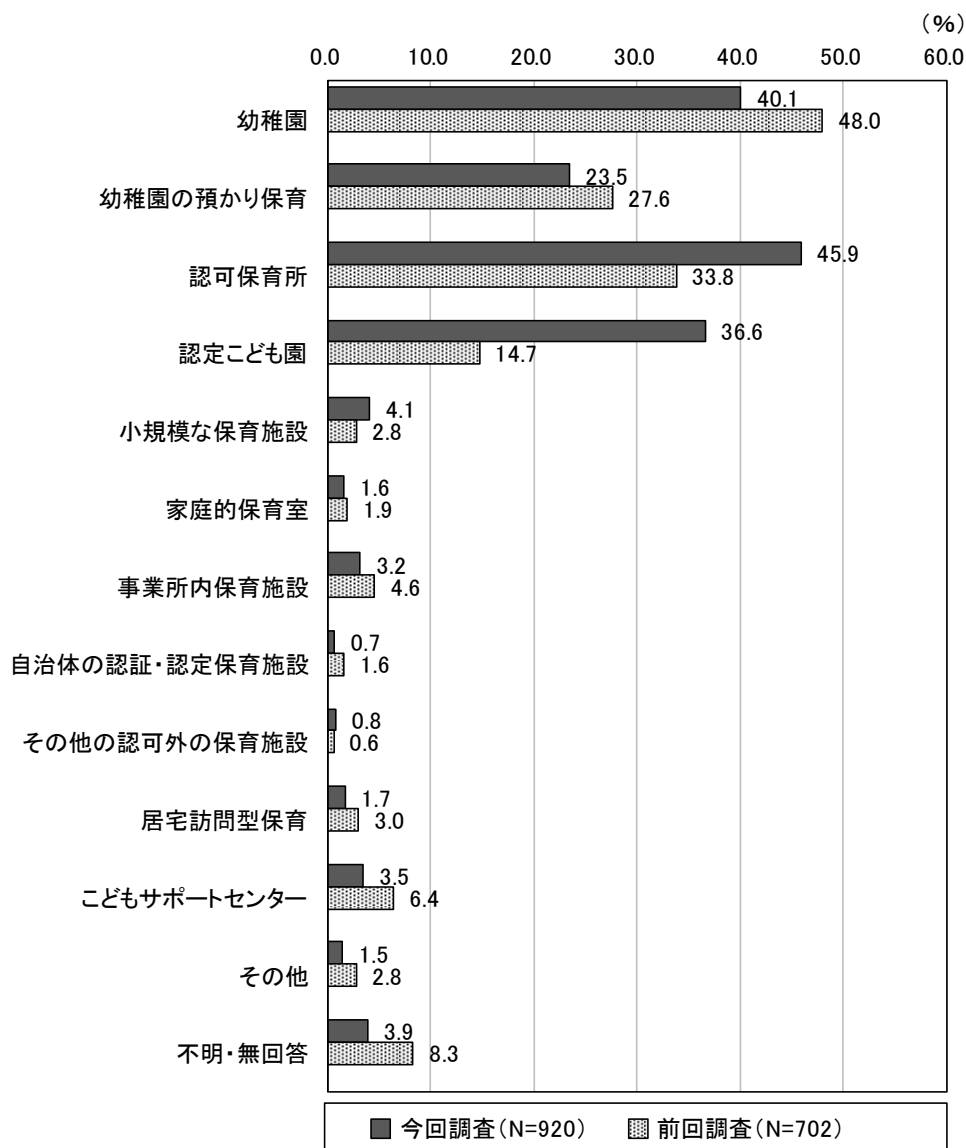




⑧幼児教育・保育の無償化が開始になった場合、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したい事業〈複数回答〉  
〔就学前児童調査〕

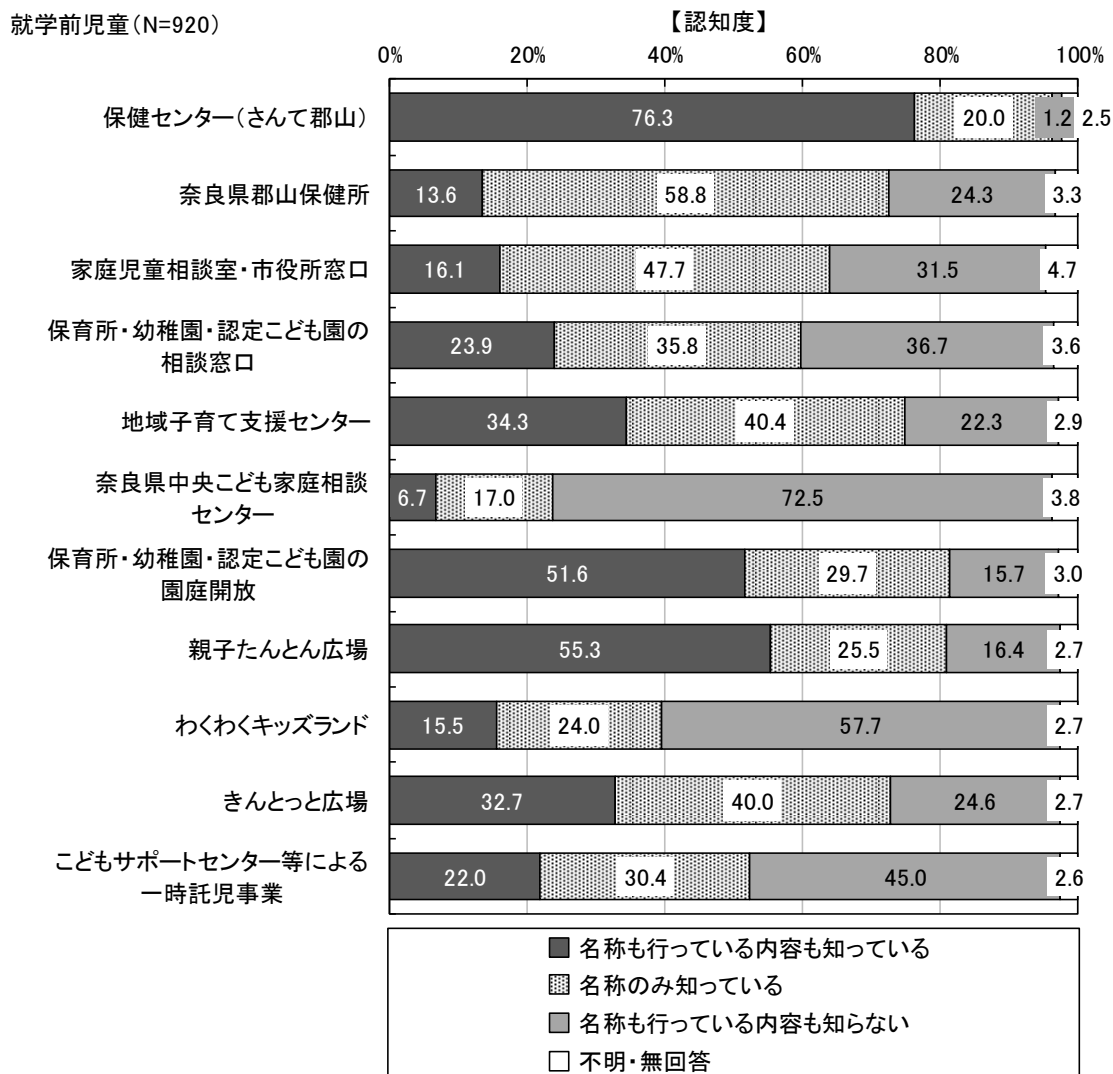
平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したい事業についてみると、「認可保育所」が45.9%、「幼稚園」が40.1%、「認定こども園」が36.6%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」が7.9ポイント減少している一方で、「認定こども園」が21.9ポイント、「認可保育所」が12.1ポイント増加しています。



⑨子育てに関する機関や子育てサービスの認知度〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

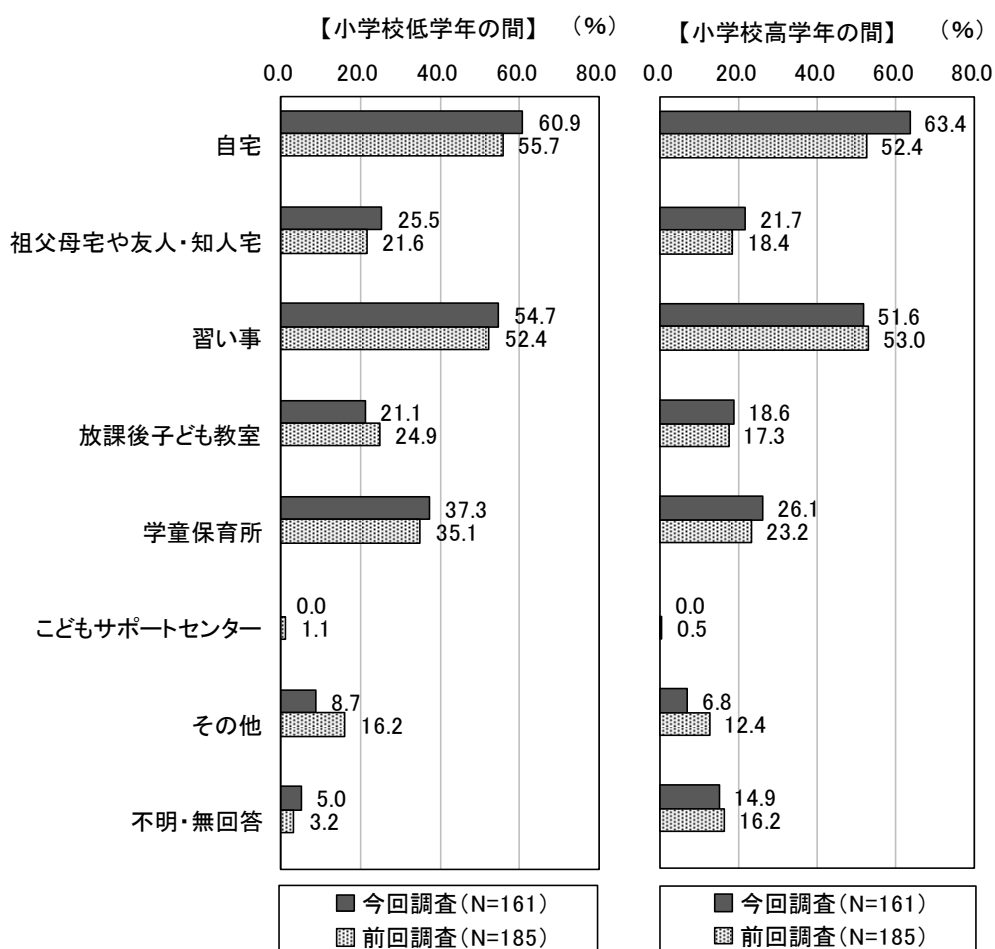
子育てに関する機関や子育てサービスの認知度についてみると、「名称も行っている内容も知っている」では、『保健センター（さんて郡山）』が76.3%と最も高く、次いで『親子たんとん広場』が55.3%となっています。



⑩就学前児童のお子さんが小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか。〈複数回答〉〔就学前児童調査〕

子どもが小学生になった際に、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主に過ごさせたいと思う場所についてみると、[小学校低学年（1～3年生）の間][小学校高学年（4～6年生）の間]ともに「自宅」が60.9%、63.4%と最も高く、次いで「習い事」が54.7%、51.6%となっています。

前回調査と比較すると、[小学校低学年（1～3年生）の間]ではほぼ同様の結果となっていますが、[小学校高学年（4～6年生）の間]で「自宅」が11.0ポイント増加しています。

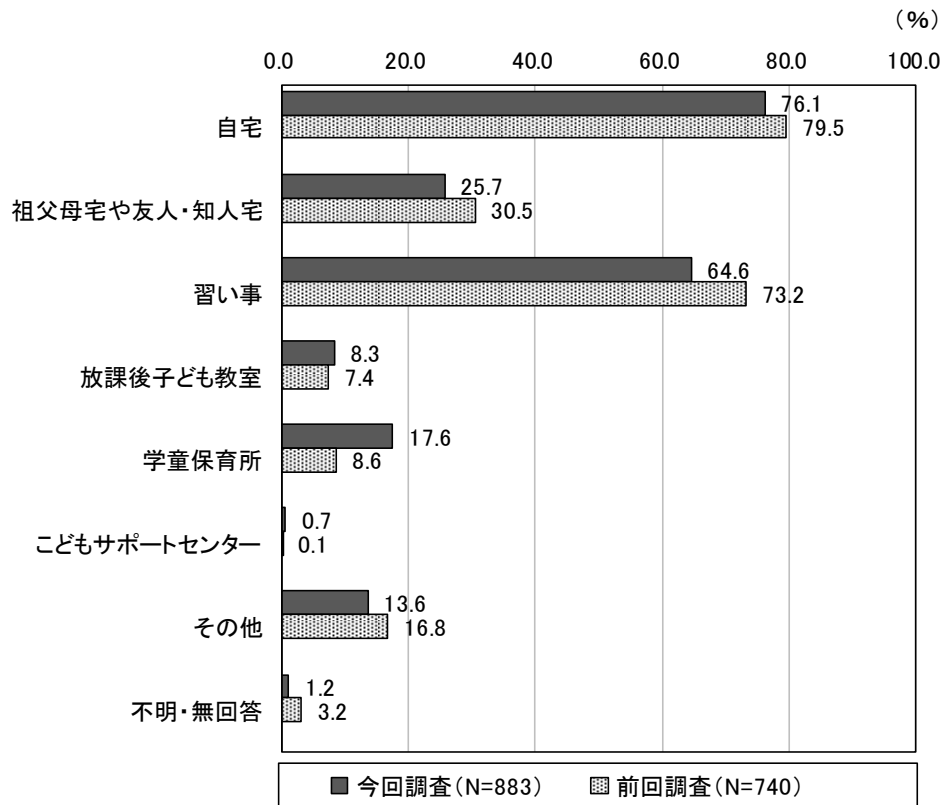


⑪小学生のお子さんの放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

〔小学生児童調査〕

小学生の子どもの放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、「自宅」が76.1%と最も高く、次いで「習い事」が64.6%となっています。

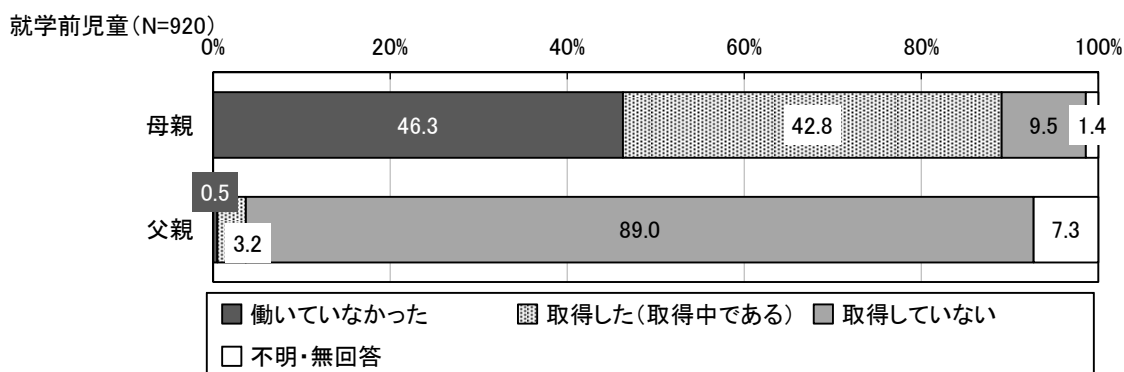
前回調査と比較すると、「習い事」が8.6ポイント減少している一方で、「学童保育所」が9.0ポイント増加しています。



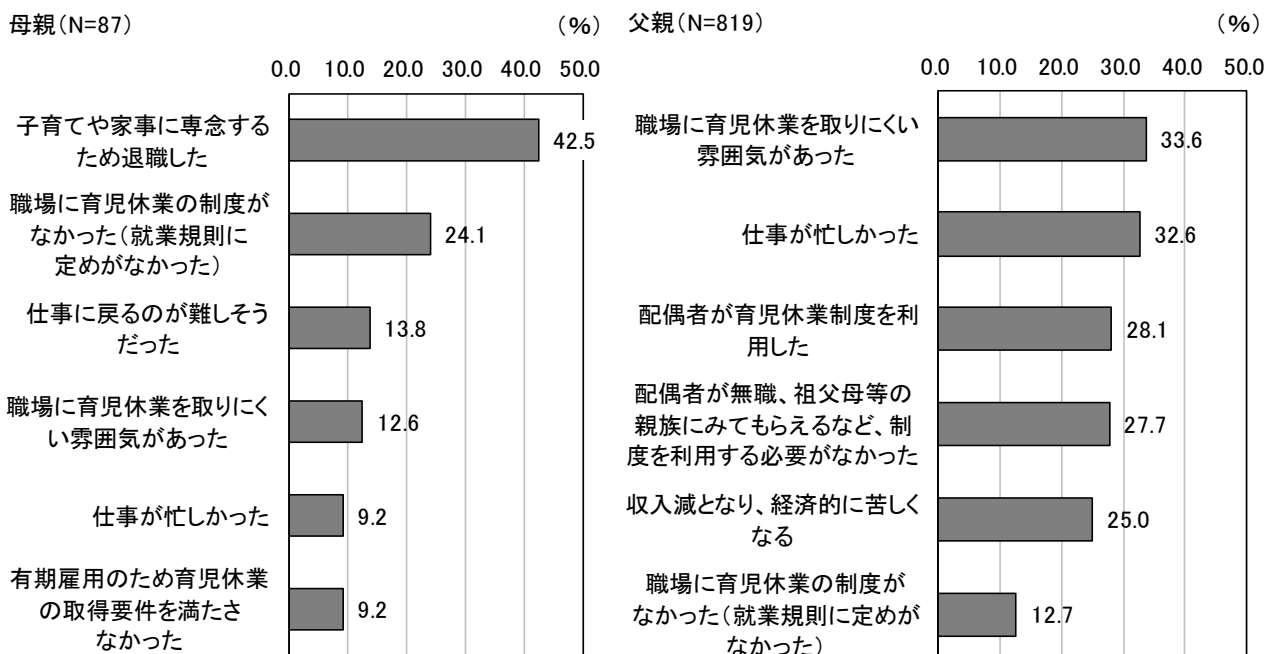
⑫子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が46.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が42.8%となっています。父親では「取得していない」が89.0%と大部分を占めています。また、父親の「取得した（取得中である）」は3.2%となっています。

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が42.5%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.1%となっています。父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.6%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が32.6%となっています。



取得していない理由〈複数回答〉

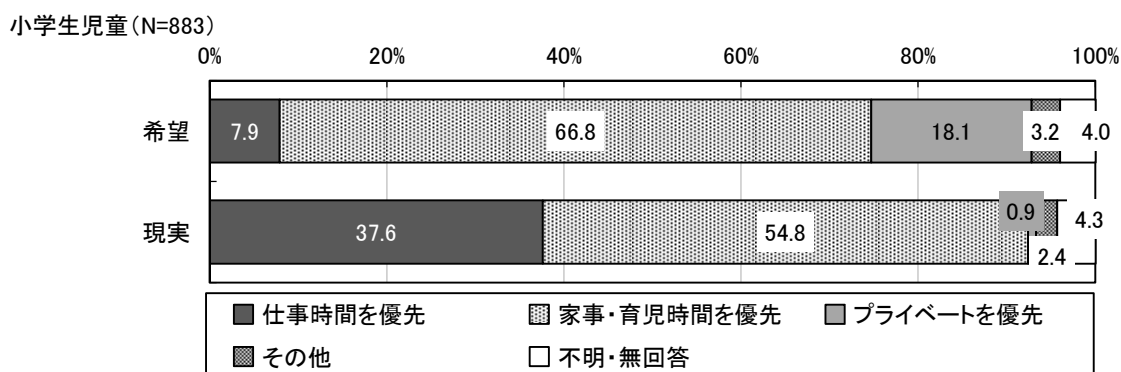
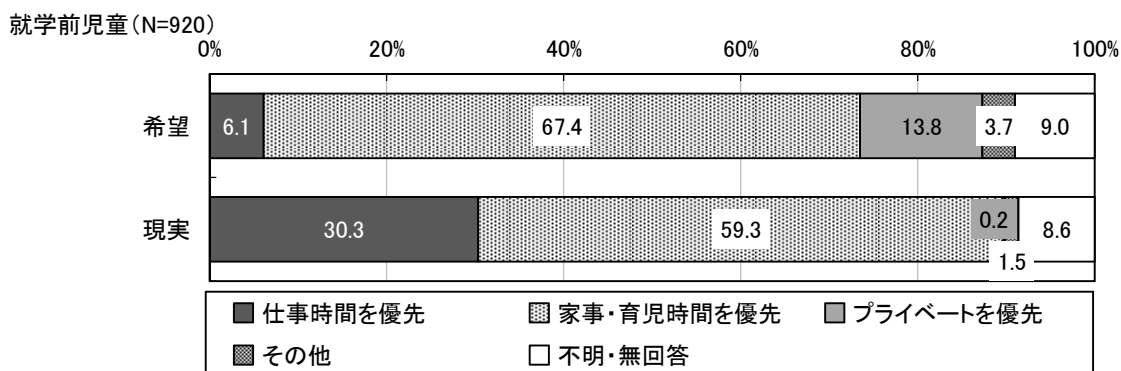


⑬ 「仕事時間」と「家事・育児時間」、「プライベートの生活時間」の優先度〈単数回答〉

〔就学前児童調査〕

「仕事時間」と「家事・育児時間」、「プライベートの生活時間」の優先度についてみると、就学前児童では『希望』『現実』ともに「家事・育児時間を優先」がそれぞれ 67.4%、59.3%と最も高くなっています。小学生児童も同様、『希望』『現実』ともに「家事・育児時間を優先」がそれぞれ 66.8%、54.8%と最も高くなっています。

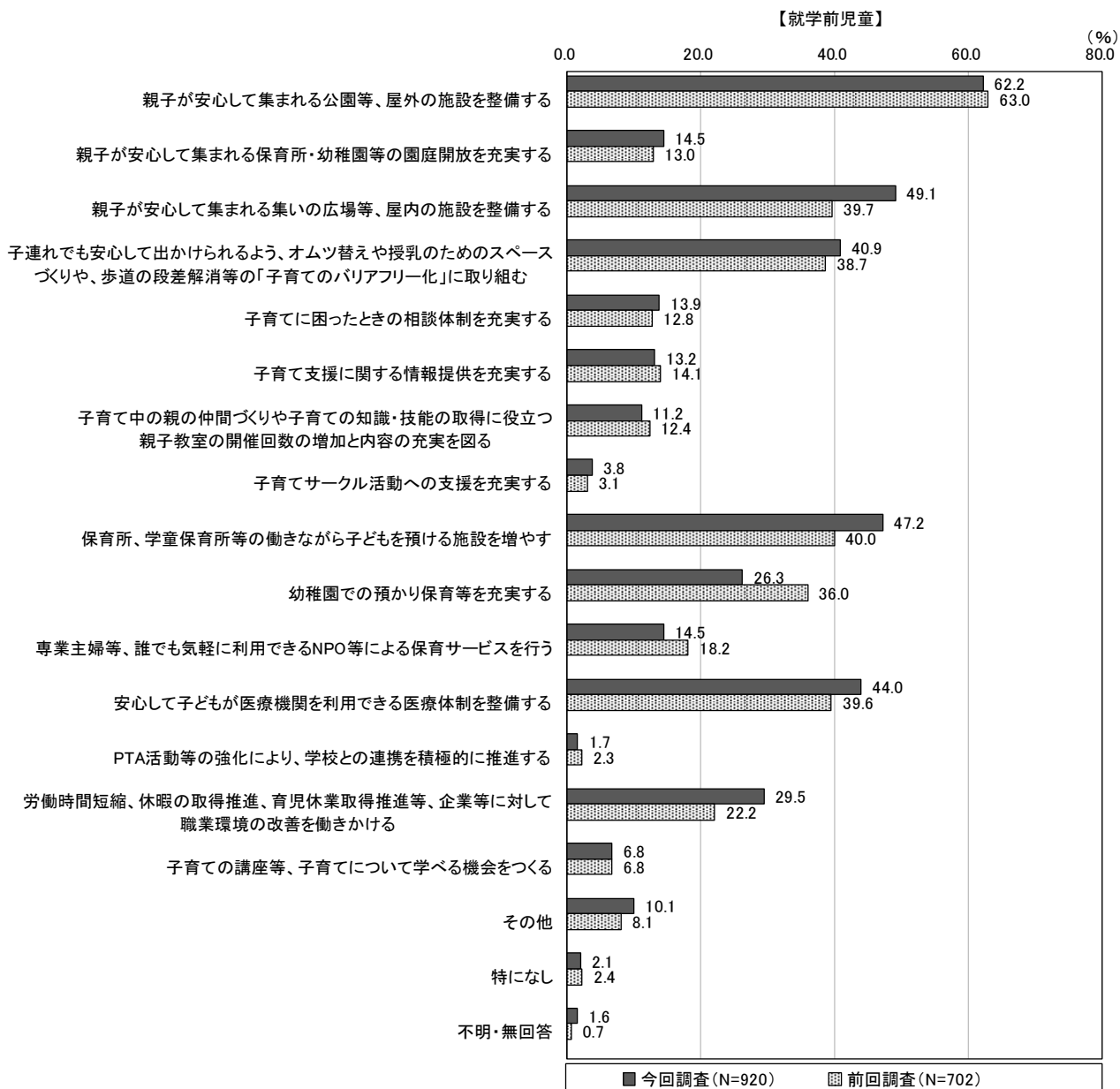
就学前児童、小学生児童ともに『現実』の「仕事時間を優先」が『希望』を大きく上回っています。



⑭大和郡山市に対して期待する子育て支援策〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

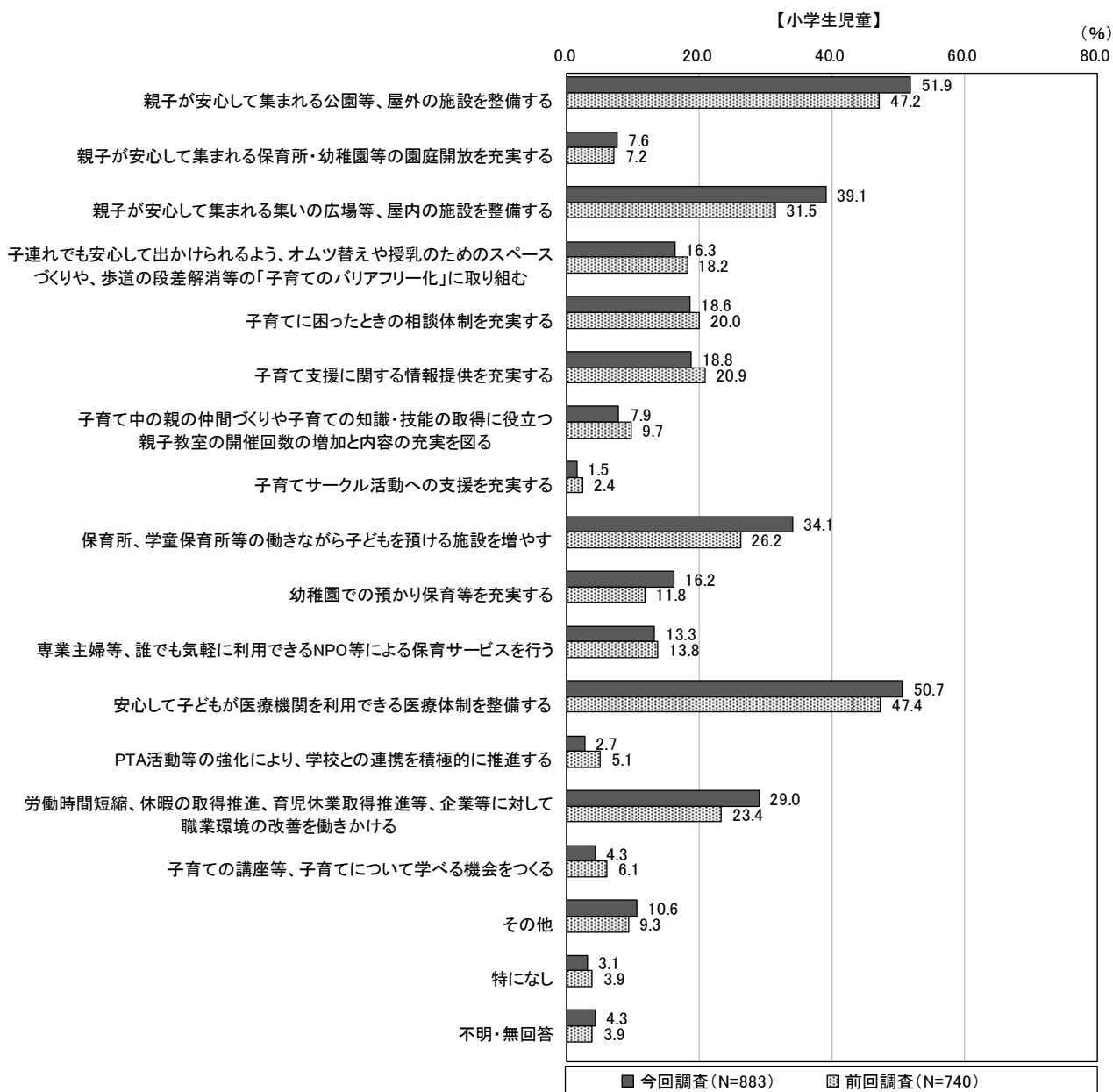
大和郡山市に対して期待する子育て支援策についてみると、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園等、屋外の施設を整備する」が62.2%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる集いの広場等、屋内の施設を整備する」が49.1%となっています。

前回調査と比較すると、「親子が安心して集まれる集いの広場等、屋内の施設を整備する」が9.4ポイント増加している一方で、「幼稚園での預かり保育等を充実する」が9.7ポイント減少しています。



大和郡山市に対して期待する子育て支援策についてみると、小学生児童では「親子が安心して集まれる公園等、屋外の施設を整備する」が51.9%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関を利用できる医療体制を整備する」が50.7%となっています。

前回調査と比較すると、「保育所、学童保育所等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」が7.9ポイント、「親子が安心して集まれる集いの広場等、屋内の施設を整備する」が7.6ポイント増加しています。

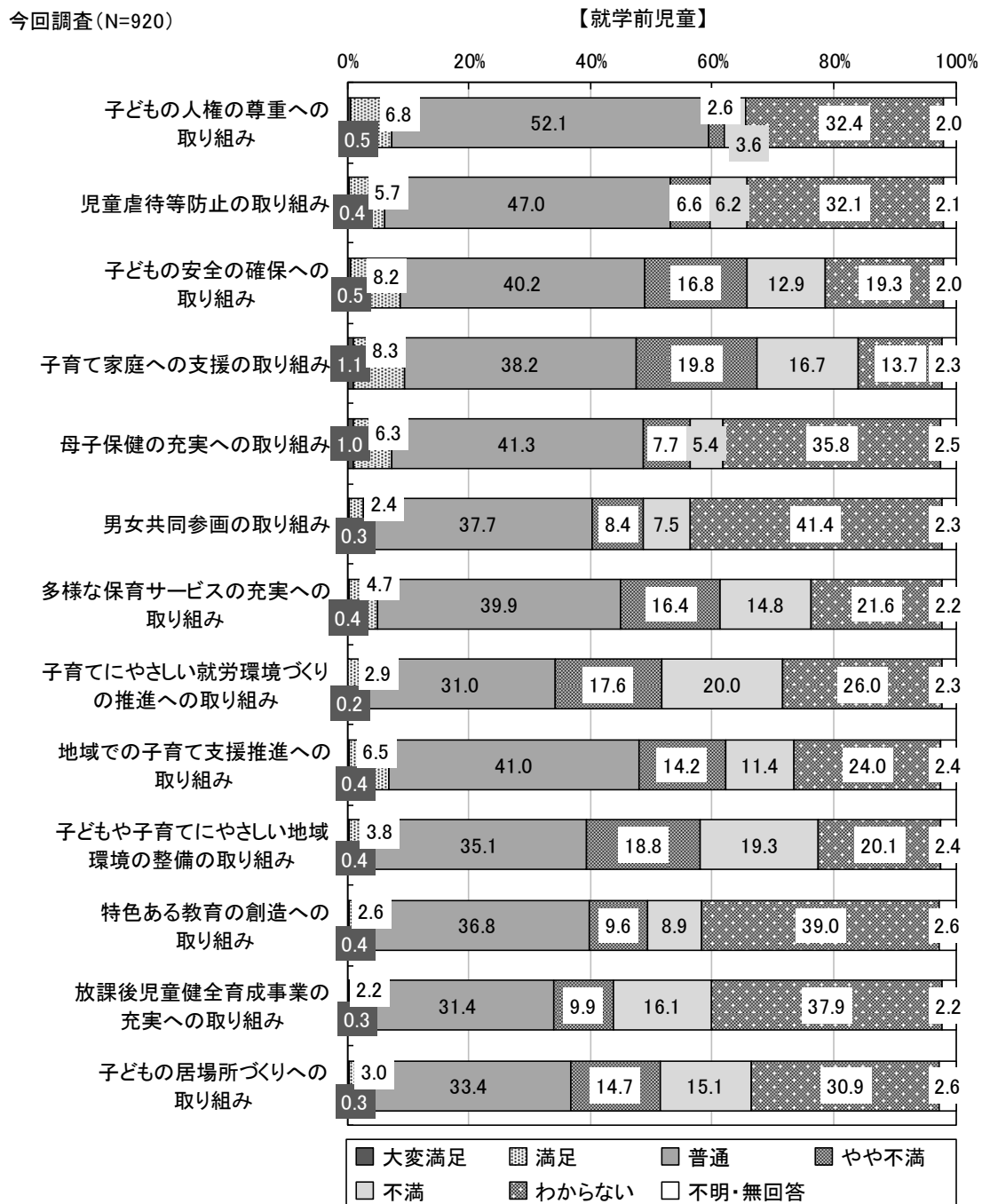




⑮行政の取り組みに対して感じる事〈単数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

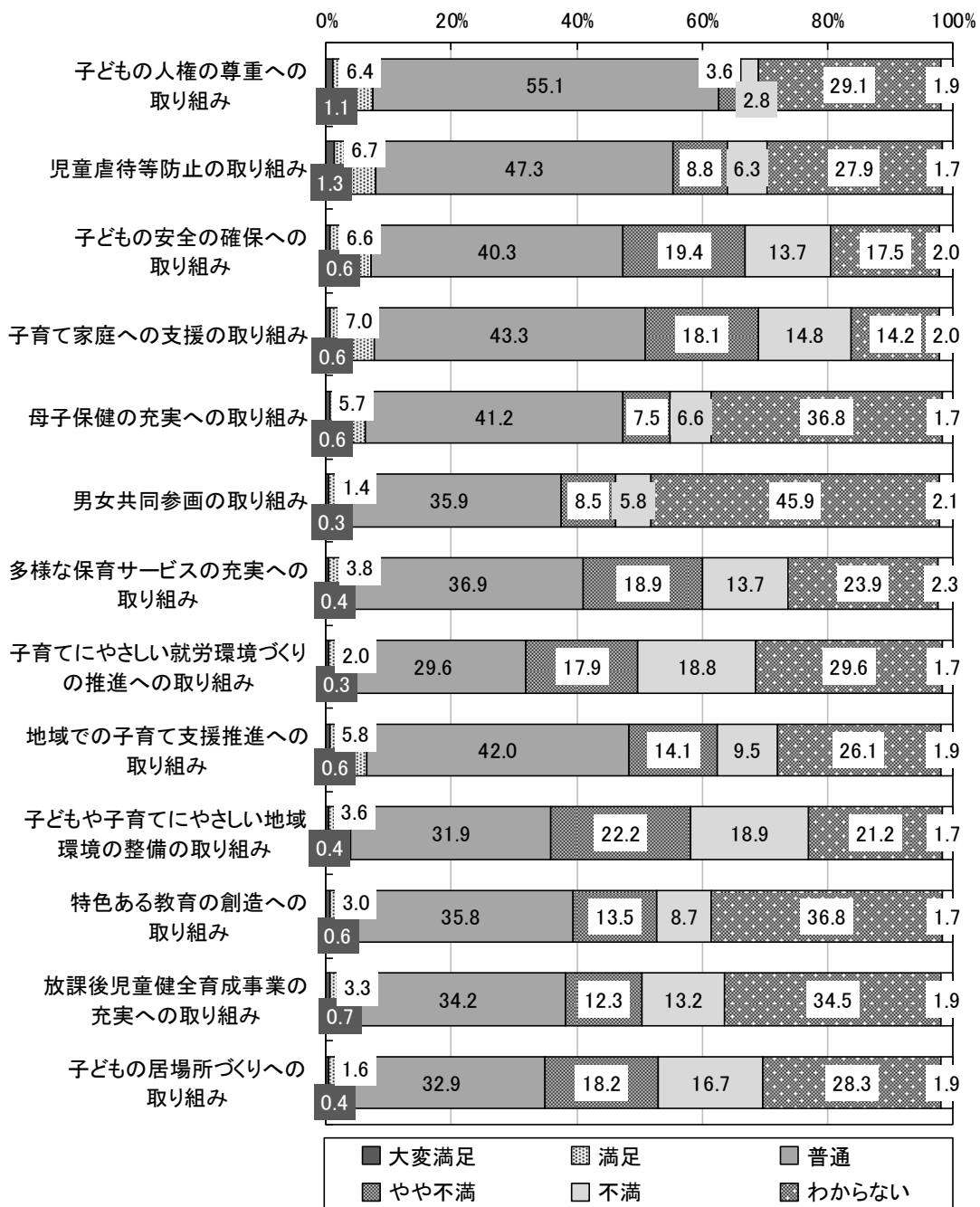
行政の取り組みに対して感じる事についてみると、就学前児童では『満足』（「大変満足」と「満足」の合計）は「子育て家庭への支援の取り組み」で9.4%と最も高くなっています。また、『不満』（「やや不満」と「不満」の合計）は「子どもや子育てにやさしい地域環境の整備の取り組み」で38.1%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「子どもの居場所づくりへの取り組み」の『不満』が5.1ポイント減少しています。



前回調査(N=702)

【就学前児童】

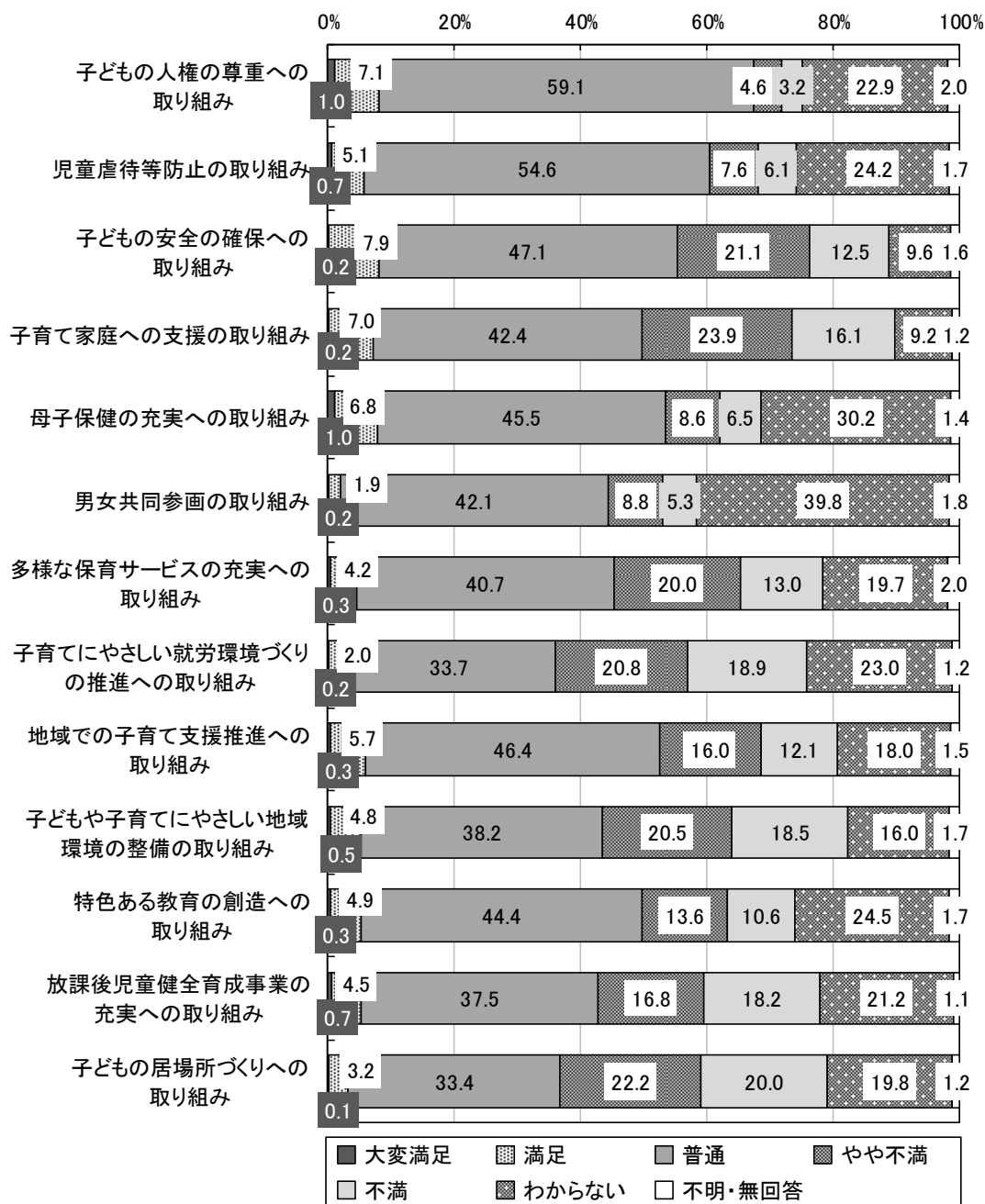


行政の取り組みに対して感じることにしてみると、小学生児童では『満足』は「子どもの人権の尊重への取り組み」「子どもの安全の確保への取り組み」ともに8.1%と最も高くなっています。また、『不満』は「子どもの居場所づくりへの取り組み」で42.2%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「特色ある教育の創造への取り組み」の『不満』が7.8ポイント減少している一方で、「放課後児童健全育成事業の充実への取り組み」の『不満』が8.4ポイント増加しています。

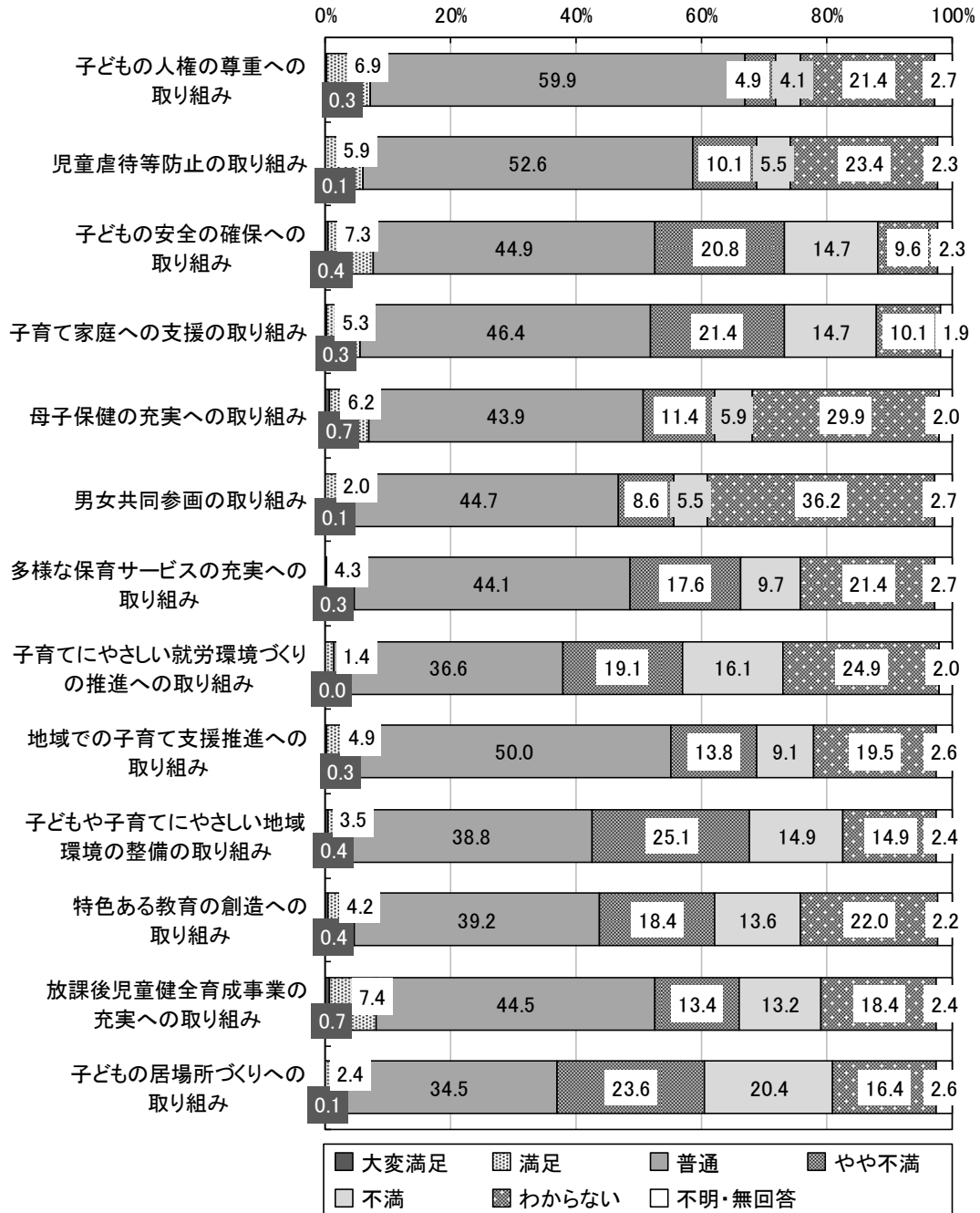
今回調査(N=883)

【小学生児童】



前回調査(N=740)

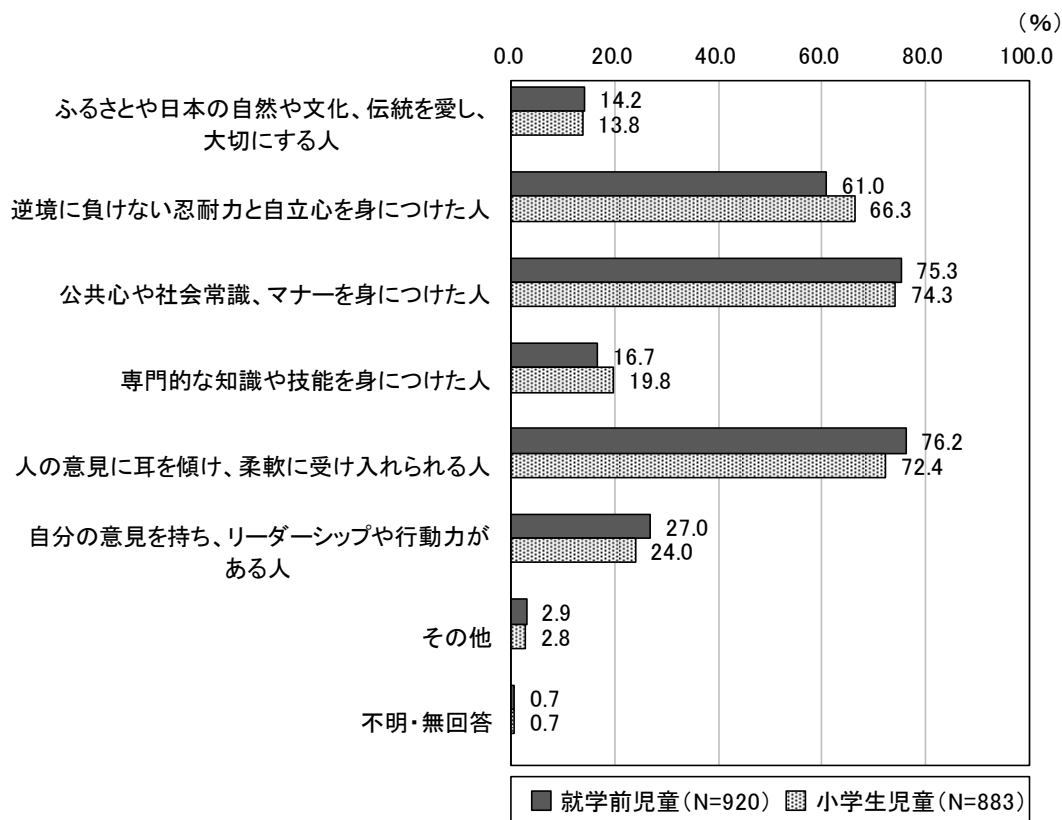
【小学生児童】



⑩お子さんをどのような人に育てたいと思うか。〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

お子さんをどのような人に育てたいと思うかについては、就学前児童では「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が76.2%と最も高く、次いで「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が75.3%となっています。

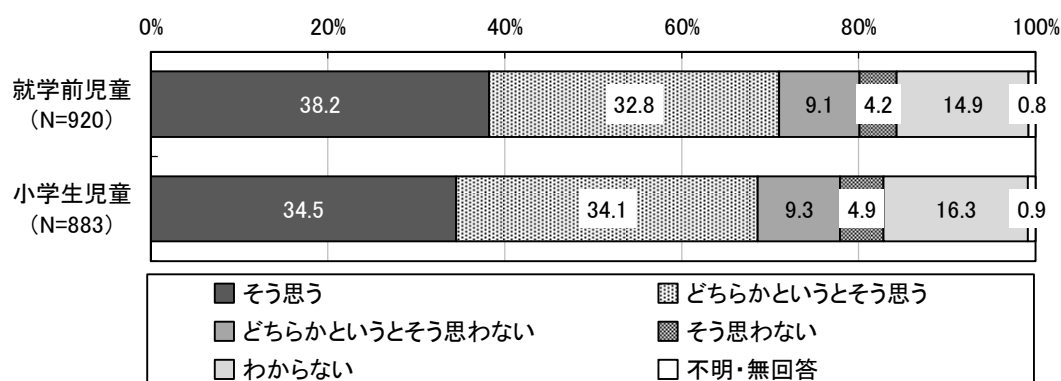
小学生児童では「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が74.3%と最も高く、次いで「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が72.4%となっています。



⑰これからもお子さんを大和郡山市で育てたいと思うか。〈単数回答〉

〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

これからもお子さんを大和郡山市で育てたいと思うかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、『思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）がそれぞれ71.0%、68.6%となっています。



## 5. 第一期計画の実施状況

第一期計画の施策ごとに、大和郡山市の計画期間中の取り組みと成果、今後強化が必要な取り組みを考察します。

### (1) 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

		取り組みと成果	
1	子どもの人権の尊重	①人権保育への取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全保育者に対して、1か月に1回、園内での人権研修を実施しました。また、県や研究会が実施している研修に各園5名ずつ参加しました。</li> <li>○小・中学校において、「特別の教科 道徳」の導入に伴い、指導方法の工夫・改善を実施しています。</li> </ul>
		②子どもの人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小泉河原移動公民館学級、青垣学級、シニアリーダー研修会において人権啓発の講座を行いました。</li> <li>○小・中学生が主体的に人権を尊重する力を培えるよう、子ども人権フォーラムを市内すべての中学校区で実施しました。</li> </ul>
		今後強化が必要な取り組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○より多くの保育者が研修に参加できるよう、保育体制の強化が必要です。</li> <li>○指導方法の共有や研修等による指導力向上が求められます。</li> <li>○近年、人権課題となっている「LGBTQ セクシュアルマイノリティ」、「子どもの貧困問題」、「子どもの虐待問題」について、地域において子どもの人権についての普及・啓発が必要です。</li> </ul>	
2	児童虐待等防止への取り組みの推進	①児童虐待の予防・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童対策地域協議会では代表者会議を年1回、実務者会議を年5回、個別ケース会議を45回（平成30年度実績）開催しました。</li> <li>○オレンジリボンツリー作成による啓発活動や研修会を実施しました。</li> </ul>
		②家族間の暴力防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV・女性相談、女性のための法律相談（月1回）を実施しました。また、女性に対する暴力防止運動期間に合わせて、護身術講座を開催しました。</li> <li>○市内連携をより強化するためDV被害者支援のワンストップサービス担当者会議を開催しました。</li> </ul>
		今後強化が必要な取り組み	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の予防・早期発見のため、支援の方向性や役割分担を決めるなど、連携体制の強化が必要です。</li> <li>○担当課と連携を図りながら、相談窓口の明確化を進めるとともに、DV被害者に対し適切な対応ができるよう、女性相談員をはじめ職員の資質向上が必要です。</li> <li>○DVに関する講習会、講演会等の開催や、学校等における、DV・デートDVに対する問題意識を高める教育の実施が必要です。</li> <li>○DV被害の未然防止・早期発見、被害者支援の充実のため、庁内の相談ネットワーク「くらし安心ワンストップ相談」をはじめ、警察や医療機関、学校、福祉関係団体等の連携体制が必要です。</li> </ul>	

取り組みと成果	
①子どもを犯罪等から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年センターにおいて、警察及び学校関係団体と連携し、防犯パトロールを行いました。</li> <li>○子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の拡大に向けて、各中学校区健全育成協議会において、新規協力者の呼びかけを行いました。</li> <li>○青少年指導委員と協力し、土日街頭指導を年間延べ20回程度、平日街頭指導を年間延べ80回程度実施しました。</li> <li>○市民安全メール（約8,000～9,000名登録）において、不審者情報を青少年センターを中心に警察と連携し、配信しました。</li> <li>○小学1年生に防犯ブザーを配布し、年度末に防犯ブザーの活用について確認し、活用を促進しました。</li> </ul>
②子どもの事故防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生後4～6か月児とその保護者対象の「子育て教室」において、子どもの応急手当学習を実施しました。</li> <li>○保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、地域等で交通安全教室を実施しました。</li> <li>○注意喚起看板等の設置・維持管理等、通学路における危険箇所への対応を行いました。</li> <li>○近鉄郡山駅周辺の市道近鉄三の丸線や外堀緑地等におけるバリアフリー化工事を実施しました。</li> </ul>
③子どもの安全を守る地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年1回の市内都市公園遊具の点検を行い、異常が見つかれば、現地を確認して部品の交換等の対応を行いました。</li> </ul>
今後強化が必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども110番の家」について、不在時は旗の設置ができないこともあるため、協力者を増やす必要があります。</li> <li>○青少年指導委員の高齢化が進んでおり、街頭指導の実施回数や実施時間について見直す必要があります。</li> <li>○防犯ブザーについて、高学年になるほど持たなくなったり、確認しなかったりする児童が多く、防犯意識の向上のためにも、継続的な配布と啓発が必要です。</li> <li>○新しく設置する公園及び道路については、安全・安心、快適に移動できるようバリアフリー化が必要です。</li> </ul>	

3  
子どもの安全の確保

## (2) 子育て・親育ちができる環境づくり

		取り組みと成果
1 母子保健の充実	①妊産婦への支援	○平成 29 年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行いました。このほか、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の実施、歯科衛生士による妊産婦歯の相談、ママパパクラス、産後ケア事業、妊娠判定受診料補助事業、一般不妊治療費助成事業、母子栄養食品給付事業、不妊専門医療機関や相談機関の紹介を行いました。
	②出産・育児相談の充実	○心理判定員による発達相談、保健師・助産師・管理栄養士等による育児相談・訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）、健康診査未受診者の把握と受診勧奨を行いました。
	③小児救急医療の充実	○大和郡山市立休日応急診療所において急な病気に対する応急的な診察を行うとともに、内科・外科は市内3病院、小児科は県実施（北和・中南和）による2次救急輪番体制を実施しました。 ○こども救急電話相談（#8000）や奈良県救急安心センター相談ダイヤル（#7119）の周知を行いました。
	④食育の推進	○市民の野菜摂取量の向上を目指し、いつもの食事に野菜をプラス「ベジタベプラス」キャンペーンを展開するとともに、平成 29 年度からは「野菜週間」を制定して、集中して啓発を行いました。 ○毎年4月に「食育推進担当者会議」を開催し、6月にイオン大和郡山店で開催される「大和郡山フェア」にて媒体展示や食育クイズ等の企画を行いました。
	⑤思春期保健対策の充実	○市内すべての中学校生徒に「こころの体温計」チラシを配布し、いじめ・不登校等相談窓口の周知を行いました。 ○学校薬剤師に依頼し、薬物乱用防止教室を開催しました。
		○ハイリスク妊婦を早期発見し切れ目ない支援へつなげるために、妊娠届出時の保健師・助産師面接率を100%にする体制づくりが必要です。 ○心理判定員による発達相談は順番待ちが常態化しており、必要時に直ちに対応できる状態になっていないことから、タイムリーな対応（相談）が行えるよう、検討が必要です。 ○薬物乱用防止教室の年間開催回数を増やすなど、思春期の健全な健康づくりの強化が必要です。
2 子育て家庭への支援	取り組みと成果	
	①子育てに関する相談・支援体制の充実	○市内2拠点の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関するサービスを提供しました。また、子育て相談の充実を図り、困りごとや子育てニーズの拾い上げに努めました。 ○家庭教育学級を幼稚園・認定こども園、小・中学校で開講し、家庭教育の充実を図るための研修を行う、親睦を深めるほか、講師の紹介をし合うなど、情報交換を行いました。 ○平成 30 年度以降、日曜日も「つどいの広場」を展開し、父親の子育て参画を推進しました。



2 子育て家庭への支援	取り組みと成果	
	①子育てに関する相談・支援体制の充実	○子育て教室を開催し、子どもの発達や育児について知識の普及や、保護者の育児不安や負担感の軽減を図るとともに、地域交流の一環として仲間づくりの場の提供に努めました。 ○養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による相談・技術指導等の養育支援を行いました。
	②障害児療育の充実	○障害のある子どもに対する福祉サービスや経済的負担の軽減について、福祉サービスメニューを充実させ、事業所数の増加に取り組みました。
	③ひとり親家庭への生活・就労支援の充実	○自立支援教育訓練給付制度、高等職業訓練促進費給付制度、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業、母子・父子自立支援員による相談事業、ひとり親家庭等医療費の助成を実施しました。 ○ひとり親家庭の生活安定・自立のため、広報「つながり」等において、児童扶養手当の広報・普及を行いました。
	④子育てに対する経済的支援	○広報「つながり」等において、児童手当等の広報・普及を行うとともに、子ども医療費の助成を実施しました。
	今後強化が必要な取り組み	
○より多くの親子の利用につなげるため、つどいの広場の存在のPR強化が必要です。 ○家庭教育学級の活動を継続、充実させるため、学級生の参加促進が必要です。 ○発達障害のある子どもに関して、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等へのバックアップや集団生活への適応促進についての事業実施体制が整っておらず、実施に至っていないため、実施に向けた検討が必要です。		
3 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進	取り組みと成果	
	①父親の育児・家事への参加促進	○ママパピクラスを開催し、父親への育児・家事への参加を促しました。
	②子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進	○厚生労働省や労働局等、関係機関からの啓発依頼により、チラシの配架やポスターの掲示を行いました。
	③若い世代への子育て意識の醸成	○中学2年生が職場体験を通して、保育園や幼稚園で乳幼児とふれあう機会を設けました。 ○1歳児から5歳児の各クラスに1名ないし2名の福祉ボランティア活動及び職業体験の受け入れを行いました。
	今後強化が必要な取り組み	
○男性の育児参加に関する啓発が引き続き必要です。 ○各学校への働きかけを通して、さらなる体験実践の充実が求められます。		

### (3) 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

取り組みと成果	
①教育・保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園内研究会の実施や各種研修会を開催し、教師の資質向上につながる機会をもつように努めました。</li> <li>○保育士全員が1年間に最低5回は研修会に参加できるよう調整を図りました。また、年齢別の研修を通じて、保育士の横のつながりを充実させ、保育の充実を図りました。</li> <li>○幼保小間での相互連携を図ったことで、異年齢児の交流が増えただけでなく、教師間の交流も増え、互いの教育内容を知る機会が増えました。</li> <li>○1年に1回、各園において、小学生5名程度の保育ボランティアの受け入れを行いました。また、田植え・稲刈りや音楽会への参加等、幼保小の連携を図りました。</li> </ul>
②多様なニーズに対応した保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふたば保育園、やまと保育園が認定こども園に移行し、1号認定者の受け入れが可能となりました。また、郡山西保育園の建て替え、やまと認定こども園の分園の創設等、施設の充実を図りました。</li> <li>○延長保育は公立、民立のすべての認可保育園で実施しています。また、一時保育については2園、病後児保育については1園で実施しています。</li> <li>○利用者支援事業では、子どもやその保護者が、適切な事業を円滑に利用できるよう、相談を受け、適切な助言や情報提供に努めました。</li> <li>○特別な配慮が必要な家庭をフォローできるよう、2園において、保育士の特別な配置を実施しています。</li> <li>○加配の保育士を全園に配置し、障害のある子どもへの保育の充実を図りました。</li> </ul>
今後強化が必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士のさらなる確保を図り、少しでも多くの研修に参加できるような環境づくりが必要です。</li> <li>○いずみ保育園の移転建て替え、カトリック幼稚園の建て替え等による定員の増加や、建て替えと同時に認定こども園とすることで、保育の充実を図ることが必要です。</li> <li>○様々な家庭環境の子どもが増加する中で、保育士の特別配置を推進できるよう、保育士の確保が必要です。</li> <li>○保育へのニーズは多様化しており、特に障害のある子どものニーズや保護者からの要望が多様化しています。保育士の確保とともに、保育士の教育・研修の充実が必要です。</li> </ul>	

1 多様な保育の充実

取り組みと成果	
①地域で担う 子育て支援体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 30 年度は、奈良県主催の子育てサポーター養成講座参加者の中から、つどいの広場事業のスタッフを 3 名発掘することができました。</li> <li>○市ホームページにて、子育て支援情報を妊娠期～学童期別に一覧形式で掲載する「子育て応援ナビ」ページを開設するほか、ママパイクラス・子育て教室の申込みフォームを開設しました。</li> <li>○子育て情報冊子「ようこそ赤ちゃん」を市ホームページにアップすることにより、パソコン、スマートフォンでの情報収集が可能となりました。</li> </ul>
②地域の交流機会 の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の老人会や老人保健施設との交流や地域における行事、小・中学生のボランティア受け入れ、幼・小学校との交流（行事の参加・給食合同）等、様々な異年齢・世代間交流の促進を行いました。</li> <li>○子育て教室終了後、子育ての仲間づくりや情報交換のために子育てサークル結成のサポートを行っています。</li> <li>○幼稚園全園にて、保育時間終了後、園庭開放を実施しています。</li> <li>○「きんとつと広場」における保育士、保健師による子どもの生活面の相談を実施し、子育て期における親の悩み解決の一助としました。</li> <li>○保健センターでの 12 か月児育児相談における「ブックスタート」のほか、乳幼児と保護者のための「だっこでおはなし会」や、子どもの年齢に応じた事業を実施しました。また、ボランティアの養成講座を開催し、卒業生グループの活動を支援しています。</li> </ul>
③子育て支援の 地域連携・ ネットワーク 形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主任児童委員等と連携を図り、ケースとして管理している家庭に関しての情報提供を得ることができました。</li> <li>○子育て教室OBによる子育てサークル（自主活動グループ）総会やクリスマス会等、グループ間で情報交換や交流の場を提供しているほか、絵本の読み聞かせボランティア情報の提供を行っています。</li> </ul>
今後強化が必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化の影響や価値観の多様化等の理由で、子ども会加入者は逡減傾向となっています。今後も活動を維持するため、シニアリーダーの積極的な参加を促し、イベントを身近なものにし、子ども会に加入しやすい環境を整え、加入者の増加につなげる必要があります。</li> <li>○幼稚園全園において園庭開放を実施していますが、今後は、未就園児にも園庭開放の機会の設置が望まれています。</li> </ul>	

#### (4) 豊かな感性を育てる教育の推進

取り組みと成果	
①就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者参加型の参観や教育講演会を実施し、親育ちの場を設けるよう努めました。</li> <li>○市内全認可保育園、認定こども園において、施設の開放を実施しています。また、認定こども園においては、子育て支援を実施しており、地域に根ざした施設となっています。</li> <li>○平成30年4月に矢田認定こども園を開設するとともに、やまと保育園（平成29年4月）及びふたば保育園（平成31年4月）を認定こども園に移行しました。</li> </ul>
②地域社会での協働による学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校支援ボランティアの協力を得て教育環境の充実を図っています。</li> <li>○学生チューターが活躍し、子どもたちと年齢の近い身近な存在として心の支援を図りました。</li> <li>○小・中学校からの派遣希望に応じ、奈良教育大学の理数系の教員志望の学生や奈良工業高等専門学校の教官等を派遣し、理科教育の一層の充実を図りました。</li> </ul>
③子どもの教育相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、市内の各中学校及び小学校の学校外に、学習や心理的支援の場を設置しました。</li> <li>○支援員も含めた特別支援教育の研修会を年に3回実施し、指導力向上に努めました。</li> <li>○年間100時間、各校にスクールカウンセラーを配置しました。</li> </ul>
今後強化が必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園への移行を推進し、子育て支援のさらなる充実が必要です。</li> <li>○多様な経験を有する社会人の協力を得るため、地域との協働をさらに推し進めていくことが重要です。</li> <li>○特別支援学級とともに、通級指導教室の拡充に努め、必要な支援を必要な児童・生徒に行うことができる体制づくりが必要です。</li> <li>○スクールカウンセラーの配置については、小学校での需要も増えてきているため、継続的な派遣が必要です。</li> <li>○児童・生徒、保護者へ継続的にカウンセリングを行っており、需要も高まっています。ケース会議にスクールカウンセラーが同席するとともに、教職員の研修の実施が必要です。</li> </ul>	

1  
特色ある教育の創造

取り組みと成果	
2 子どもの居場所づくりの推進	<p>①子どもの活動の場の整備</p> <p>○大規模化が著しい学童保育所については、分割を前提として新設しました。</p> <p>○子どもの重要な居場所のひとつである運動場、体育館等の学校施設を開放し、地域スポーツ振興等の有効活用を図りました。</p> <p>○子どもの遊び場等、地域コミュニティづくりに役立つ施設として建てられたスポーツ会館を地元自治会等、公共的団体による指定管理とし、地域の自主的運営によるコミュニティスポーツの振興を図りました。</p> <p>○放課後児童の健全育成を目的として、遊び場を提供しています。校区小学校長・自治会等で組織する運営委員会にて諮る行事も年間を通じて開催しています。</p>
	<p>②社会体験学習の充実</p> <p>○小学2年生でまち探検、5年生で米作り体験を地域の協力を得て行っています。中学校では、職場体験や福祉体験を実施しています。</p>
	<p>今後強化が必要な取り組み</p> <p>○児童館は、放課後に塾や学童保育所等に通わない児童の居場所の確保としての需要があり、継続的な実施が必要です。</p>

## 6. 子ども・子育てを取り巻く主な課題

社会情勢、統計資料、ニーズ調査、第一期計画の取り組み状況等を踏まえ、第一期計画の施策ごとに現状と課題を整理しました。

### 課題1：子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

#### 社会情勢

- ・ 児童虐待や家族間の暴力と関係する子育て家庭の孤立が問題となっています。
- ・ 子どもを巻き込んだ交通事故や犯罪が度重なって発生し、子どもが安心して生活できる環境への意識が高まっていると考えられます。

#### 統計資料

- ・ 児童虐待相談件数は増加しており、過去5年間で100件ほど増加しています。

#### ニーズ調査

- ・ 子どもの人権の尊重への取り組み、児童虐待等防止の取り組み、子どもの安全の確保への取り組みについての満足度は高くなっていますが、『満足』の割合は1割にとどまっています。

#### 取り組み状況

- ・ 近年、人権課題となっている「LGBTQ セクシュアルマイノリティー」、「子どもの貧困問題」、「子どもの虐待問題」等、子どもの人権を取り巻く課題についての普及・啓発が必要です。
- ・ DV被害の未然防止・早期発見、被害者支援の充実のため、庁内の相談ネットワーク「くらし安心ワンストップ相談」をはじめ、警察や医療機関、学校、福祉関係団体等の連携体制が必要です。



児童虐待、家族間の暴力、子どもを巻き込んだ交通事故や犯罪、多様な性に関する事等、子どもの人権を取り巻く課題は多様化しています。

すべての子どもが個人として等しく尊重され、健やかに成長することができるよう、子どもの視点に立った取り組みの推進が必要です。

児童虐待や家族間の暴力を早期発見・早期対応できるよう、庁内の連携体制や関係機関との連携強化が求められます。

また、子どもの人権を取り巻く課題について、普及・啓発が必要です。

## 課題2：子育て・親育ちができる環境づくり

### 社会情勢

- ・都市化や核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化し、身近な人から子育てについて学ぶ機会が減少しています。
- ・情報化の進展によりインターネット上にはあらゆる情報があふれており、子育てに対して不安を抱える保護者が増加していることが考えられます。
- ・働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する取り組みが進められています。

### 統計資料

- ・世帯あたり人員が年々減少し核家族化が進行していることから、親族からの支援を受けにくい環境にある人は少なくないと考えられます。
- ・父子家庭割合は減少傾向となっていますが、母子家庭割合は、奈良県、全国よりもわずかに高い割合で推移しています。

### ニーズ調査

- ・子育てに対する負担感や不安感について、非常に不安や負担を感じる人が、前回調査よりも多くなっています。
- ・「仕事時間」と「家事・育児時間」、「プライベートの生活時間」の優先度をみると、現実の仕事時間が希望を大きく上回っています。

### 取り組み状況

- ・心理判定員による発達相談は順番待ちが常態化しており、必要時に直ちに対応できる状態になっていないことから、タイムリーな対応（相談）が行えるよう、検討が必要です。
- ・発達障害のある子どもの集団生活への適応促進や、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等へのバックアップについて、事業実施体制が整っておらず、実施に至っていないため、実施に向けた検討が必要です。



核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、情報化の発展等を背景に子育てに対する不安や負担感が増大していることが考えられます。心理判定員による発達相談へのニーズが高まっていることから、専門家や経験豊富な方による相談機能の充実、子育て支援に関する情報提供の充実が必要です。

さらに、ひとり親家庭、障害のある子どものほか、外国につながる子ども等、支援を必要とする子どもを見逃さず、必要な支援を提供できるよう、取り組みの実施に向けた検討が必要です。

### 課題 3 : 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

#### 社会情勢

- ・令和元年 10 月より幼児教育・保育が無償化されました。
- ・幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づく助言やその他の支援を行う人材の配置が求められています。

#### 統計資料

- ・子どもの数は今後も減少すると想定されます。
- ・女性の労働力率は、M字カーブの谷が奈良県より浅くなっています。

#### ニーズ調査

- ・定期的に利用したい事業において、幼稚園が減少した一方で、認定こども園・認可保育園の割合が増加したことから、保育ニーズの高まりがうかがえます。
- ・就学前児童において、子どもや子育てにやさしい地域環境の整備の取り組みに対する不満が高くなっています。

#### 取り組み状況

- ・保育へのニーズは多様化しており、特に障害のある子どものニーズや保護者からの要望が多様化しています。保育士の確保とともに、保育士の教育・研修の充実が必要です。
- ・少子化の影響や価値観の多様化等の理由で、子ども会加入者は逡減傾向となっています。今後も活動を維持するため、シニアリーダーの積極的な参加を促し、イベントを身近なものにし、子ども会に加入しやすい環境を整え、加入者の増加につなげることが必要です。



子どもの数が減少する一方で、保育ニーズの高まりがみられます。幼児教育・保育が無償化されたことから、必要とする方にサービスが適切に提供されるよう、量の確保に努めることが重要です。

さらに、保育へのニーズも多様化しており、保育の質を向上するため、保育士の確保をはじめ、研修の充実、幼児教育・保育に関する助言や支援を行う人材配置の検討が必要です。

また、子どもや子育てにやさしい地域環境の整備への不満が高いことから、地域で安心して子育てができるよう、地域住民と連携した取り組みが必要で



## 課題 4 : 豊かな感性を育てる教育の推進

### 社会 情勢

- ・問題行動・不登校調査（文部科学省）によると、平成 30 年度に全国の小・中・高校等で認知したいじめの件数が前年より 3 割増加しており、過去最多を記録しています。
- ・インターネットやスマートフォンの普及と同時に SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用が増加し、青少年を巻き込む犯罪や被害の増加が問題となっています。

### 統計 資料

- ・小学生においていじめ件数、中学生においていじめ・不登校件数が増加しています。

### ニーズ 調査

- ・小学生児童保護者の子どもの居場所づくりへの取り組みに対する不満が高くなっています。
- ・小学生児童の放課後の過ごし方としては、自宅や習い事が多くなっています。

### 取り組 み状況

- ・スクールカウンセラーの配置については、小学校での需要も増えてきているため、継続的な派遣が必要です。ケース会議にスクールカウンセラーが同席するとともに、教職員の研修の実施が必要です。



いじめや不登校等の子どもを取り巻く問題に対応するため、スクールカウンセラーの継続的な派遣や連携体制の強化が必要です。

また、小学生が放課後も安全・安心に過ごすことができるよう、塾や学童保育所等以外にも過ごすことのできる居場所づくりが必要です。

# 第 3 章 計画の理念と基本方向

## 1. 基本理念

これまで大和郡山市では第一期計画の基本理念の実現に向け、基本方向を据えるとともに施策の具体的な展開に沿った取り組みを行ってきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合いながら支援していくことが、今まさに取り組むべき喫緊の課題となっています。

子どもが成長する過程では、親も成長し、それを取り巻く社会も育つ、ということ踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を充実させる必要があります。

本計画では、これまで進めてきた第一期計画の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえた次の基本理念を掲げ、計画の推進を図ります。

安心して子どもを産み育て  
子ども・大人・社会がともに育つまち  
大和郡山

## 2. 基本方向

### 1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

子どもの権利が尊重され、健やかに成長し、子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。子どもの人権を著しく侵害する児童虐待や家族間の暴力については、子育てを地域の力で支えるとともに、関係機関の専門的な視点から早期発見、早期対応、未然防止に努め、連携して支援する体制を整え、きめ細やかな支援の推進と再発防止に努めます。

また、子どもを安心して産み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の防止の取り組みを進めます。

### 2. 子育て・親育ちができる環境づくり

一人ひとりの子どもが親とともに健やかに成長できるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や仲間づくり、相談体制の充実等に取り組めます。

また、障害、疾病、貧困、家族の状況等により支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

さらに、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけ等、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

### 3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化等の社会情勢の変化に伴い、共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。高まるニーズに対応した保育等の充実を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、企業、その他の地域社会のあらゆる分野の人々が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。地域がその役割を果たし、ともに子どもの成長を喜び、育ち合うことができるよう、子育て家庭を支える地域の「子育て支援力」の強化を図るための取り組みを推進します。

## 4. 豊かな感性を育てる教育の推進

知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

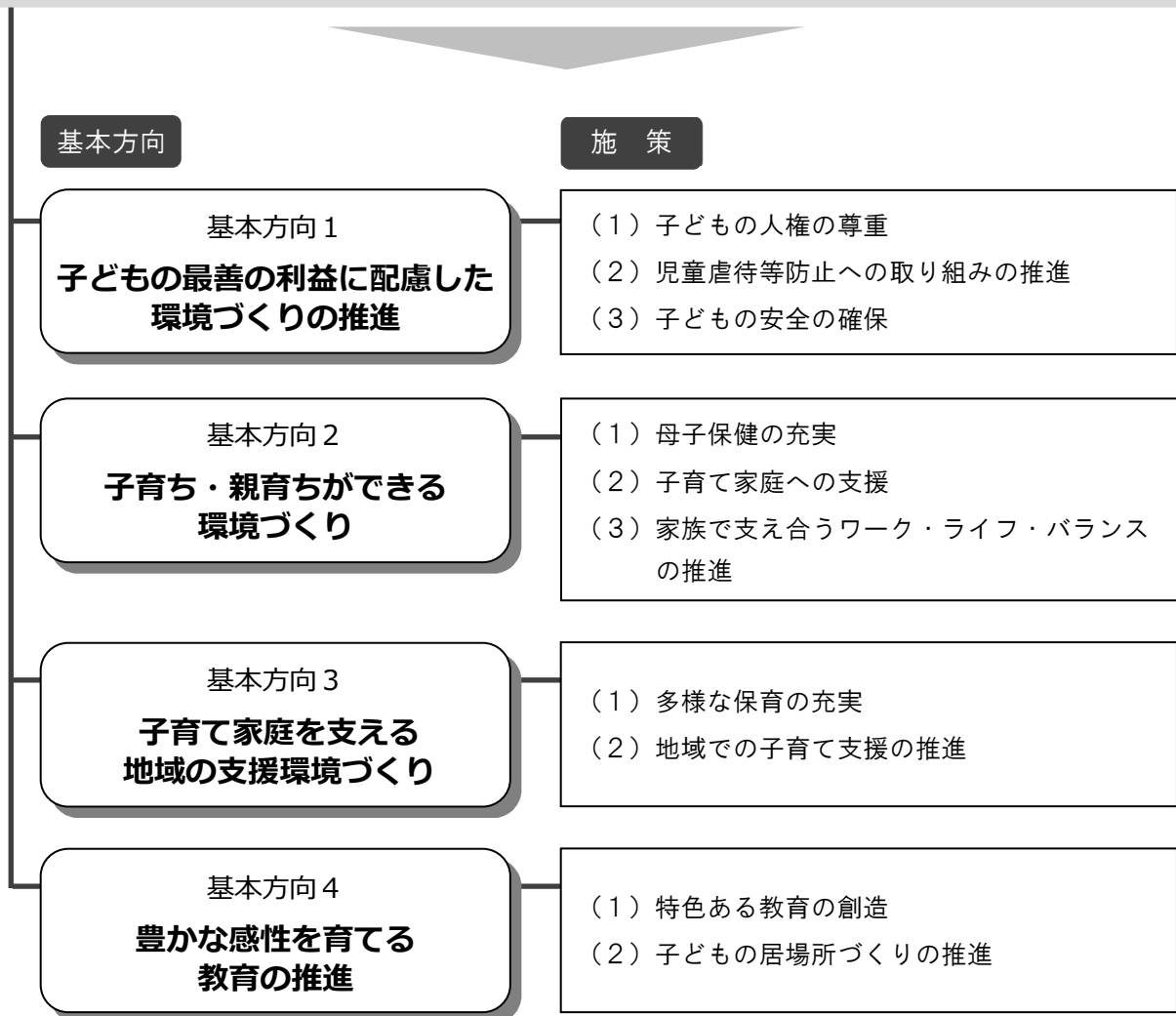
幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校の連携を強化します。

また、夢と志をもち、たくましく生きる青少年を育成するために、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるなど、青少年の健全育成を支える環境づくりを推進します。

## 3. 施策体系

### 基本理念

### 安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大 和 郡 山



# 第4章 施策の具体的な展開

## 各事業の方向性について

継続 … これまでの取り組みを継続して実施するもの

充実 … これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に拡充して実施するもの

新規 … 計画期間中に新たに実施するもの

## 1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

### (1) 子どもの人権の尊重

「児童の権利条約」では、子どもは保護の対象であると同時に、「権利の主体」として尊重することを謳っています。子ども一人ひとりが個人として等しく尊重され、個性や能力を最大限に発揮できる社会を実現するためには、市民の人権意識の高揚を図る必要があります。

学校や家庭、地域社会の様々な場面において、子どもの人権が尊重され、ひとりの人間として扱われるよう、人権意識の普及・啓発を進めるとともに、学習の機会を提供します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 人権教育・保育への取り組みの推進</b>				
1	保育者への人権研修の実施	保育者に対して定期的に人権研修を行うとともに、保育者が研修に参加しやすい環境づくりを進めます。	継続	こども福祉課
2	道徳教育や体験活動の推進	小・中学校の道徳教育における「心の教育」や様々な体験活動を通して、自己を見つめ、将来に展望をもたせる取り組みを推進します。 また、学校間での指導方法の共有を図るとともに、職員研修等による指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課
<b>② 子どもの人権啓発の推進</b>				
3	「児童の権利条約」等の普及・啓発	「児童の権利条約」等の人権教育を地域において普及・啓発します。 また、近年の人権課題についての研修会を行い、地域において子どもの人権についての普及・啓発に努めます。	継続	人権施策推進課
4	子どもの人権フォーラムの開催	小・中学生が人権感覚を正しく身につけ、自尊感情を高めることができるよう、子ども人権フォーラムを市内すべての中学校区で実施するとともに、さらなる充実を図ります。	継続	人権施策推進課

## (2) 児童虐待等防止への取り組みの推進

「児童虐待防止法」が改正され、親の体罰の禁止や児童相談所の介入機能の強化が盛り込まれるなど、児童虐待が大きな社会問題となっています。子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をもっており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。特に、児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、庁内関係課間の連携体制を構築し、様々な事業の連携を図るとともに、保護から自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会（大和郡山市児童虐待防止ネットワーク）の機能の強化を図ります。また、児童虐待とDV（配偶者等からの暴力）は密接な関係にあることから、児童虐待の予防的な取り組みとして、DVやデートDVの防止にも取り組んでいきます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 児童虐待の予防・早期発見の推進</b>				
5	「大和郡山市児童虐待防止ネットワーク」の活用	要保護児童対策地域協議会である「大和郡山市児童虐待防止ネットワーク」の機能を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、問題が発生した際の子どもと家族への支援を推進します。 また、専門的な知識及び技術を要する支援等については、県と連携を図ります。	継続	こども福祉課
6	児童虐待防止の普及・啓発	母子健康手帳配布時や各種健診時の機会を活用し、保護者に対して、子どもとの接し方や様々な困難への対処法を紹介することで、体罰によらない子育てを推進します。 また、保健センターや民生委員・児童委員等と連携を図り、児童虐待防止やオレンジリボン運動に関する様々なイベント等を実施し、児童虐待防止の普及・啓発を推進します。	継続	こども福祉課
7	相談・支援につなげる体制づくり	児童及び妊産婦の福祉に関して、情報提供や相談等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に努めます。 また、広報「つながり」や市ホームページのほか、母子健康手帳配布時や各種健診時等の機会を活用し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めます。	新規	こども福祉課
8	社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携を図ります。	新規	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>② 家族間の暴力防止の推進</b>				
9	女性に対する相談体制の充実	担当課と連携を図りながら相談窓口の明確化を進めるとともに、広報「つながり」や市ホームページ、リーフレット等を通じ、DV・女性相談の専用電話や面接相談等の相談窓口の周知に努めます。 また、DV被害者に対し適切な対応ができるよう、女性相談員をはじめ職員の資質向上に努めます。さらに、法的な専門知識が必要な事案については、女性弁護士による法律相談を実施します。	継続	人権施策推進課
10	DV等に関する講座の実施	DVに関する講習会、講演会等を積極的に開催し、DVの特徴や被害実態についての市民の認識を深めることにより、DVの根絶を目指します。また、学校において、DVやデートDVに関する教育を行い、DV・デートDVの防止に努めます。	継続	人権施策推進課
11	DVの被害者支援	庁内の相談ネットワーク「くらし安心ワンストップ相談」をはじめ、警察や医療機関、学校、福祉関係団体等の連携を強化し、DV被害の未然防止、早期発見、被害者支援に努めます。	継続	人権施策推進課

### (3) 子どもの安全の確保

子育て家庭が地域で安心して子育てをするためには、安全な環境づくりが重要で、子どもたちが地域で安全に伸び伸びと過ごすためには、生活環境の整備の推進とともに、地域が一体となった交通安全対策や防犯対策に取り組むことが求められます。

安全・安心な環境づくりに向けて、関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制を強化するとともに、通学路をはじめとした道路の点検・整備、防犯ブザーの所持促進等、交通安全対策の充実を図ります。また、子どもが安心して遊ぶことのできる地域づくりを目指して、公園等の遊び場の整備を推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 子どもを犯罪等から守るための活動の推進</b>				
12	「見守り活動」等防犯パトロールの推進	青少年センターにおいて、警察や学校関係団体との連携により、防犯パトロールを行います。	継続	市民安全課 学校教育課
13	子ども110番の家の充実	子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の拡大に向けて、新たな協力者を確保するため、取り組みの周知・啓発を行います。	継続	学校教育課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
14	青少年指導委員による防犯指導	青少年センターや警察等の関係機関との連携を図り街頭指導等を行い、犯罪の防止と地域の防犯意識の向上を促進します。	継続	学校教育課
15	子どもの安全確保のための情報ネットワークの構築	市民安全メールに登録している市民に対し、不審者情報を配信します。 また、メール配信登録について呼びかけを行い、利用者の拡大を図ります。	継続	学校教育課
16	防犯ブザーの所持促進	小学校1年生に防犯ブザーを配布するとともに、高学年まで継続して所持するよう啓発を行います。	継続	学校教育課
<b>② 子どもの事故防止対策の推進</b>				
17	子どもの事故防止の啓発	子どもの事故防止に向けた啓発パンフレットの配布や応急手当等の学習機会の提供を行います。	継続	保健センター
18	交通安全に関する普及・啓発	市内すべての保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校等において交通安全教室を実施し、子どもや保護者の交通安全意識の向上を図ります。 また、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児2人同乗用自転車購入費を補助し、自転車による交通事故防止対策を推進します。	継続	市民安全課
19	通学路等の安全確保	子どもを事故から守るため、注意喚起看板の設置・維持管理等に取り組み、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等周辺地域の交通環境の改善を図ります。	継続	教育総務課
20	人にやさしい道路の整備推進	子どもや高齢者、障害のある人等、交通弱者に配慮した道路整備、段差の解消等、バリアフリー化に取り組むとともに、交通安全施設の維持管理・更新に取り組みます。 また、新しく設置する公園・道路については、可能な限りユニバーサルデザイン化を進めます。	継続	建設課 管理課 都市計画課
<b>③ 子どもの安全を守る地域環境の整備</b>				
21	親子のための遊び場や施設の整備	公園緑地内の施設や遊具の安全確認を行うとともに、維持管理・更新に努めます。 また、親子で外出を楽しむことができるよう、公共施設や多くの市民が利用する施設へのベビールーム・コーナー等の設置の促進を図ります。	継続	都市計画課 生涯学習課



## 2. 子育て・親育ちができる環境づくり

### (1) 母子保健の充実

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等の影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期に不安や孤独を感じる母親は多く、妊娠・出産期における育児不安の解消に対する支援へのニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、また、母親が自己肯定感をもってしっかりと子どもと向き合うことができるよう、妊娠・出産・育児期の切れ目ない支援を行うとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。

また、自分らしく生きる自己決定能力を形成する重要な時期である思春期の保健対策として、健康に関する教育や心の相談等に取り組みます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 妊産婦への支援</b>				
22	母子健康手帳の交付	母親（妊娠・出産）と、子ども（健診・予防接種等）の健康の記録のため、母子健康手帳を交付します。 また、安定した妊娠期間を過ごせるよう交付時に保健指導を行い、ハイリスク妊婦の早期発見、早期対応を図ります。	充実	保健センター こども福祉課
23	妊婦健康診査	妊婦健診にかかる費用を助成する「妊婦健康診査補助券」を14回分交付します。 他市町村から転入された妊婦には、妊娠週数に応じて補助券を交付します。	継続	保健センター
24	歯科衛生士による妊産婦歯の相談	妊娠中及び出産後の母親の歯の手入れ等について、相談に応じます。	継続	保健センター
25	妊娠判定受診料補助事業	母体や胎児の健康の保持・増進のため、低所得世帯に対して妊娠にかかる経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診者の解消を図ります。	継続	保健センター
26	母子栄養食品給付事業	低所得世帯の妊産婦や乳幼児に対し、栄養強化のために必要な牛乳及び粉乳を支給します。	継続	保健センター
27	一般不妊治療・不育治療費助成事業	不妊・不育治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成します。	継続	保健センター
28	産後ケア事業	出産後、家族等の支援が受けられず、安定的な養育が困難な母親を対象に、医療機関等での心と体のケアを行います。	継続	保健センター

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>② 出産・育児相談の充実</b>				
29	心理判定員による発達相談	心理判定員、保健師が保育園・幼稚園・認定こども園の保育現場に出向いて、発達相談や子育て相談を行うなど、保護者の子育ての不安解消に努めます。 また、より多くの人の相談にタイムリーに対応できるよう、順番待ちの解消に向けて、関係課と連携し、相談体制の見直しを検討します。	継続	保健センター
30	保健師、管理栄養士等による育児相談、訪問指導	保護者の育児不安を解消し、育児力を養うため、保健師、管理栄養士等による育児相談、訪問指導等の充実を図ります。	継続	保健センター
31	乳児家庭全戸訪問事業 （「こんにちは赤ちゃん訪問」）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行うことで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	継続	保健センター
32	養育支援訪問事業	保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な機関につなげます。 また、指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。	継続	保健センター
33	健康診査未受診者の把握と受診勧奨の推進	健康診査未受診者に対し、受診勧奨と近況確認のアンケートを送付し、現況確認を行います。	継続	保健センター
<b>③ 小児救急医療の充実</b>				
34	休日・夜間の救急医療体制の充実	休日応急診療所における初期救急医療体制及び広域での小児夜間救急医療体制を充実させます。	継続	保健センター
35	適切な受診に向けた啓発	医療マップや小児救急電話相談の活用推進等の情報提供を通じ、適正な医療機関の受診を推進します。	継続	保健センター
<b>④ 食育の推進</b>				
36	食生活や食習慣に関する啓発	「大和郡山すこやか21計画」に基づき、市民に対し、食生活や食習慣の周知・啓発に取り組みます。 また、職域との連携を強化することで、子育て家庭への啓発を充実します。	継続	保健センター

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
37	食育推進月間での企画・運営	毎年6月の食育推進月間を市全体で効果的に取り組むため、市内の「食育推進担当者会議」にて企画・運営を行います。	継続	保健センター
<b>⑤ 思春期保健対策の充実</b>				
38	心身の健康の保持増進	思春期にある子どもの心身の健康の保持増進のため、思春期保健対策の充実に努めます。	充実	学校教育課 保健センター

## (2) 子育て家庭への支援

子育てに不安や負担、孤独を感じる母親が増加傾向にある中、子どもへの接し方や教育・発達に関する不安、経済的な負担、友達つきあい等、子育てに関する悩みも多様化・複雑化しています。

すべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、それぞれの状況や悩みに応じて気軽に相談できる体制を整備するとともに、多様化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。また、市内の子育て情報が各世帯に行きわたるよう、利用者支援事業を活用しながら、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制を強化するとともに、これまでの情報の提供方法の見直しを図るなど、効果的な情報提供に努めます。

そのほか、障害のある子どもがいる家庭やひとり親家庭、生活上の困難を抱える家庭等、特に支援を必要とする家庭に対し、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた相談・支援の充実に努めます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 子育てに関する相談・支援体制の充実</b>				
39	地域子育て支援センターの充実	子どもたちが健やかに育ち、親が子育ての喜びを感じられるよう、地域子育て支援センターにおいて様々な子育てに関する総合的なサービスを提供します。 また、特に配慮が必要な相談者に対しては積極的に声かけを行い、適切な支援につなげます。	継続	こども福祉課
40	家庭教育の支援	家庭教育についての理解と方法を学習する家庭教育学級を幼稚園、小・中学校で実施し、住民の参加促進を図っていきます。 また、学級運営等に対して指導、助言を行える指導員の確保に努めます。	継続	生涯学習課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
41	親子たんとん広場	子育てに関する不安や負担、孤立感を軽減するため、公共施設等に遊具等を常設し、気軽に集える「つどいの広場」を開催します。 また、地域への積極的な周知により参加促進を図るとともに、新たなサポーターの育成と専門知識の向上を図ります。	継続	こども福祉課
42	子育て教室	保護者の育児不安や負担感の軽減と仲間づくりを目的に、子育て教室を開催し、子どもの発達や育児について知識の普及を図ります。	継続	保健センター
<b>② 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実</b>				
43	発達障害のある子どもへの支援	発達障害のある子どもに対し、幼少期から成人期のライフステージにおいて、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。 また、障害児通所施設等において、生活能力の向上のために必要な支援を行い、集団生活への適応を促します。	継続	厚生福祉課
44	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	居宅での生活をサポートする障害福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。	継続	厚生福祉課
45	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、医療的ケア児支援にかかわる関係課や事業所等が継続的に意見交換や情報共有を行う場を設け、連携体制の構築を図ります。 また、関係機関との連携を強化し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に関して情報提供に努めます。	継続	厚生福祉課
46	障害のある子どもの経済的負担の軽減	各種手当の給付、児童発達支援利用助成等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	継続	厚生福祉課
<b>③ ひとり親家庭への支援の充実</b>				
47	自立支援教育訓練給付制度	就職に必要な技能・技術の取得のため、講習会費用の一部を補助するとともに、より多くの人々が制度を利用できるよう、広報に努めます。	継続	こども福祉課
48	高等職業訓練促進費給付制度	複数年にわたる専門学校での資格取得期間の生活費を援助するとともに、より多くの人々が制度を利用できるよう、広報に努めます。	継続	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
49	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子家庭や寡婦の経済的自立の支援と、扶養している子の福祉の増進を図るとともに、より多くの方が事業を利用できるよう、広報に努めます。	継続	こども福祉課
50	母子・父子自立支援員による相談事業	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき母子・父子自立支援員を確保し、離婚、死別等によるひとり親家庭等の相談業務の充実を図り、必要な支援につなげます。	継続	こども福祉課
51	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の親子について、子どもが18歳になるまでの間、医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。	継続	保険年金課
52	児童扶養手当の広報・普及	ひとり親家庭の生活安定・自立のため、広報「つながり」や庁内関係各課の協力により制度の普及に努めます。	継続	こども福祉課
<b>④ 生活上の困難を抱える家庭への支援の充実【新規追加】</b>				
53	外国人家庭に対する支援	学校等からの依頼に基づき、外国人児童・生徒への日本語指導を実施します。また、使用可能な言語に配慮します。	新規	学校教育課
<b>⑤ 子育てに対する経済的支援</b>				
54	児童手当の広報・普及	子どもを養育する家庭の生活の安全と次代を担う子どもの健全育成を図るため、広報「つながり」や関係課との協力により制度の普及に努めます。	継続	こども福祉課
55	子ども医療費の助成	未就学児や小・中学生の入院・通院にかかる医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	継続	保険年金課

### (3) 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活において男女がともに育児や家事等の責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。共働き世帯が増加する中、家庭生活において、男女がともに仕事と家庭を両立し、家庭で協力して子育てができる環境づくりが重要です。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内の企業・事業者に対し、多様な働き方の実現や長時間労働の是正等について働きかけを行います。あわせて、未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因であることを踏まえ、若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をより前向きに考えることができるよう、意識醸成を図る取り組みを推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 父親の育児・家事への参加促進</b>				
56	ママパパクラスへの父親参加の促進	「子育ては親育ち」という観点から、ママパパクラスを開催し、父親への育児・家事への参加促進を推進します。	継続	保健センター
<b>② 子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進</b>				
57	育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発	育児休業・介護休業の取得促進に向けて、労働局と連携しながら労働者や企業に制度の普及・啓発を行います。	継続	地域振興課
58	長時間労働の是正	子育てにやさしい就労環境を実現するため、労働局と連携しながら労働者や企業に長時間労働の是正の啓発を行います。	継続	地域振興課
<b>③ 若い世代への子育て意識の醸成</b>				
59	中・高校生と乳幼児のふれあい体験・保育体験の実施	中・高校生が乳幼児とふれあうことで、命の尊さを感じたり、未来の父親母親像をイメージできるように、ふれあい体験・保育体験を実施します。	継続	学校教育課 こども福祉課

### 3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

#### (1) 多様な保育の充実

共働き世帯の増加やライフスタイルの変化等により、保育ニーズは増加・多様化し、都市部を中心に待機児童問題は深刻化するとともに、延長保育、一時保育、病児病後児保育等の利用ニーズも高まっています。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入にかかわらず無償化の対象となる3～5歳児を中心に、保育ニーズはますます多様化することが考えられます。

多様化する保育ニーズに対応するため、保護者のニーズを把握しながら保育サービスの量的拡大に取り組むとともに、保育環境の整備を進め、質的充実にも取り組みます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 保育環境の整備</b>				
60	認定こども園	既存の保育園や幼稚園からの移行もしくは新たな設置について、地域性や保護者のニーズ、設置者の意向、施設・整備等の状況を踏まえながら、幼保一体化を推進します。	継続	こども福祉課
61	保育環境の充実	安心して子どもを預けられる保育施設を目指し、保育士、保育教諭の研修等の充実や研修に参加しやすい環境づくりを進め、子育ての専門家としての資質向上に努めます。	継続	こども福祉課
62	保育園・幼稚園・認定こども園、小学校の相互連携の推進	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るため、幼保小間での相互連携を図り、異年齢児交流の充実・推進を図ります。	継続	こども福祉課
63	幼児教育・保育に関して助言や支援を行う人材配置	幼児教育・保育の質の向上に向けて、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言やその他の支援を行う人材の配置に努めます。	新規	こども福祉課
64	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や永続性等を主な観点として事業者と協議を行います。	継続	こども福祉課
65	保育士の確保	市ホームページ、広報「つながり」、ハローワーク、保育士バンク、保育のお仕事説明会等において保育士の求人活動を行い、保育士の確保に努めます。	継続	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>② 多様なニーズに対応した保育の充実</b>				
66	通常保育の充実	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努め、待機児童の解消を目指します。	充実	こども福祉課
67	地域の子ども・子育て支援の充実	延長保育、一時預かり、休日保育、子育て短期支援事業、病児病後児保育等について、量の見込みに可能な限り対応できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じてさらなる保育の充実を図ります。 また、夜間保育についてもニーズの把握に努め、必要に応じて整備を検討します。	充実	こども福祉課
68	利用者支援事業	子どもや保護者が、地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。	継続	こども福祉課
69	家庭支援推進 保育の充実	保護者の不適切な養育により心身の健やかな発達が阻害されていると疑われる児童、言葉や習慣の違いから特別な配慮が必要とされる外国人家庭等の児童、その他特に支援を要する児童に対し、その背景にある保護者の生活や子どもの抱える問題に配慮し、家庭や地域の連携を密にしながら子育てを進める家庭支援推進保育を行います。 また、特に配慮が必要な家庭をフォローできるよう、保育士の特別配置を推進し、支援体制の充実を図ります。	継続	こども福祉課
70	障害児保育の充実	子どもの人権に十分配慮しながら、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす障害児保育を行うとともに、支援を必要とする子どもを積極的に受け入れ、状況に応じた環境整備に努めます。 また、地域、関係機関との連携に努め、職員の確保・資質向上に努めます。	継続	こども福祉課



## (2) 地域での子育て支援の推進

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝であり、かけがえのない大切な存在です。子育ての環境が大きく変化する中、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が子どもや子育て家庭に寄り添い、子育て・子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

すべての家庭が地域の中で、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、地域住民間の交流を推進します。また、地域の関係機関・団体が子育ての情報を共有しながら効率的・効果的な活動ができるよう、ネットワーク化を促進するとともに、子育て支援にかかわる人材の育成や子育てサークル・子育てサロンの活動支援に取り組むなど、団体が活動しやすい環境整備に努めます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 地域で担う子育て支援体制の充実</b>				
71	地域子育て支援拠点事業	地域において乳幼児と保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	継続	こども福祉課
72	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	「子育てを援助してほしい方」と「子育てを援助したい方」が助け合い、子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業の活動を支援します。	継続	こども福祉課
73	子育てボランティアの育成と活動支援	子育てに対する豊かな経験や技術をもつ高齢者や保育者、看護師等を子育て支援ボランティアとして育成し、地域の子育て力の充実を推進します。	継続	こども福祉課
74	子育て家庭への情報提供の充実	子育て中の保護者に対し、情報誌や保育園行事予定表、市ホームページ等による子育て情報の提供を行うとともに、メールによる子育て相談を行います。 また、利用者支援事業の窓口に集約した子育て支援サービスの情報を一元的に提供するなど効果的な活用を図り、情報提供体制の充実に取り組めます。 加えて、保護者の使用可能な言語に配慮した案内に努めます。	継続	保健センター こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
75	異年齢・世代間交流の促進	青少年期に乳幼児とふれあう機会を通じて、子育ての楽しさ、命や家族の大切さ等についての理解を深め、将来の子育てに対する不安が軽減されるよう、異年齢・世代間交流の促進に努めます。 また、保育園の地域活動事業の充実を図り、異年齢・世代間交流の促進を図ります。	継続	こども福祉課
76	子育てサークルの育成支援	保護者が子育ての悩みや喜びを共有したり、親子が相互に交流することができる子育てサークルの育成を推進するとともに、子育ての仲間づくりや子育てサークルの交流の場としての地域資源の活用に努めます。	継続	保健センター
77	子ども会活動	子ども会に加入しやすい環境を整え、会員数拡大を図ります。 また、子ども会の指導者としてシニアリーダー（青年リーダー）の積極的な参加を促進し、子ども会の活性化を図ります。	継続	生涯学習課
78	保育園・幼稚園・認定こども園の地域の子育て機能の強化推進	保護者の友達づくりの場として子育ての悩みや喜びを共有できるよう、保育園・幼稚園・認定こども園の園庭開放を実施するとともに未就園児が利用できる機会の確保に努めます。 また、地域の公共施設において、定期的に子育てひろば事業を開催し、保育者、保健師が育児相談や基本的な生活面の指導等を行います。	継続	学校教育課 こども福祉課
79	ブックスタートを含む読書活動の推進	親子がゆったりと気持ちを通わせたり、子どもの想像力や感性を豊かにするため、子どもの読書活動を推進します。 また、司書の力量を広めるとともに、ボランティアを養成し、図書館内外で児童サービスを実施できる体制を整えます。	継続	図書館
<b>② 子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進</b>				
80	地域との連携の推進	要保護児童対策地域協議会として主任児童委員等と連携を図り、地域における相談窓口である主任児童委員により、個人情報の保護や個々の状況に留意しながら、地域に密着した子育て支援体制づくりを推進します。	継続	こども福祉課
81	子育て支援ネットワークの形成の推進	地域子育て支援センター、教育委員会、保健センター等、保健、福祉分野と教育分野との連携を図り、相互の交流や情報共有を行います。 また、ボランティアや自主活動グループの総合的な育成に取り組みます。	継続	保健センター こども福祉課

## 4. 豊かな感性を育てる教育の推進

### (1) 特色ある教育の創造

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、自らたくましく育つ力を育むなど、子どもの発達段階に応じた教育を行う環境を整備することが大切です。

子どもたちが幼児期に人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心を培うことができるよう、幼児教育の充実を図るとともに、家庭教育の推進や親子がふれあう機会の充実を図ります。

また、近年の社会経済情勢によって、子どもが将来に夢や希望をもちにくい状況の中、学習意欲の低下やいじめ・不登校等の問題も顕在化しており、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

学校教育の中で子どもが自ら学ぶ意欲をもち、基礎的な学力を身につけることができるよう、社会の変化に主体的に対応し、行動できる「生きる力」を育成する教育を推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 就学前教育の充実</b>				
82	幼児教育の充実	子どもが集団生活で主体的、意欲的に行動できるよう、一人ひとりの発達・個性に合わせた幼児教育の充実に努めます。 また、幼稚園・保育園・認定こども園が「親子の育ちの場」となるよう、施設や機能を開放し、子育てを支援します。	継続	学校教育課 こども福祉課
83	認定こども園 【再掲】	既存の保育園や幼稚園からの移行もしくは新たな設置について、地域性や保護者のニーズ、設置者の意向、施設・整備等の状況を踏まえながら、幼保一体化を推進します。	継続	こども福祉課
84	保育園・幼稚園・認定こども園、小学校の相互連携の推進【再掲】	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るため、幼保小間での相互連携を図り、異年齢児交流の充実・推進を図ります。	継続	こども福祉課
<b>② 地域社会での協働による学校教育の充実</b>				
85	社会人活用事業の推進	多様な経験を有する社会人を特別支援教育支援員や学校支援ボランティアとして活用し、教育環境の充実を図ります。	継続	学校教育課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
86	学科指導教室における学生チューターの活用	奈良教育大学、天理大学の教員志望の学生を「学生チューター」として活用し、学科指導教室「ASU」に在籍する児童・生徒へのきめ細かい指導の充実と学習上のつまづきの解消、学習意欲の向上を図ります。 また、子どもたちと年齢の近い身近な存在として心の支援を行います。	継続	学校教育課
87	理数系授業・実験における学生のサポート	奈良教育大学の理数系の教員志望の学生を小・中学校に派遣することにより、発想の芽を育てる教育を推進し、児童・生徒の学習意欲を高めます。 また、各小・中学校の希望に基づき奈良工業高等専門学校の教官等を授業に派遣することで、観察・実験やIT活用等を積極的に実施し、理科教育の一層の充実を図ります。	継続	学校教育課
<b>③ 子どもの教育相談・支援体制の充実</b>				
88	不登校対策総合プログラムの推進	不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、市内の各小・中学校の学校外に、学科指導教室「ASU」や「ASUカウンセリングステーション」を設置し、学習支援や心理的支援を行います。また、各中学校に配置されたスクールカウンセラーが不登校傾向にある生徒や保護者のカウンセリングを行い、必要な支援につなげます。	継続	学校教育課
89	特別支援教育の充実	子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、生きがいのある学校生活や社会生活を営むことができるよう、特別支援学級やことばの教室の内容の充実と運営の強化に努めます。 また、支援員の研修機会を設けるとともに、特別支援学級・通級指導教室の拡充に努め、支援を必要とする児童・生徒に適切な支援が行える体制づくりに努めます。	充実	学校教育課
90	スクールカウンセラーによる心のケアの充実	臨床心理士であるスクールカウンセラーを各中学校に配置し、校区内の中学生に対し、いじめや不登校等の生活上の問題や悩みの相談支援を行います。 また、研修を通してカウンセラーの資質向上を図るとともに、事業の周知や小学校への派遣により児童のカウンセリング利用を促進します。	継続	学校教育課

## (2) 子どもの居場所づくりの推進

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切な役割を担っており、子どもたちが地域でいきいきと過ごすためには、地域全体が子どもの居場所となることが大切です。また、少子化等の社会情勢の影響によるテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会が減少する中、子どもが安心して地域で遊び、学ぶことができる機会の提供が必要になっています。

地域の中で子どもが様々なことを体験し、学び、成長することができるよう、学童保育所や放課後子ども教室、児童館、その他の地域での活動等が連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安心して過ごせる環境づくりを進めます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
<b>① 子どもの活動の場の整備</b>				
91	放課後児童クラブ事業 (学童保育所事業)	子どもの健全な育成を図るため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供します。	継続	こども福祉課
92	放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、小学生を対象に校庭や教室を開放し、学習・体験・交流活動を行います。	継続	生涯学習課
93	学童保育所の施設整備の推進	大規模な学童保育所について、児童数の推移を見極めながら各運営委員会との協議を進め、分割整備事業等、各保育所の状況に応じた対応策を実施していきます。	継続	こども福祉課
94	放課後児童クラブ事業(学童保育所事業)と放課後子ども教室の連携	放課後児童クラブ事業(学童保育所事業)と放課後子ども教室の両事業を実施している学校においては両事業の連携を深め、親の就労状況にかかわらず、すべての小学生が放課後子ども教室のプログラムに参加できる体制を整備します。	継続	こども福祉課 生涯学習課
95	学校開放の推進	社会体育の普及や子どもの安全な遊びの場の確保に向け、運動場、体育館等の学校施設を開放します。	継続	スポーツ推進課
96	社会教育施設利用の推進	地域コミュニティ拠点であるスポーツ会館について指定管理者による運営を継続し、子どもの遊び場を確保します。	継続	スポーツ推進課
97	児童館の運営の推進	健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を支援していく拠点施設である児童館の運営を行うとともに、運営への子どもの参画を推進します。	継続	こども福祉課
<b>② 社会体験学習の充実</b>				
98	文化活動や職場体験の推進	地域の協力を得て、小学生に地域文化体験、中学生に職業体験・福祉体験の機会を提供し、地域や社会の仕組み等に対する理解を深めます。	継続	学校教育課

# 第 5 章 事業の実施目標

## 1. 基本的な考え方

### (1) 教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育の提供区域」を設定することを義務づけています。「教育・保育の提供区域」について、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 2 項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

#### 大和郡山市の教育・保育の提供区域

市全域をひとつの教育・保育の提供区域と設定する

#### 【区域の設定理由】

##### ○上位計画や他計画において市をひとつの圏域としている

- ・「大和郡山市第 4 次総合計画」（平成 28 年 3 月策定）  
→市全体を基本に将来像や各施策を立て推進しています。
- ・「大和郡山市老人福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」（平成 30 年 3 月策定）  
→日常生活圏域は、30 分以内での移動可能な範囲（駆けつけられる範囲）を理想としており、市域でひとつに設定されています。

〔参考〕「介護保険法」 ～日常生活圏域とは～

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条

2

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域…以下省略

##### ○主要道路が東西南北に複数あり、移動が容易である

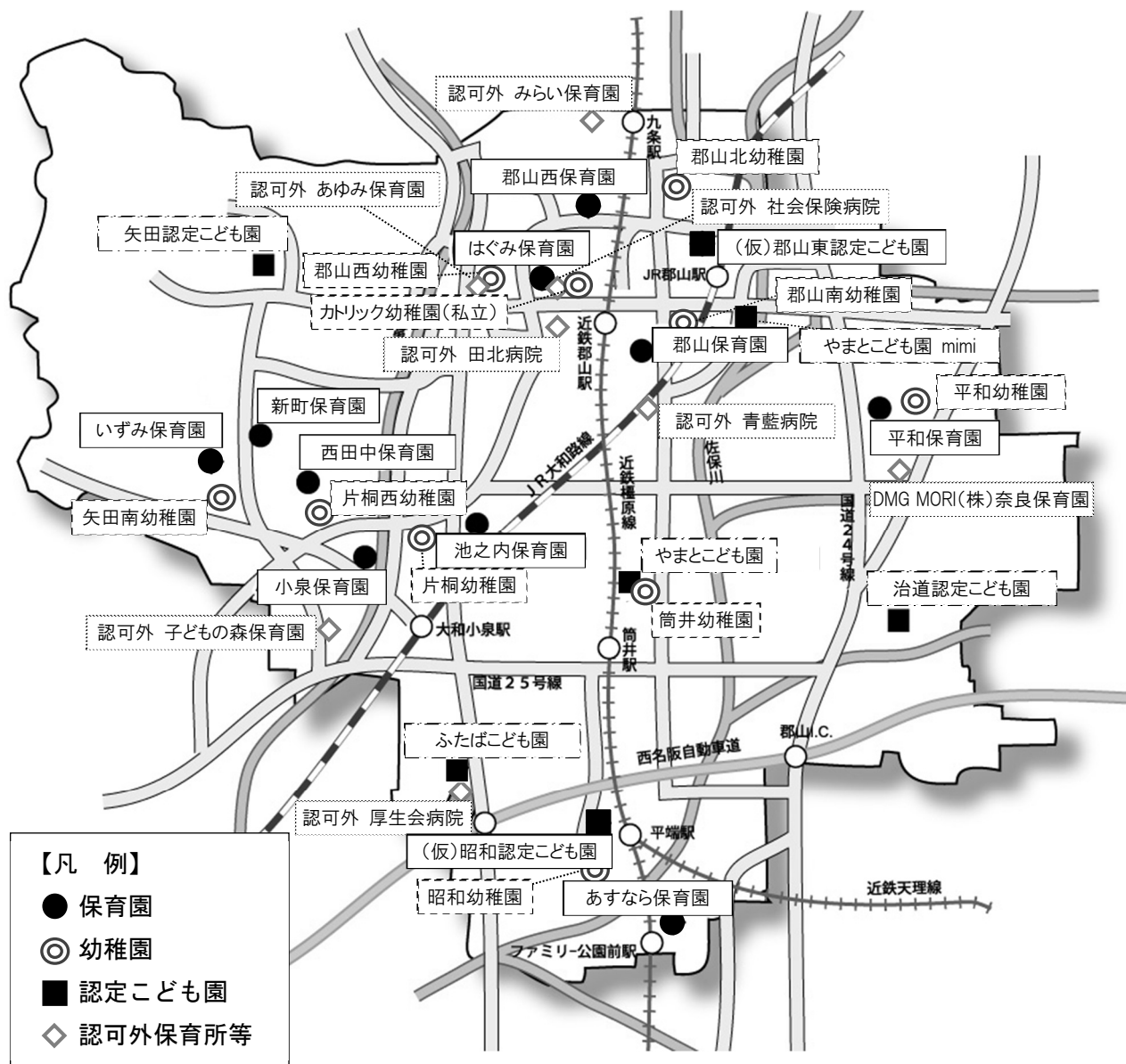
本市は JR 線、近鉄線の鉄道網に加え、道路網として南北に市道外環状線、県道大和中央道、県道大和郡山・広陵線、国道 24 号、東西に県道大和郡山・上三橋線、県道大和郡山環状線、国道 25 号が通り、県外とのアクセスも含め交通の便が良い環境にあります。

##### ○保育園・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設が約 7 km 圏内に設置されている

東西南北の端にある各施設が約 7 km 圏内に設置されており、平均時速 15 km で約 30 分、通常の交通手段を利用すれば約 30 分以内に移動できる範囲となっています。

〔参考〕徒歩で時速 約 5 km、自転車で時速 約 15 km

■市内の教育・保育施設の状況



■市内の教育・保育施設一覧

保育園	郡山西保育園、郡山保育園、平和保育園、はぐみ保育園、新町保育園、西田中保育園、いずみ保育園、池之内保育園、小泉保育園、あすなら保育園
幼稚園	郡山西幼稚園、郡山北幼稚園、郡山南幼稚園、平和幼稚園、矢田南幼稚園、片桐西幼稚園、筒井幼稚園、片桐幼稚園、昭和幼稚園、カトリック幼稚園(私立)
認定こども園	矢田認定こども園、やまとこども園、やまとこども園 mimi、治道認定こども園、ふたばこども園、(仮)郡山東認定こども園(令和2年4月開園予定)、(仮)昭和認定こども園(令和2年4月開園予定)、平和認定こども園(令和3年4月開園予定)
認可外保育所等	みらい保育園、あゆみ保育園、社会保険病院、DMG MORI(株)奈良保育園、青藍病院、田北病院、子どもの森保育園、厚生会病院

## (2) 量の見込みの算出方法について

「子ども・子育て支援法」で定める幼児期の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象とした子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果や実績値を踏まえて算出しました。

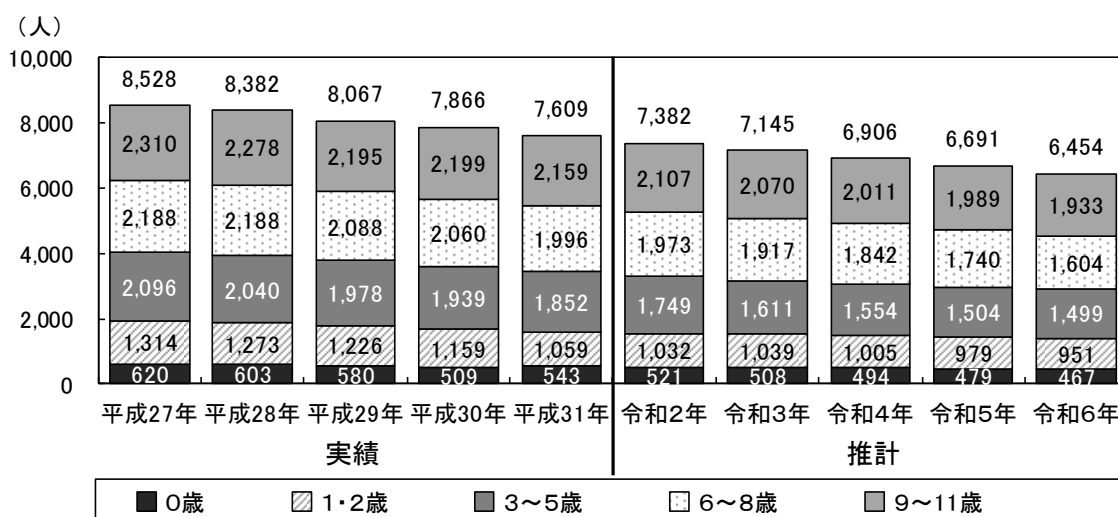
## (3) 児童人口推計について

将来人口は、コーホート要因法による推計を行いました。

コーホート要因法とは、基準年の性・年齢別人口(コーホート)をもとに、変化の要因(生残率、移動率等)を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。

児童数は、平成31年以降も減少が見込まれ、令和6年には0～5歳が2,917人、6～11歳が3,537人となり、ともに15%程度減少することが見込まれます。

### ■児童人口推計



(単位：人)

	実績					推計				
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	620	603	580	509	543	521	508	494	479	467
1・2歳	1,314	1,273	1,226	1,159	1,059	1,032	1,039	1,005	979	951
3～5歳	2,096	2,040	1,978	1,939	1,852	1,749	1,611	1,554	1,504	1,499
6～8歳	2,188	2,188	2,088	2,060	1,996	1,973	1,917	1,842	1,740	1,604
9～11歳	2,310	2,278	2,195	2,199	2,159	2,107	2,070	2,011	1,989	1,933
計 0～5歳	4,030	3,916	3,784	3,607	3,454	3,302	3,158	3,053	2,962	2,917
計 6～11歳	4,498	4,466	4,283	4,259	4,155	4,080	3,987	3,853	3,729	3,537
計 0～11歳	8,528	8,382	8,067	7,866	7,609	7,382	7,145	6,906	6,691	6,454

【人口推計の基礎データ】 ・平成29～31年の各年3月末時点の住民基本台帳各歳別人口  
 ・平成27年都道府県別生命表(奈良県) 厚生労働省



## (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

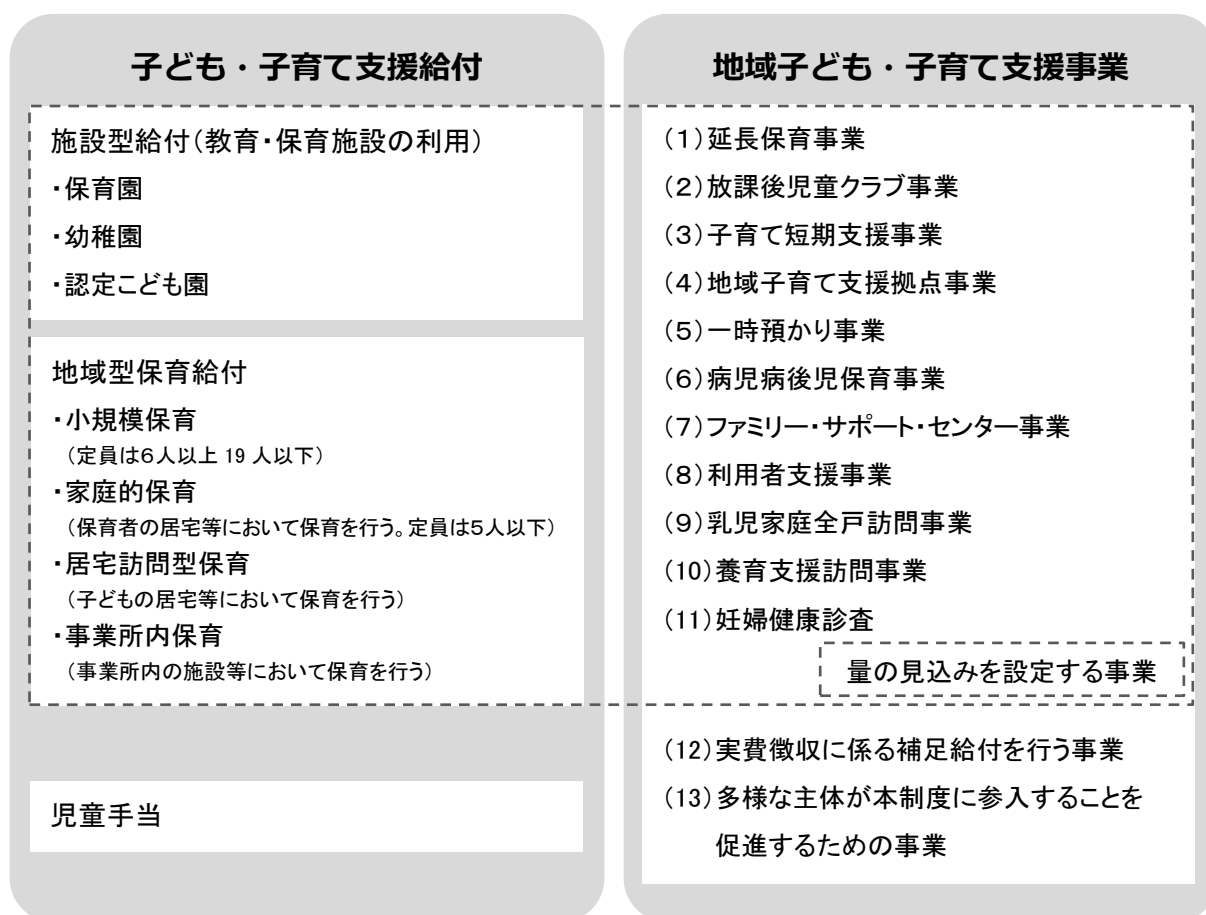
## 2. 新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、保育園・幼稚園・認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像



### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

#### ●事業概要●

特定教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号①	3～5歳、学校教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号②	3～5歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

#### ①各年度の実績

単位：人/年		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1号認定		806	740	728	684	-
2号認定		952	971	978	973	-
3号認定	0歳	57	59	79	52	-
	1・2歳	534	520	531	522	-

#### ②確保の考え方

- ・ 1号認定、2号認定（教育ニーズ）は幼稚園9か所、認定こども園8か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 2号認定（保育ニーズ）は保育園10か所、認定こども園8か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 3号認定は保育園10か所、認定こども園8か所で実施し、量の見込みを確保します。

#### ■保育園・幼稚園・認定こども園

保育園	郡山西保育園、郡山保育園、平和保育園、はぐみ保育園、新町保育園、西田中保育園、いずみ保育園、池之内保育園、小泉保育園、あすなら保育園
幼稚園	郡山西幼稚園、郡山北幼稚園、郡山南幼稚園、平和幼稚園、矢田南幼稚園、片桐西幼稚園、筒井幼稚園、片桐幼稚園、昭和幼稚園
認定こども園	矢田認定こども園、やまとこども園、やまとこども園 mimi、治道認定こども園、ふたばこども園、（仮）郡山東認定こども園（令和2年4月開園予定）、（仮）昭和認定こども園（令和2年4月開園予定）、平和認定こども園（令和3年4月開園予定）

■ 1号認定・2号認定

単位:人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号+2号認定①	650	599	578	559	557
	2号認定②	921	869	859	852	870
②確保の内容	1号+2号認定①	650	599	578	559	557
	2号認定②	921	869	859	852	870
過不足(②-①)	1号+2号認定①	0	0	0	0	0
	2号認定②	0	0	0	0	0

■ 3号認定(0歳)

単位:人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (0歳)	①量の見込み	68	67	66	63	61
	②確保の内容	68	67	66	63	61
	保育利用率(%)	33.4	34.3	35.2	36.3	37.3
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 3号認定(1・2歳)

単位:人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み	460	463	447	436	423
	②確保の内容	460	463	447	436	423
	保育利用率(%)	52.4	52.1	53.8	55.3	56.9
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 学校教育・保育の量の見込み(再掲)

単位:人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3~5歳	650	599	578	559	557
2号認定	3~5歳	921	869	859	852	870
3号認定	0歳	68	67	66	63	61
	1・2歳	460	463	447	436	423
合計		2,099	1,998	1,950	1,910	1,911

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

#### ●事業概要●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育園・認定こども園等において保育を実施する事業です。

#### ①各年度の実績

単位:人/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
延長保育事業	486	510	478	456	-

#### ②確保の考え方

- ・延長保育事業については17か所で実施し、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人/年		量の見込み・確保の内容					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
延長保育 事業	①量の見込み	440	421	407	395	389	
	②確保 の内容	実人数	440	421	407	395	389
		施設数(か所)	17	17	17	17	17
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (2) 放課後児童クラブ事業（学童保育所事業）

### ●事業概要●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

### ①各年度の実績

単位:人/年		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
放課後児童 クラブ事業	1年生	172	189	207	204	-
	2年生	171	164	177	206	-
	3年生	130	141	135	160	-
	4年生	93	102	113	102	-
	5年生	47	65	57	71	-
	6年生	33	31	41	32	-
	全体	646	692	730	775	-

### ②確保の考え方

- ・各小学校区で実施するとともに、量の見込みを上回る定員の拡大により、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備します。
- ・大規模学童保育所については、児童数の推移を見守りながら、保護者会との協議を進め、小学校の余裕教室等を利用することにより、拠点数を増やすなどの対応策を実施していきます。
- ・本事業は保護者による運営委員会によって運営しています。地域の実情に応じたものにするために、運営方法を検討するとともに、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。
- ・放課後子ども教室との一体的または連携型での提供を図ります。

単位:人/年		量の見込み・確保の内容					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後 児童クラブ 事業	①量の 見込み	1年生	215	226	237	248	259
		2年生	196	207	217	228	239
		3年生	175	167	176	185	194
		4年生	125	137	130	137	144
		5年生	64	79	86	82	86
		6年生	44	40	49	53	51
	②確保 の内容	1～3年生	586	600	630	661	692
		4～5年生	233	256	265	272	281
		施設数(か所)	17	22	22	22	22
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	

### (3) 子育て短期支援事業

#### ●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### ①各年度の実績

単位:人日/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
子育て短期支援事業	10	22	52	27	-

#### ②確保の考え方

- ・子育て短期支援事業については、市外6か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日/年		量の見込み・確保の内容					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
子育て 短期支援 事業	①量の見込み	109	104	101	97	96	
	②確保 の内容	延べ人数	109	104	101	97	96
		施設数(か所)	6	6	6	6	6
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### ●事業概要●

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

#### ①各年度の実績

単位:人回/月	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
地域子育て支援拠点事業	680	816	3,081	3,032	-

## ②確保の考え方

- ・地域子育て支援拠点事業はひろば型5か所、センター型2か所で実施することにより、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人回/月		量の見込み・確保の内容					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地域子育て 支援拠点 事業	①量の見込み	2,823	2,812	2,725	2,650	2,578	
	②確保 の内容	延べ人数	2,823	2,812	2,725	2,650	2,578
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (5) 一時預かり事業

### ●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園・幼稚園・認定こども園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ①各年度の実績

単位:人日/年		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
一時預かり 事業	幼稚園型 (1号+2号・3~5歳)	1,487	1,579	1,433	1,310	-
	幼稚園型を除く (0~5歳)	0	51	68	59	-

## ②確保の考え方

- ・幼稚園型については、すべての幼稚園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・幼稚園型を除くは、ファミリー・サポート・センターと、(仮)郡山東認定こども園(前:郡山東保育園)とふたばこども園の2か所の体制で実施し、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■幼稚園型

単位:人日/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (幼稚園型)	①量の見込み	1,450	1,355	1,326	1,302	1,317
	②確保の内容	1,450	1,355	1,326	1,302	1,317
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■幼稚園型を除く

単位:人日/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	①量の見込み	59	57	55	53	52
	②確保の内容	59	57	55	53	52
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## (6) 病児病後児保育事業

●事業概要●

病児病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### ①各年度の実績

単位:人日/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
病児病後児保育事業	0	3	0	1	-

### ②確保の考え方

・病児病後児保育事業については、(仮)郡山東認定こども園(前:郡山東保育園)にて実施し、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。

単位:人日/年		量の見込み・確保の内容					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
病児 病後児 保育事業	①量の見込み	110	105	102	99	97	
	②確保 の内容	延べ人数	110	105	102	99	97
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0



## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### ●事業概要●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ①各年度の実績

単位:人日/年		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ファミリー・サポ ート・センター事業	1～3年生	21	36	308	441	-
	4～6年生	263	116	83	147	-

### ②確保の考え方

- ・市内1か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・託児から送迎へと依頼内容が変化しているなどの現状に対応するため、援助会員のスキルアップや、新たな子育て支援ボランティアの育成を図り、ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日/年			量の見込み・確保の内容				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリー・ サポート・ センター 事業	①量の 見込み	1～3年生	422	410	394	372	343
		4～6年生	143	141	137	135	131
	②確保 の内容	1～3年生	422	410	394	372	343
		4～6年生	143	141	137	135	131
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (8) 利用者支援事業

### ●事業概要●

子どもや保護者が、保育園・幼稚園・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、学童保育所等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉にかかわる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉にかかわる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、それらの利用にあたって子どもや保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

### ①各年度の実績

単位:か所	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
利用者支援事業	0	0	1	1	-

### ②確保の考え方

- ・市内1か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・子育てに関する相談により柔軟に対応できるように、こども福祉課を総合相談窓口として、機能や体制を強化します。

単位:か所		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1(母子保健型)	1(母子保健型)	1(母子保健型)	1(母子保健型)	1(母子保健型)
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）

#### ●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ①各年度の実績

単位:人/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
乳児家庭全戸訪問事業	594	573	535	507	-

### ②確保の考え方

- ・生後4か月までの乳児のいる家庭に各地区担当保健師や奈良県助産師会の助産師が訪問し、育児不安の早期発見につなげ、母子の育児相談を行います。

実施体制：17人　実施場所：対象者宅　検査項目：身体測定等　実施時期：通年

単位:人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸 訪問事業	①量の見込み	521	508	494	479	467
	②確保の内容	521	508	494	479	467
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## (10) 養育支援訪問事業

### ●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ①各年度の実績

単位:人/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
養育支援訪問事業	15	28	14	29	-

### ②確保の考え方

・養育支援訪問事業については、支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え、事業内容を周知します。

実施体制：4人 実施場所：対象者宅 実施機関：保健センター等

単位:人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問 事業	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査

### ●事業概要●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ①各年度の実績

単位:人/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
妊婦健康診査	975	975	898	883	-

## ②確保の考え方

- ・妊婦健康診査については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診を目指して実施体制を整え事業内容を周知します。

実施場所：医療機関　実施機関：各医療機関　委託団体：県医師会

検査項目：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）

必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）

実施時期：妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回

妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降分娩まで：1 週間に 1 回

単位：人/年		量の見込み・確保の内容				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	①量の見込み	860	839	816	791	771
	②確保の内容	860	839	816	791	771
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を行います。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割

本計画は、子ども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等、広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけでなく、家庭、地域、事業所、関係機関・団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

### ■家庭の役割

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担っています。家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもとかかわりながら子育てをし、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、健やかな育ちを支えていくことが求められます。

### ■地域の役割

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止等、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流等に参画することが期待されます。

### ■関係機関・団体の役割

子育て支援や青少年健全育成等、様々な活動を展開している関係機関や団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、さらには専門的な知見から助言・支援できる立場として、子どもや子育て家庭に寄り添い、支援する役割が期待されています。市や地域、事業所との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

### ■企業の役割

企業では、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する職場環境づくりが期待されます。

### ■行政の役割

行政は、計画の推進主体として、本計画における施策、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、家庭や地域等との連携や協働を図りながら、計画を着実に実行していきます。

## 2. 推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援にかかわる関係機関をはじめ、学校、企業、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解の促進を図るとともに、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

## 3. 進捗管理・評価

本計画に掲げる施策を推進するため、「大和郡山市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

# 資料編

## 1. 大和郡山市子ども・子育て会議条例

○大和郡山市子ども・子育て会議条例

平成25年7月11日

大和郡山市条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大和郡山市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉健康づくり部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



## 2. 大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分		氏名	所属
子どもの保護者		勝川 洋	大和郡山市PTA連合協議会
		高田 典子	公募委員
		森田 由美子	公募委員
子ども・子育て支援に 事業に従事する者	保育園代表	森川 仁美	大和郡山市公私立保育園園長会 (公立)
		◎ 生田 宏史	大和郡山市公私立保育園園長会 (私立)
	幼稚園代表 (小学校代表)	向井 くるみ	大和郡山市校園長会
		吉野 晴美	大和郡山カトリック幼稚園 園長
	子育て支援代表	○ 乾 由美子	大和郡山こどもサポートクラブ 代表
子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者		米田 紀子	前奈良文化女子短期大学講師 (幼児教育学科)
その他市長が適当と認める者		往西 佳世子	大和郡山市主任児童部会 (主任児童委員)
		田中 篤史	日本労働組合総連合会奈良県連合会 西和地域協議会
		上田 亮	福祉健康づくり部長

※◎印は会長、○印は副会長

### 3. 策定経過

年度	月日	内容
令和 元年度	6月13日	令和元年度第1回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)の概要について ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)策定のスケジュールについて ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)策定にかかるアンケート調査票について
	7月13日～ 7月26日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査
	8月	「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」(第一期計画)の実施状況調査(庁内)
	9月26日	令和元年度第2回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の報告 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)(骨子案)の検討 ◇事業量の検討
	11月29日	令和元年度第3回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)(素案)の検討 ◇目標量の確保方策の検討
	1月17日 ～2月12日	「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)(素案)」についてのパブリック・コメントの実施
	2月19日	令和元年度第4回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇パブリック・コメント結果の報告 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第二期)(案)の検討



## 大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）

発行年月：令和2年3月

発行：大和郡山市 編集：大和郡山市 子育て支援課

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

電話：(0743) 53-1151 F A X：(0743) 53-1049